

目 次

◎会議録第1号（9月3日）議案説明

開 会	5
日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告	5
開 議	7
日程第2 会議録署名議員の指名	7
日程第3 会期の決定	7
日程第4 報告第5号 令和5年度決算に係る財政指標の報告につ いて	8
日程第5 議案第59号 松前町職員定数条例の一部を改正する条例	9
日程第6 議案第60号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する 条例	10
日程第7 議案第61号 松前町行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基 づく個人番号の利用及び特定個人情報の提 供に関する条例の一部を改正する条例	12
日程第8 議案第62号 松前町町営住宅管理条例の一部を改正する 条例	13
日程第9 議案第63号 松前町水道事業給水条例の一部を改正する 条例	15
日程第10 議案第64号 松前総合文化センター中規模改修機械設備 工事請負契約の締結について	16
日程第11 議案第65号 訴えの提起について	17
日程第12 議案第66号 愛媛県地方税滞納整理機構の共同処理する事 務の変更及び規約の変更について	19
日程第13 議案第67号 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更 について	20
日程第14 議案第68号 令和5年度松前町歳入歳出決算認定につい て	21
日程第15 議案第69号 令和5年度松前町水道事業会計決算認定に ついて	25
日程第16 議案第70号 令和5年度松前町下水道事業会計決算認定 について	26

日程第17	議案第71号	令和6年度松前町一般会計補正予算（第2号）	31
日程第18	議案第72号	令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	31
日程第19	議案第73号	令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	31
日程第20	議案第74号	令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2号）	31
日程第21	議案第75号	令和6年度松前町水道事業会計補正予算（第1号）	31
散 会			35

〜〜

◎会議録第2号（9月9日）一般質問

開 議		40
日程第1	会議録署名議員の指名	40
日程第2	一般質問	
	13番 藤岡 緑議員	40
	10番 影岡 俊範議員	46
	6番 曾我部秀司議員	50
	3番 池田 幸子議員	60
	2番 池内 邦仁議員	63
	4番 西村 元一議員	66
	14番 加藤 博徳議員	82
散 会		89

〜〜

◎会議録第3号（9月25日）委員長報告

開 議		95
日程第1	会議録署名議員の指名	95
日程第2	議案第59号 松前町職員定数条例の一部を改正する条例	95
日程第3	議案第60号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例	97
日程第4	議案第61号 松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提	

		供に関する条例の一部を改正する条例……………	97
日程第 5	議案第62号	松前町町営住宅管理条例の一部を改正する 条例……………	98
日程第 6	議案第63号	松前町水道事業給水条例の一部を改正する 条例……………	99
日程第 7	議案第64号	松前総合文化センター中規模改修機械設備 工事請負契約の締結について……………	101
日程第 8	議案第65号	訴えの提起について……………	102
日程第 9	議案第66号	愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事 務の変更及び規約の変更について……………	103
日程第10	議案第67号	愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更 について……………	104
日程第11	議案第68号	令和 5 年度松前町歳入歳出決算認定につい て……………	105
日程第12	議案第69号	令和 5 年度松前町水道事業会計決算認定に ついて……………	105
日程第13	議案第70号	令和 5 年度松前町下水道事業会計決算認定 について……………	105
日程第14	議案第71号	令和 6 年度松前町一般会計補正予算（第 2 号）……………	114
日程第15	議案第72号	令和 6 年度松前町国民健康保険特別会計補 正予算（第 2 号）……………	114
日程第16	議案第73号	令和 6 年度松前町後期高齢者医療特別会計 補正予算（第 2 号）……………	114
日程第17	議案第74号	令和 6 年度松前町介護保険特別会計補正予 算（第 2 号）……………	114
日程第18	議案第75号	令和 6 年度松前町水道事業会計補正予算 （第 1 号）……………	114
日程第19	議員提出議案第 1 号	防災・減災・国土強靱化対策の更 なる推進を求める意見書の提出に ついて……………	120
日程第20	議案第76号	松前総合文化センター中規模改修建築主体 工事請負契約の締結について……………	121
日程第21	議案第77号	松前町教育委員会委員の任命につき同意を	

		求めることについて……………	122
日程第22	議選第1号	松前町選挙管理委員及び補充員の選挙につ いて……………	123
日程第23	議案第76号	松前総合文化センター中規模改修建築主体 工事請負契約の締結について……………	124
日程第24	議員派遣の件……………		125
閉 議……………			126
町長挨拶……………			126
閉 会……………			126

9月3日（第1号）

令和6年松前町議会第3回定例会会議録

令和6年9月3日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 重松 知之	2番 池内 邦仁	3番 池田 幸子
4番 西村 元一	5番 渡部 恵美	6番 曾我部 秀司
7番 住田 英次	8番 田中 周作	9番 城村 トキ子
10番 影岡 俊範	11番 稲田 輝宏	12番 村井 慶太郎
13番 藤岡 緑	14番 加藤 博徳	

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、欠席議員を除いた13名である。

欠席議員は、次のとおりである。

8番 田中 周作

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田 中 浩 介
副 町 長	徳 居 芳 之
教 育 長	足 立 一 志
監 査 委 員	安 永 紀 雄
総 務 部 長	大 川 康 久
保健福祉部長	早 瀬 晴 美
産業建設部長	渡 部 博 憲
出 納 局 長	仙 波 晴 樹
教育委員会 事務局 局長	住 田 民 章
総 務 課 長	平 村 展 章
財 政 課 長	田 中 志 延
税 務 課 長	塩 梅 敬 介

危機管理課長	金 子 裕 之
町 民 課 長	渡 辺 司
福 祉 課 長	佐 藤 真 一
保 険 課 長	柏 原 正
子育て支援課長	大 西 雅 弘
健 康 課 長	渡 部 直 樹
まちづくり課長	大 政 邦 弘
産 業 課 長	山 田 善 仁
会 計 課 長	田 中 俊 臣
会 計 課 技 監	永 井 仁
上下水道課長	住 田 俊 哉
学校教育課長	金 子 貴 徳
社会教育課長	三 原 三千夫

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	楠 田 匡 志
議会事務局 書 記	徳 本 敏 子

令和 6 年松前町議会第 3 回定例会

議 事 日 程 表

No. 1

	令和 6 年 9 月 3 日 (火)	午前 9 時 30 分	開議
	開 会		
日程第 1	町長挨拶並びに諸般の報告		
	開 議		
日程第 2	会議録署名議員の指名		
日程第 3	会期の決定		
日程第 4	報告第 5 号	令和 5 年度決算に係る財政指標の報告について	
上程	報告	質疑	
日程第 5	議案第 59 号	松前町職員定数条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第 6	議案第 60 号	松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（文教厚生）
日程第 7	議案第 61 号	松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（文教厚生）
日程第 8	議案第 62 号	松前町町営住宅管理条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第 9	議案第 63 号	松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第 10	議案第 64 号	松前総合文化センター中規模改修機械設備工事請負契約の締結について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第 11	議案第 65 号	訴えの提起について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（文教厚生）
日程第 12	議案第 66 号	愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）
日程第 13	議案第 67 号	愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（文教厚生）
日程第 14	議案第 68 号	令和 5 年度松前町歳入歳出決算認定について	

上程	提案理由説明	監査委員報告	質疑	委員会付託(予算決算)
日程第15	議案第69号	令和5年度松前町水道事業会計決算認定について		
上程	提案理由説明	監査委員報告	質疑	委員会付託(予算決算)
日程第16	議案第70号	令和5年度松前町下水道事業会計決算認定について		
上程	提案理由説明	監査委員報告	質疑	委員会付託(予算決算)
日程第17	議案第71号	令和6年度松前町一般会計補正予算(第2号)		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(予算決算)	
日程第18	議案第72号	令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(予算決算)	
日程第19	議案第73号	令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(予算決算)	
日程第20	議案第74号	令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2号)		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(予算決算)	
日程第21	議案第75号	令和6年度松前町水道事業会計補正予算(第1号)		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(予算決算)	

○議長（住田英次） 開会に先立ちまして御報告いたします。

8 番田中周作議員から欠席届が提出されています。

午前 9 時30分 開会

○議長（住田英次） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、ただいまから令和 6 年松前町議会第 3 回定例会を開会します。

~~~~~

#### 日程第 1 町長挨拶並びに諸般の報告

○議長（住田英次） 日程第 1、町長挨拶並びに諸般の報告を行います。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

今年は、肌を刺すような強い日差しの毎日が続き、猛暑・酷暑という言葉が当てはまる夏でした。

また、先月 8 日に発生した、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震を受けて気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域で大規模地震が発生する可能性が高まっているとして、南海トラフ地震臨時情報を発表しました。幸い国による注意の呼びかけ措置の期間に、地震活動や地殻変動は観測されませんでした。改めて日頃から地震への備えを確認することの重要性を認識したところでございます。地震は、いつどれくらいの規模で発生するかは誰にも分かりません。住民の皆様には、引き続き大規模地震の発生に備えて、それぞれの状況に応じた必要な備えを実施するとともに、冷静な行動を心がけながら、通常の生活を送っていただきますようお願いいたします。

本日、令和 6 年松前町議会第 3 回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただき、ありがとうございました。

本議会におきましては、令和 6 年度一般会計補正予算案をはじめ、当面する町政の諸案件について御審議をいただくこととなっておりますので、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

さて、206の国と地域が参加して開催された第33回夏季オリンピック・パリ競技大会において日本選手団は、金メダル20個を含む海外開催のオリンピックで歴代最多となる45個のメダルを獲得しました。特に今大会は、10代後半や20代前半の若い世代の選手の活躍が多く、最後まで諦めず果敢にチャレンジし、劣勢から逆転勝利した選手たちの懸命な姿は、日本中を歓喜に包み、私たちに深い感動と勇気を与えてくれました。

また、愛媛県出身のゴルフの松山英樹選手は、日本男子ゴルフ界で初となるオリンピック銅メダルを獲得するなど、愛媛県民としてもとても誇りに思います。

それでは、令和 6 年第 3 回定例会の開会に当たり、提案しております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

初めに、河川の治水事業の促進について申し上げます。

7月24日・25日の2日間、四国治水期成同盟連合会及び四国河川協議会の活動として、国土交通省水管理・国土保全局長をはじめとする幹部職員及び県選出国會議員に面会し、河川治水事業の要望活動を行ってまいりました。

具体的には、近年気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化が顕著となっており、今後事前防止対策として治水対策を推進することが急務となっていることから、従来の治水対策事業費はもちろんのこと、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に位置づけられた事業が着実に実施されるよう、現下の物価高騰による人件費等の上昇を見込んだ予算の確保・増額を行うこと、また堤防、樋門等の河川・海岸構造物地震・津波対策を着実に推進することなどを要望しました。

本町の地形的に、重信川の大規模氾濫が発生した場合には、町域の大半が浸水する想定となっており、甚大な被害が発生することから、今後も引き続き河川の治水事業の促進について、国に対して要望してまいります。

次に、姉妹都市交流事業について申し上げます。

7月24日から26日までの3日間、町内の小学生6年生10名が、北海道まつまえ町を元気に訪問してまいりました。まつまえ町では、地域資源を生かし、趣向を凝らした様々な体験イベントを通し、子どもたちは知識や見聞を広めたほか、先月7日付の北海道新聞に交流事業の記事が掲載されるなど、一生の思い出になったと思います。12月には、まつまえ町から子どもたちが来町しますので、松前の風土や文化、地域の特色を知っていただく体験によりお互いの友好を深め、子どもたちの情操を高める実りある交流となるよう努めてまいります。

次に、まさき町夏祭りについて申し上げます。

先月3日と4日に開催された夏祭りは、「つながる想い届け！！」のコンセプトの下、町内外から大勢の方々に御参加、御来場いただき、大変にぎわいのある夏祭りとなりました。

塩屋海岸で行われた恒例のはんぎり競漕H-1グランプリは、澄み渡る夏空が広がる絶好のはんぎり日和の下、総勢197名が出場し、小学生個人、高校生団体、一般個人・団体の部のそれぞれの部門で熱戦が繰り広げられました。

高校生団体のはんぎり甲子園では、地元の伊予高校が自ら持つワールドレコードを更新して、圧倒的な速さで見事昨年に続き連覇を果たしました。また、一般団体の部には、私も出場させていただき、松前の夏の風物詩はんぎりを参加者の皆さんと一緒に楽しむことができました。

夕方からは、会場を松前公園に移し、新たなイベントとして、ジャパハリネットのライブやスカイランタンなど、イベントを開催しました。ジャパハリネットは、2004年にメジ

ャーデビューをした愛媛を代表するロックバンドで、松前町出身のギターの中田衛樹さんとドラムの中岡良一さんの2人にボーカルとベースを含めた4人の熱いステージに、会場は一体となって大いに盛り上がりました。

夏祭りのフィナーレ、スカイランタンイベントでは、参加者の想いやメッセージをしたためた約550個のスカイランタンに光りをともし、司会者の合図の下、一斉に空に浮かべました。夜空一面に広がるスカイランタンは、幻想的でとても美しく、参加者それぞれのつながる想いを届けた夏祭りは、しっとりと締めくくりました。

今年の夏祭りも、伊予高校の生徒やボランティアスタッフをはじめ、たくさんの皆様方の御協力により盛大に開催することができましたことを改めて心から感謝いたします。

今後より魅力あるイベントの開催を検討し、町内外からさらに大勢の方々に集まっていただけるよう、にぎわいと活力のあるまちづくりに努めてまいります。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には、報告案件1件、条例案件5件、決算認定3件、予算案件5件、その他議決を求めるもの4件、合わせて18件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。

○議長（住田英次） 町長挨拶並びに諸般の報告を終わります。

これから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

6 番曾我部秀司議員、9 番城村トキ子議員、以上両議員を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第3 会期の決定

○議長（住田英次） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る8月27日の議会運営委員会で協議の結果、本日から9月25日までの23日間と決定しました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月25日までの23日間と決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第4 報告第5号 令和5年度決算に係る財政指標の報告について（上程、報告、質疑）**

○議長（住田英次） 日程第4、報告第5号令和5年度決算に係る財政指標の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の5ページをお開きください。

報告第5号令和5年度決算に係る財政指標について報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見をつけて報告をするものです。

内容につきましては、健全化判断比率については田中財政課長に、資金不足比率については住田上下水道課長にそれぞれ説明させます。

○議長（住田英次） 田中財政課長。

○財政課長（田中志延） 報告第5号について補足して説明いたします。

参考資料のほうの5ページをお願いします。

健全化判断比率は、財政状況を統一的な指標で明らかにすることにより、団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものです。財政健全化を判断するための指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標があります。それぞれの指標の状況のところに記載しています早期健全化基準とは、財政が悪化している状況とみなされる基準であり、財政再生基準とは、財政が著しく悪化しており、自主的に財政の健全化を図ることが困難な状況とみなされる基準です。

まず、1番、実質赤字比率は、一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す比率です。令和5年度の一般会計における決算での実質収支が黒字であるため、実質赤字には該当しません。

次のページをお願いします。

2番、連結実質赤字比率は、一般会計と特別会計や公営企業会計など、全ての会計を合算することにより、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す比率です。令和5年度の全会計における決算での実質収支等の合計額が黒字であるため、連結実質赤字には該当しません。

次に、3番、実質公債費比率は、全会計及び一部事務組合等を対象とする指標で、一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の程度を示す比率です。令和5年度の実質公債費比率は9.6%となっており、早期健全化基準の25%を下回っています。

次のページをお願いします。

4番、将来負担比率は、全会計及び一部事務組合等の地方債の償還に充てられる見込額や職員の退職手当支給予定額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の残高を指標化したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す比率のことです。令和5年度の将来負担比率は71.5%となっており、早期健全化基準の350%を下回っています。

なお、監査委員の審査意見書が、議案書のほうの10ページについておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 住田上下水道課長。

○上下水道課長（住田俊哉） 続きまして、公営企業の資金不足比率について補足して説明いたします。

参考資料の8ページ、9ページをお願いします。

資金不足比率とは、資金の不足状況を指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

まず、水道事業会計の資金不足比率は、令和5年度水道事業会計の決算で流動資産が流動負債を上回っており資金不足は生じていないため、資金不足比率は発生していません。

次に、下水道事業会計の資金不足比率につきましても、令和5年度下水道事業会計の決算で流動資産が流動負債を上回っており資金不足は生じていないため、資金不足比率は発生していません。

なお、監査委員の審査意見書が、議案書の12ページと13ページについていますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提出者の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

報告第5号を終わります。

~~~~~

日程第5 議案第59号 松前町職員定数条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第5、議案第59号松前町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の15ページをお開きください。

議案第59号について提案理由を申し上げます。

必要な職員数を確保することにより、町民の需要に的確に対応し、及び経済社会情勢の変化に対応するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（住田英次） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第59号について補足して説明いたします。

議案書は15ページからですが、参考資料で説明いたします。

参考資料11ページを御覧ください。

今回の改正は、必要な職員数を確保することで、町民ニーズを的確に捉え、経済社会情勢の変化に対応するため、所要の改正を行うものです。

内容については、2の制定の概要を御覧ください。

町長部局の事務職員数を現行の180人から223人へ、教育委員会部局の事務職員数及び教育機関の職員数を現行の46人から36人へそれぞれ改正し、合計の定数を280人とします。

また、各事務部局の定数について、総定数の範囲内で調整することができるよう規定を追加するほか、病気などでの休職、育児休暇、他機関への派遣により一時的に職場を離れている職員については、定数外職員として取り扱える規定を追加します。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行することとします。

以上で議案第59号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第59号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第6 議案第60号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（住田英次） 日程第6、議案第60号松前町国民健康保険条例の一部を改正する条

例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の17ページをお開きください。

議案第60号について提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、国民健康保険法の一部が改正されることに伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、早瀬保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（住田英次） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） それでは、議案第60号について補足して御説明いたします。

議案書17ページ、参考資料は13ページをお願いします。

議案書で御説明します。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、国民健康保険法の一部が改正され、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に係る規定が削られるため、松前町国民健康保険条例第10条においても同様に該当部分を削り、規定の整備を図るものです。

右が改正前、左が改正後で、先ほど御説明しましたとおり、被保険者証の返還に関する部分を削る改正となっております。

この条例は、現行の被保険者証が廃止される令和6年12月2日から施行し、経過措置としまして、既に被保険者証の交付を受けている世帯主がこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとします。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第60号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員



会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第7 議案第61号 松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（住田英次） 日程第7、議案第61号松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の19ページをお開きください。

議案第61号について提案理由を申し上げます。

令和6年12月に健康保険証が廃止されることに伴い、個人番号利用事務に子ども医療費助成及び重度心身障がい者医療費助成に関する事務を追加し、必要な情報を取得することができるようになるため、及び規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、早瀬保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） それでは、議案第61号について補足して御説明いたします。

議案書19ページ、参考資料は15ページをお願いします。

今回の改正は、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、個人番号利用事務に子ども医療費助成及び重度心身障がい者医療費助成に関する事務を追加し、必要な情報を取得することができるようになるため、別表第1、第2の改正及び規定の整備を図るために所要の改正を行うものです。

議案書で御説明します。

右が改正前、左が改正後です。

第2条は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことによる項ずれの改正になります。

次の20ページをお願いします。

今回改正する条例の第4条では、個人番号の利用範囲を定めており、この別表第1で特定個人番号利用事務を載せております。

この表の左、改正後の2に、「重度心身障がい者医療費助成に関する事務であって規則

で定めるもの」を、4に「子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの」を追加します。

また、右改正前9にあります「特定不妊治療費助成に関する事務であって町長が指定するもの」については、令和4年4月から特定不妊治療費が保険適用となり、それに伴い町
の要綱を廃止したため、削除します。

次に、その下、別表第2では、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用
できる特定個人情報と定めています。

1の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
が改正され、「別表第1の16」が、「別表の24」になったことによる項ずれの改正です。

その2つ下、表の左、改正後の3に、「重度心身障がい者医療費助成に関する事務であ
って規則で定めるもの」を、次の21ページ、5に、「子ども医療費助成に関する事務であ
って規則で定めるもの」を追加し、それぞれ利用できる特定個人情報を定めています。

また、右、改正前10にあります「特定不妊治療費助成に関する事務であって町長が指定
するもの」については、先ほど御説明しました理由により削除します。

この条例は公布の日から施行しますが、第2条の改正規定については、情報通信技術の
活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を
図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第1条第2号の政令で定
める日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第61号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員
会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第8 議案第62号 松前町町営住宅管理条例の一部を改正する条例（上程、提案  
理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第8、議案第62号松前町町営住宅管理条例の一部を改正する条  
例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の23ページをお開きください。

議案第62号について提案理由を申し上げます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律により配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、渡部産業建設部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部博憲） それでは、議案第62号について補足して御説明いたします。

議案書23ページを御覧ください。

今回の改正は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部が改正され、接近禁止命令等及び退去等命令の用語が定められるとともに、これらの命令を規定する条文が変更となったことから、町条例で引用するところの所要の改正を行うものです。

内容につきましては、これまで保護命令として接近禁止命令と退去命令が、同法第10条第1項に規定されていましたが、改正後は第10条第1項と第10条の2に分けて規定されることになったことから、議案書23ページ、松前町町営住宅管理条例の表の右、改正前の一番下になります第5条第2項第7号のイ文中の下線部について、表の左、「又は第10条の2」を加えます。

また、24ページ、一番上になります必要な字句を加えるものです。

なお、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で議案第62号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第62号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任

委員会へ付託することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第 9 議案第63号 松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））**

**○議長（住田英次）** 日程第 9、議案第63号松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

**○町長（田中浩介）** 議案書の25ページをお開きください。

議案第63号について提案理由を申し上げます。

水道料金を改定することにより、水道事業における健全な経営基盤を構築し、安全な水道水を安定して供給するため、及び老朽化する施設の更新に係る財源を確保するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、渡部公営企業部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（住田英次）** 渡部公営企業部長。

**○公営企業部長（渡部博憲）** それでは、議案第63号について補足して御説明いたします。

議案書は25ページからですが、参考資料で説明いたします。

参考資料19ページを御覧ください。

今回の改正は、水道料金を改定することにより、水道事業における健全な経営基盤を構築し、安全な水道水を安定して供給するため、及び老朽化する施設の更新に係る財源を確保するため、所要の改正を行うものです。

改正の概要につきまして、(1)の料金改定に伴う改正では、ア、水道料金の2段階での改定について、1段階目の改定は、令和7年5月分から令和9年4月分までの2年間、現行から約25%増の改定を行います。

2段階目の改定は、令和9年5月分以降、現行から約35.2%増の改定を行います。

イ、水道料金体系の見直し等について、料金体系を用途別体系から口径別体系に改めます。

また、基本料金を10立方メートルから8立方メートルに改めます。

それから、従量料金の水道区画を3段階から5又は6段階に改めます。

ウ、水道メーター使用料の廃止について、料金体系の用途別体系から口径別体系への改定に伴い、水道メーター使用料を廃止し、水道メーター使用料相当分を基本料金に含めることとします。

続きまして、(2)のその他の改正では、今回の料金改定に伴う条例改正に併せて、他の規定の整理等を行います。

ア、水道料金表及び水道加入金表の総額表示への改正を行います。

また、イ、共用給水装置の定義の削除を行います。

20ページ以降に、改定料金の適用時期のイメージ図や水道料金等一覧表をつけていますので、御参照いただきますようお願いいたします。

なお、この条例は令和7年5月1日から施行することとしております。

以上で議案第63号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第63号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第10 議案第64号 松前総合文化センター中規模改修機械設備工事請負契約の締結について（上程、提案説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第10、議案第64号松前総合文化センター中規模改修機械設備工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の35ページをお開きください。

議案第64号について提案理由を申し上げます。

松前総合文化センター中規模改修機械設備工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、永井会計課技監に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 永井会計課技監。

○会計課技監（永井 仁） 議案第64号について補足して説明させていただきます。

議案書35ページ、参考資料25ページをお願いします。

参考資料より説明させていただきます。

施工場所は、松前町大字筒井です。入札日は、令和6年7月10日、入札方法は、低入札価格調査制度を適用した入札後審査型一般競争入札で実施しました。工期は、議会の承認を得られた日を本契約日、その翌日を着工日とし、完成は令和7年2月28日を予定しております。入札参加者は、A Yエンジニアリング株式会社、タムラ設備有限会社の2者です。入札の結果、タムラ設備有限会社が、予定価格の制限の範囲内で低入札調査価格以上の有効な入札を行いましたので、タムラ設備有限会社を落札者とし、5,082万円で仮契約を行っております。

26ページが位置図になります。27ページから29ページが平面図となります。

この工事の主なものは、松前総合文化センターの衛生器具設備及び給排水設備の更新を行うものです。

30ページを御覧ください。

入札の執行表になります。ここに記載されている金額は、消費税抜きの金額となっております。予定価格4,864万7,200円に対して、入札金額は4,620万円で、落札率は95%となります。なお、A Yエンジニアリング株式会社は、松前町低入札価格調査実施要領の判定基準により失格となりました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第64号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第11 議案第65号 訴えの提起について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（住田英次） 日程第11、議案第65号訴えの提起についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書37ページをお開きください。

議案第65号について提案理由を申し上げます。

伊予郡松前町大字出作字前田250番1の土地について、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を請求する訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、佐藤福祉課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（住田英次） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤真一） それでは、議案第65号について補足して説明いたします。

議案書37ページ、参考資料は31ページをお願いいたします。

議案書を御覧ください。

先ほどの提案理由にありました伊予郡松前町大字出作字前田250番1の土地は、松前町立二名保育所跡地の中にある土地であり、昭和28年当時に保育所用地として、当時の北伊予村が譲り受けましたが、所有権移転の登記処理が未了のため、現在民地として残っております。

所有権の取得時効の要件となる民法に規定の20年を優に超える期間、町立の保育所用地として、平穩にかつ公然と占有していることから、当該土地の相続人に対し、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を請求する訴えを提起するものです。

訴えの相手方は、1にありますとおり、当該土地の相続人44人で、これは令和4年3月時点であり、相続人については、訴訟開始前後も継続して確認を行うため、裁判が結審するまでは確定の人数とはなりません。

訴えの趣旨は、先ほども説明しましたが、当該土地の相手方に対し、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を請求するものです。

訴えの対象となる土地は、所在地番が伊予郡松前町大字出作字前田250番1、地目、畑、地積、165平米です。

訴えに関する取扱いは、この訴訟は弁護士に委任いたします。

また、訴えにおいて必要があるときは、適当と認める条件で相手方と和解することができるものいたします。

判決の結果、必要がある場合は、上訴するものいたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第65号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第12 議案第66号 愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(住田英次) 日程第12、議案第66号愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長(田中浩介) 議案書の39ページをお開きください。

議案第66号について提案理由を申し上げます。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行により、令和6年度から森林環境税を市町が個人住民税と併せて賦課徴収することに伴い、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務を変更し、及び愛媛地方税滞納整理機構規約を変更するに当たり議決を求めるものです。

内容につきましては、塩梅税務課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(住田英次) 塩梅税務課長。

○税務課長(塩梅敬介) それでは、議案第66号について補足して説明いたします。

議案書39、40ページを御準備ください。

森林環境税を市町が個人住民税と併せて賦課徴収することから、愛媛地方税滞納整理機構において共同処理している事務を変更する必要性が生じたため、当機構の規約を改正します。

議案書40ページを御覧ください。

愛媛地方税滞納整理機構において共同処理している事務のうち、規約第3条第1号で規定している関係市町の長から引き受けた地方税の事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定に係る事務に下線で示すとおり、森林環境税を追加する改正を行います。

なお、この改正規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行することとします。

以上で議案第66号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第66号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第13 議案第67号 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について（上程、  
提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（住田英次） 日程第13、議案第67号愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の41ページをお開きください。

議案第67号について提案理由を申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されることに伴い、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約を変更するに当たり議決を求めるものです。

内容につきましては、柏原保険課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（住田英次） 柏原保険課長。

○保険課長（柏原 正） 議案第67号について補足して御説明いたします。

議案書は41ページですが、参考資料で御説明いたします。

参考資料の33ページを御覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正され、令和6年12月2日以後は、現行の被保険者証が廃止されます。これに伴い、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約において使用している被保険者証等の用語を削除する必要があるため、規約を変更するものです。

改正の内容については、34ページの愛媛県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表を御覧ください。

対照表内第4条の広域連合の処理する事務において、右側、改正前の下線で示す規定を、左側、改正後の下線で示す規定に改正するものです。これにより、ただし書、別表第1で使われていた被保険者証等の用語を削除し、広域連合の処理する事務は、法令に基づく後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務と改正するものです。

なお、施行日は令和6年12月2日です。

以上で議案第67号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第67号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託することに決定しました。

ここで10時30分まで休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

~~~~~

日程第14 議案第68号 令和5年度松前町歳入歳出決算認定について（上程、提案理由説明、監査委員報告、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（住田英次） 日程第14、議案第68号令和5年度松前町歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 決算の議案書の3ページをお開きください。

議案第68号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、松前町の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の令和5年度歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて認定を求めるものです。

内容につきましては、仙波出納局長に説明をさせまして、監査委員から監査結果を報告していただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 仙波出納局長。

○出納局長（仙波晴樹） それでは、令和５年度松前町歳入歳出決算認定の内容について御説明いたします。

各会計の歳入歳出決算書は、関係法令の定めるところにより調製いたしました。また、各会計の決算につきましては、令和６年７月１２日から８月７日にわたり、安永監査委員、加藤監査委員により審査をしていただきまして、８月２２日に審査意見書により報告を受けましたので、これを付して議会の認定をお願いするものです。

内容が多岐にわたりますので、歳入につきましては会計ごとに調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の歳入合計を、歳出につきましては会計ごとに予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の歳出合計をもって説明とさせていただきますので、御了承願います。

なお、会計ごとに作成している歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び１１５ページ以降の財産に関する調書については、決算の附属書類となりますので御参照いただきますようお願いいたします。

それでは、まず一般会計です。

決算の議案書の７ページを御覧ください。

以下、９ページまでが令和５年度の決算の歳入になります。

９ページ、一番下の段の歳入合計は、調定額１３４億８,０１９万７,８２０円、収入済額１３２億５,１５０万１,５４７円、不納欠損額５２０万５,２４９円、収入未済額２億２,３４９万１,０２４円です。

次に、１０ページを御覧ください。

次の１１ページまでが令和５年度の決算の歳出になります。

１１ページ、一番下の段の歳出合計は、予算現額１４０億１,２７０万８,０００円、支出済額１２６億７,６３９万２,４００円、翌年度繰越額６億３,０５０万９,０００円、不用額７億５８０万６,６００円です。枠外の記載のとおり、歳入歳出差引残額は５億７,５１０万９,１４７円となり、同額を翌年度に繰り越すものです。

次に、国民健康保険特別会計です。

７１ページを御覧ください。

令和５年度の決算の歳入になります。

一番下の段の歳入合計は、調定額３１億９,７８２万６,２８１円、収入済額３１億４,９２７万１,８０６円、不納欠損額３９７万２,８４６円、収入未済額４,４５８万１,６２９円です。

次に、７２ページを御覧ください。

令和５年度の決算の歳出になります。

一番下の段の歳出合計は、予算現額31億6,754万4,000円、支出済額30億3,666万6,921円、翌年度繰越額0円、不用額1億3,087万7,079円です。枠外の記載のとおり、歳入歳出差引残額は1億1,260万4,885円となり、同額を翌年度に繰り越すものです。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

85ページを御覧ください。

令和5年度の決算の歳入になります。

一番下の段の歳入合計は、調定額5億1,733万6,918円、収入済額5億1,687万5,228円、不納欠損額0円、収入未済額46万1,690円です。

次に、86ページを御覧ください。

令和5年度の決算の歳出になります。

一番下の段の歳出合計は、予算現額5億995万1,000円、支出済額5億254万6,256円、翌年度繰越額0円、不用額740万4,744円です。枠外の記載のとおり、歳入歳出差引残額は1,432万8,972円となり、同額を翌年度に繰り越すものです。

次に、介護保険特別会計保険事業勘定です。

92ページを御覧ください。

令和5年度の決算の歳入になります。

一番下の段の歳入合計は、調定額30億7,373万2,372円、収入済額30億7,066万3,799円、不納欠損額72万2,961円、収入未済額234万5,612円です。

次に、93ページを御覧ください。

令和5年度の決算の歳出になります。

一番下の段の歳出合計は、予算現額30億7,319万2,000円、支出済額29億9,780万3,141円、翌年度繰越額0円、不用額7,538万8,859円です。枠外の記載のとおり、歳入歳出差引残額は7,286万658円となり、同額を翌年度に繰り越すものです。

最後に、介護保険特別会計介護サービス事業勘定です。

108ページを御覧ください。

令和5年度の決算の歳入になります。

一番下の段の歳入合計は、調定額1,830万9,814円、収入済額も同額の1,830万9,814円、不納欠損額0円、収入未済額0円です。

次に、109ページを御覧ください。

令和5年度の決算の歳出になります。

一番下の段の歳出合計は、予算現額1,202万5,000円、支出済額1,080万5,286円、翌年度繰越額0円、不用額121万9,714円です。枠外の記載のとおり、歳入歳出差引残額は750万4,528円となり、同額を翌年度に繰り越すものです。

以上で内容についての御説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

監査委員の報告を求めます。

安永紀雄監査委員、お願いします。

○監査委員（安永紀雄） それでは、令和5年度松前町一般会計・各特別会計の決算審査及び基金運用状況審査について御報告いたします。

この審査は、監査委員2名の合議の結果であり、審査の概要等内容については、お手元に配付いたしております意見書のとおりでございます。

審査の方法は、町長から提出された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び証拠書類等につき、関係諸帳票と調査、照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況等について確認いたしました。あわせて、関係職員から説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成されており、計数は正確であり、予算執行の状況についても適正であると認められました。

なお、以下の項目について検討・努力をお願いするものです。

1、財政運営について、財政諸指数は良好な状態にあると認められます。

経常収支比率は86.9%で、子ども医療費などの扶助費が増加したことで松山市へのごみ処理委託の開始に伴い、一部事務組合に対する負担金が増加したことや介護保険などの特別会計に対する繰出金が増加したことで、前年度の84.1%と比べ財政の硬直化を示す指数のポイントは上がっています。

実質公債費比率は9.6%で、学校や保育所の整備など、近年地方債の借入額が増加していることにより、前年度の9.4%と比べポイントは上がっています。

将来負担比率は71.5%で、普通交付税と臨時財政対策債と合わせた収入額が増加し、それに伴い標準財政規模の額が増加したことなどにより、前年度の74.0%と比べ下がっています。

財政状況を示す経常収支比率は、自治体の財政構造の硬直化を示すもので、この比率が高くなるほど、財政の柔軟性が悪化していることを意味します。

今後、財政状況が悪化する要因として、深刻化する少子高齢化への対策費をはじめ、上昇する高齢者医療や障がい福祉に係る給付費、一部事務組合や企業会計への負担金など、高い水準での経費負担の増加が見込まれます。既存の経常経費のさらなる節減に努めるとともに、特定財源の確保や基金運営の見直しなど、絶え間ない取組により、さらに適正な財政運営を心がけてください。

2、住みよいまちづくりを実現する上で、福祉事業の充実が重要なものとなっており、その中でも特に深刻化する少子高齢化に対する事業の充実が最重要課題と考えています。

子育て支援事業をはじめ、少子高齢化対策の充実に向け、事務改善に励んでいる担当者の努力を評価したいと思います。

これからも地域の未来を担う子どもたちや支援が必要な高齢者とその家族に寄り添い、きめ細かなサポートの提供をお願いいたします。

また、さらなる深化に向け多様化する町民ニーズや社会情勢の変化を的確に把握し、事業の必要性や目的を明らかにして、業務改善や事務事業の再編・整理を行うなど、引き続き課題の抽出、新たな視点や柔軟な発想による改革に努めてください。

3、納税の公平性を守る上で、松前町税の収納状況の推移について分析しましたが、滞納繰越課税分に関して改善の必要性を感じます。

改善するためには、違う視点からの状況確認も含め、改善のための効率的な徴収プロセスの見直しや徴収率改善の成功事例の分析など、事務改善事項の整理も必要と考えます。

4、地方公共団体における内部統制制度は、事務の執行及び管理において、経済的・効率的かつ効果的に行われること及び事故や不適正な事務処理などを未然に防ぎ、健全な行政運営をすることにより、行政への住民の信頼を高めるものです。本町は、この制度を導入していませんが、事務事業評価を活用しての業務改善を行い、行財政改革に努められ、一定の内部統制はされています。

今後も多様化する町民ニーズや社会情勢の変化を的確に捉え、効率的かつ効果的な行財政運営を図るツールとして事務事業評価制度を深化させ、本格化するDX（デジタルトランスフォーメーション）との連携も視野に入れてください。

また、業務の適正な執行を目指す内部統制制度の導入も検討してください。

以上をもちまして審査の結果報告を終わります。

○議長（住田英次） 監査委員の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第68号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

日程第15 議案第69号 令和5年度松前町水道事業会計決算認定について（上程、提案理由説明、監査委員報告、質疑、委員会付託（予算決

算) )

**日程第16 議案第70号 令和5年度松前町下水道事業会計決算認定について（上程、提案理由説明、監査委員報告、質疑、委員会付託（予算決算））**

○議長（住田英次） 日程第15、議案第69号令和5年度松前町水道事業会計決算認定について及び日程第16、議案第70号令和5年度松前町下水道事業会計決算認定についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 決算の議案書273ページをお開きください。

議案第69号及び議案第70号について一括して提案理由を申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、松前町の水道事業会計、下水道事業会計の令和5年度決算について、監査委員の意見をつけて認定を求めるものです。

内容につきましては、住田上下水道課長に説明をさせまして、監査委員から監査結果を報告していただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 住田上下水道課長。

○上下水道課長（住田俊哉） それでは、令和5年度松前町水道事業会計決算について補足して説明いたします。

決算の議案書276ページをお願いします。

決算報告書について説明いたします。

収益的収入及び支出について、収入の決算額は4億7,170万4,870円となりました。支出の決算額は3億9,690万5,729円、不用額は3,864万271円となりました。

277ページをお願いします。

資本的収入及び支出について、収入の決算額は6億6,154万1,600円となりました。支出の決算額は8億8,238万620円、翌年度繰越額は14億5,947万4,000円、不用額は2,907万8,380円となりました。

資本的収入合計から資本的支出合計を差し引きますと、収入額が支出額に対し2億2,083万9,020円の不足となりますが、277ページ下段に記載してありますとおり、この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,502万5,872円及び過年度分損益勘定留保資金1億6,581万3,148円で補填しました。

続きまして、278ページ、279ページをお願いします。

損益計算書について説明いたします。

当年度分は、279ページの2行目にありますように1,919万4,110円の純利益となりました。これに前年度繰越利益剰余金9,146万6,725円を加え、当年度末処分利益剰余金は1億

1,066万835円となりました。

続きまして、280ページをお願いします。

剰余金計算書になります。

こちらは、283ページの貸借対照表における7の剰余金の変動状況を表していますので御参照ください。

続きまして、281ページをお願いします。

剰余金処分計算書（案）になります。

こちらは、剰余金等の処分計算について表しているもので、今回における処分はありません。

続きまして、282ページ、283ページをお願いします。

貸借対照表について説明いたします。

資産の部のうち1の固定資産について、合計は一番右の列の一番上に記載していますとおり54億4,382万5,699円となりました。

また、2の流動資産について、合計は10億1,327万2,340円となりました。この結果、資産合計は64億5,709万8,039円となりました。

続いて、283ページの上段、負債の部のうち3の固定負債について、合計は30億805万9,013円となりました。

また、4の流動負債について、合計は2億6,844万2,857円となりました。

次の5の繰延収益について、合計は18億259万3,010円となりました。この結果、負債合計は50億7,909万4,880円となりました。

次に、資本の部のうち6の資本金について、合計は10億4,251万5,386円となりました。

また、7の剰余金について、合計は3億3,548万7,773円となりました。これらの結果、資本合計は13億7,800万3,159円となり、負債と資本の合計額は、資産合計と同額の64億5,709万8,039円となりました。

次の284ページ以降につきましては、会計方針に係る注意事項や事業報告書、キャッシュ・フロー計算書や収益費用明細書等の附属書でございますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で水道事業会計決算の補足説明を終わります。

続きまして、令和5年度松前町下水道事業会計決算について補足して説明いたします。

決算の議案書326ページをお願いします。

決算報告書について説明いたします。

収益的収入及び支出について、収入の決算額は5億1,741万1,446円となりました。支出の決算額は4億249万3,653円、不用額は1,186万5,347円となりました。

327ページをお願いします。



資本的収入及び支出について、収入の決算額は2億2,798万950円となりました。支出の決算額は4億5,682万60円、翌年度繰越額は6,550万円、不用額は3,436万2,940円となりました。

資本的収入合計から資本的支出合計を差し引きますと、収入額が支出額に対し2億2,883万9,110円の不足となりますが、327ページ下段に記載してありますとおり、この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額808万6,932円、当年度分損益勘定留保資金1億2,184万588円、当年度未処分利益剰余金3,101万9,808円及び減債積立金6,789万1,782円で補填しました。

続きまして、328ページ、329ページをお願いします。

損益計算書について説明いたします。

当年度は、329ページの2行目にありますように1億683万861円の純利益となりました。これにその他未処分利益剰余金変動額9,328万1,087円を加え、当年度未処分利益剰余金は2億11万1,948円となりました。

続きまして、330ページをお願いします。

剰余金計算書になります。こちらは、333ページの貸借対照表における7の剰余金の変動状況を表していますので、御参照ください。

続きまして、331ページをお願いします。

剰余金処分計算書（案）になります。こちらは、剰余金等の処分計算について表しているもので、未処分利益剰余金のうち減債積立金への積立てとして1億683万861円、また資本金への組入れとして9,328万1,087円をそれぞれ処分させていただくこととしています。

続きまして、332ページ、333ページをお願いします。

貸借対照表について説明いたします。

資産の部のうち1の固定資産について、合計は一番右の列の一番上に記載していますとおり、85億8,200万1,391円となりました。

また、2の流動資産について、合計は1億1,645万1,565円となりました。この結果、資産合計は86億9,845万2,956円となりました。

続いて、333ページの上段、負債の部のうち3の固定負債について、合計は39億3,280万6,769円となりました。

また、4の流動負債について、合計は3億5,605万3,416円となりました。

次の5の繰延収益について、合計は31億5,055万5,442円となりました。この結果、負債合計は74億3,941万5,627円となりました。

次に、資本の部のうち6の資本金について、合計は2億3,336万4,180円となりました。

また、7の剰余金について、合計は10億2,567万3,149円となりました。これらの結果、資本合計は12億5,903万7,329円となり、負債と資本の合計額は資産合計と同額の86億

9,845万2,956円となりました。

次の334ページ以降につきましては、会計方針に係る注意事項や事業報告書、キャッシュ・フロー計算書や収益費用明細書等の附属書類でございますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で下水道事業会計決算の補足説明を終わります。

**○議長（住田英次）** 提案理由の説明を終わります。

監査委員の報告を求めます。

安永紀雄監査委員、お願いします。

**○監査委員（安永紀雄）** 令和5年度松前町水道事業会計及び令和5年度松前町下水道事業会計の決算審査について御報告いたします。

この審査は、監査委員2名の合議の結果であり、審査の概要等内容については、お手元に配付いたしております意見書のとおりであります。

審査の方法は、町長から提出された決算書が各事業の財政状態及び経営状況を適正に表示しているか、また経済性の発揮及び公共の福祉を増進するように経営が行われているかどうかを検証するため、決算書、会計帳票及び証拠書類との照合確認を行うとともに、担当職員の説明を聴取して審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された決算書及び決算附属書類は、地方公営企業法その他関係法令の規定に基づいて作成されており、計数は正確で、各事業の経営成績及び財政状態が適正に表示されていると認められました。

初めに、水道事業会計については、以下の項目について検討・努力をお願いするものです。

1、収益的収支は、総収益が4億396万1,608円で、これに対する総費用は3億8,476万7,498円であることから、純利益は1,919万4,110円となっており、前年度に比べて3,017万7,345円改善しています。これは、営業費用の減価償却費の減によるものであり、今後も給水人口の減少など、収益的に厳しい状況が予想されますので、経常経費の削減や水道料金の見直し及び徴収率向上など、経営改善に向けた取組に努めてください。

2、資本的収支は、資本的収入が6億6,154万1,600円で、これに対する資本的支出は8億8,238万620円となることから、資本的収入額が資本的支出額に不足する2億2,083万9,020円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填されています。事業債の繰越が必要になり、昨年に比べ建設改良工事が増加したことで財源対応も含め、収入・支出ともに増加しています。

今後も第6次拡張事業の浄水場施設など、計画的な建設に伴う資本費の増加が見込まれます。最適規模の施設による効率的な運営を目指すとともに、長期的な財政計画に基づいた安定的な経営に努めてください。

3、数年、経営の健全性を示す経常収支比率について、健全経営の水準とされる100%を下回る状態が続いていましたが、当年度は104.99%に改善しています。また、料金水準の妥当性を示す料金回収率も103.09%に改善しているものの、事業に必要な費用が給水収益で賄い切れていない状況は続いています。将来の更新需要にも備え、水道料金の見直しを含めた経営改善を目指す計画の早期策定を望みます。

4、安全な飲料水を安定的に供給できる基盤づくりを目指し、令和3年度から10年間の計画期間とした松前町水道事業経営戦略が策定されています。この経営戦略の基本方針に基づいた計画的な経営の実行と経営環境の変化に対応する質の高い見直しにより、将来にわたって安定的な事業継続を強く期待するものです。

次に、下水道事業会計においては、次の項目について検討・努力をお願いするものです。

1、収益的収支は、総収益が5億639万2,272円で、これに対する総費用は3億9,956万1,411円であることから、純利益は1億683万861円となっており、前年度に比べて1,354万9,774円増加しています。

収益的収支は、経費負担区分に基づき、一般会計が負担することとされている経費が含まれており、今後も適正な経費負担区分を前提とした独立採算の原則に立ち、経営の健全化に努めてください。

2、資本的収支は、資本的収入が2億2,798万950円で、これに対する資本的支出4億5,682万60円となることから、資本的収入額が資本的支出額に不足する2億2,883万9,110円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金などで補填されています。企業債の現在高は減少していますが、今後も動向に注意しながら運営を続けてください。

3、主な事業は、事業計画内未整備地区の管渠新設工事であり、計画的に推進していることにより、着実に整備率及び普及率を伸ばしています。一方、整備区域の拡大に伴い、有収水量は増加するものの、下水道使用料の未収納額においては、右肩上がりの増加状況が生じています。また、水洗化率については83.3%と、前年度に比べて1%増加しています。収益の基盤である下水道使用料は着実に徴収できるよう、整備済み区域における未接続世帯の早期接続の促進を図り、より適切な運営に向けて経営努力を続けてください。

4、水質保全と美しく快適な住居環境づくりの計画的推進を目指し、令和3年度からの10年間の計画期間とした松前町下水道事業経営戦略が策定されています。この経営戦略の基本方針に基づいた事業推進に努めるとともに、決算分析や社会状況の変化を捉えた事後検証を行うことにより、将来にわたって安定的な事業継続を強く期待するものです。

以上をもちまして令和5年度松前町水道事業会計及び令和5年度松前町下水道事業会計の審査の結果報告を終わります。

○議長（住田英次） 監査委員の報告を終わります。

議案第69号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第69号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第70号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第70号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午前11時9分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

~~~~~

日程第17 議案第71号 令和6年度松前町一般会計補正予算（第2号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第18 議案第72号 令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第19 議案第73号 令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第20 議案第74号 令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第21 議案第75号 令和6年度松前町水道事業会計補正予算（第1号）（上程、

提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算）

○議長（住田英次） 日程第17、議案第71号令和6年度松前町一般会計補正予算第2号、日程第18、議案第72号令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号、日程第19、議案第73号令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号、日程第20、議案第74号令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号及び日程第21、議案第75号令和6年度松前町水道事業会計補正予算第1号の5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 予算の議案書の3ページをお開きください。

議案第71号から議案第75号までについて一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製したため、同法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものです。

予算の議案書5ページをお開きください。

令和6年度松前町一般会計補正予算第2号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,115万1,000円を追加し、総額を138億7,241万4,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事項について参考資料により説明いたします。

参考資料の37ページをお開きください。

まず、安全・安心な生活環境づくりでは、防災・減災の促進のため、家屋内の家具等を固定し、地震による被害を軽減するために必要となる固定器具等の購入費用の一部を補助します。

町民の交流を促進し、コミュニティ活動の活性化を図るため、令和7年度に上高柳自治会が実施する上高柳集会所建設に向けて必要となる現集会所の解体工事に対し補助金を交付します。

次に、笑顔で暮らせる健康づくりでは、高齢者福祉施設等の防災・減災対策の強化を支援するため、高齢者福祉施設等の改修工事に対して補助金を交付します。

障がい者・障がい児支援の充実のため、呼吸器機能の障がいにより在宅で人工呼吸器や電気式たん吸引器を使用している方に対し、災害等による停電時にも電源が確保できるように非常用電源設備を新たに日常生活用具の給付品目に追加いたします。

また、今年度開始した第2子以降の保育料無償化に合わせ、第2子以降の児童が児童発達支援事業所等を利用する場合について、利用者負担額を補助します。

子育て支援の充実のため、保育所、児童クラブ及び病児保育施設に事故防止カメラを設置するほか、松前ひまわり保育所グラウンド内にある池が、衛生面及び安全面において適切な保育の妨げとなっているため、池の撤去工事を行います。

また、子ども医療費や療育医療給付費が、当初の見込みを上回ることから、不足する経

費を追加します。

感染症対策のため、新型コロナワクチンの定期予防接種化に伴い必要となる経費について追加します。

次に、活力あふれるにぎわいづくりでは、農業振興において女性の就農促進を図るため、農業法人が女性就農者の労働環境を向上させるために実施する施設整備に必要となる経費の一部を補助します。

また、認定農業者等が経営規模の拡大や経営改善に取り組むための農業用機械・施設の整備に必要となる経費の一部を補助するほか、さといもの生産基盤の強化を図るための省力化機械の導入に必要となる経費の一部についても補助します。

そのほか、中小企業の振興のために今年度創設した松前町中小企業振興資金制度の利用者が当初の見込みを上回ることから、不足する経費を追加します。

次に、快適で暮らしやすい基盤づくりでは、木造住宅耐震化促進事業の利用者が当初の見込みを上回ることから、不足する経費を追加します。

そのほか、令和6年能登半島地震における被災地支援の一環として実施した被災自治体のふるさと納税の代理受付について、受け付けた寄附金を被災自治体に送金します。

なお、補正予算の財源としましては、国・県支出金や地方債等の特定財源が9,805万1,000円の増、一般財源が8,310万円の増となっております。

予算の議案書25ページをお開きください。

議案第72号令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ655万7,000円を追加し、総額を30億3,108万8,000円とするものです。

続いて、予算の議案書37ページをお開きください。

議案第73号令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115万6,000円を追加し、総額を6億118万7,000円とするものです。

続きまして、予算の議案書49ページをお開きください。

議案第74号令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号は、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,844万1,000円を追加し、総額を30億5,739万7,000円とし、既定の介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149万円を追加し、総額を2,105万9,000円とするものです。

続きまして、予算の議案書72ページをお開きください。

議案第75号令和6年度松前町水道事業会計補正予算第1号は、既定の収益的収入及び支出の予定額を121万円増額するものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

議案第71号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第71号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第72号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第72号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第73号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第73号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第74号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第74号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第75号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第75号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時21分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 曾 我 部 秀 司

松前町議会議員 城 村 ト キ 子

9月9日（第2号）

令和6年松前町議会第3回定例会会議録

令和6年9月9日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 重松 知之	2番 池内 邦仁	3番 池田 幸子
4番 西村 元一	5番 渡部 恵美	6番 曾我部 秀司
7番 住田 英次	8番 田中 周作	9番 城村 トキ子
10番 影岡 俊範	11番 稲田 輝宏	12番 村井 慶太郎
13番 藤岡 緑	14番 加藤 博徳	

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田 中 浩 介
副 町 長	徳 居 芳 之
教 育 長	足 立 一 志
総 務 部 長	大 川 康 久
保健福祉部長	早 瀬 晴 美
産業建設部長	渡 部 博 憲
出 納 局 長	仙 波 晴 樹
教育委員会 事務局 局長	住 田 民 章
総 務 課 長	平 村 展 章
財 政 課 長	田 中 志 延
税 務 課 長	塩 梅 敬 介
危機管理課長	金 子 裕 之

町民課長	渡辺 司
福祉課長	佐藤 真一
保険課長	柏原 正
子育て支援課長	大西 雅弘
健康課長	渡部 直樹
まちづくり課長	大政 邦弘
産業課長	山田 善仁
会計課長	田中 俊臣
上下水道課長	住田 俊哉
学校教育課長	金子 貴徳
社会教育課長	三原 三千夫

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	楠 田 匡 志
議会事務局 書記	徳 本 敏 子

令和 6 年松前町議会第 3 回定例会

議 事 日 程 表

No. 2

令和 6 年 9 月 9 日（月）

午前 9 時 30 分

開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問（提出順位）

午前 9 時30分 開議

○議長（住田英次） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名します。

8 番田中周作議員、11番稲田輝宏議員、以上両議員を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 2 一般質問

○議長（住田英次） 日程第 2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに質問とそれに対する答弁をお願いします。

13番藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました藤岡緑でございます。私の一般質問を始めたいと思います。

まず初めに、町民の防災意識についてお尋ねしていきたいと思います。

先日の南海トラフ地震注意情報発令以後、異例の警戒感が広がる中、町として住民の防災意識の強化・持続に向けどのような対策を考えているのかという点についてお聞きしていきたいと思います。

8月8日の午後4時43分頃、宮崎県南部日向灘を震源とするマグニチュード7.1、震度6弱の地震がありました。気象庁は、有識者で構成する評価検討会を臨時開催し、発生可能性が平常時に比べ相対的に高まっているとする巨大地震注意情報を発表しました。現在の基準に改定されてからの初めての発表で、最大規模の地震が発生した場合は、関東から沖縄にかけての太平洋沿岸に高い津波が想定され、国は1週間程度注意するように呼びかけました。この注意の情報は、8月15日で終了しましたが、大規模な地震や津波のおそれなくなったわけではありません。このような呼びかけは初めてのことで、県は、災害警戒本部を設置し、対応しました。住民は不安を抱えながらも、必要以上に恐れることなく、冷静にふだんの備えの再確認をし、食料品や必需品の買占めなどを慎み、SNSで悪質なデマの拡散などをしないようにとの注意の呼びかけなどを受け止めるようにしました。ただ今後も防災意識をしっかりと持って備えを確実にしていきたいものです。ともすれば、時間の経過とともに、その意識も薄れがちです。

そこで、町民の皆さんに高い防災意識の維持のため、防災意識を高める日を9月1日の

1年に1回の防災の日だけではなく、例えば3月11日の東日本大震災や4月14日の熊本地震の日などに防災備え確認の日などを設け、地域や町全体で防災についてイベントをすることなどで、年2回、半年に一度は防災意識の確認ができるということで、町全体が防災意識の高い自治体となることも可能ではないでしょうか。一日だけとすることもあれですが、防災週間というようなことにしてもいいかと思います。災害はあっては欲しくないものですが、もしものときには、災害に強い、犠牲者をなるべく出さない松前町となる手だての一つとして考えてみてはどうでしょうか、まず町の考えを伺います。よろしくお願いします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、町民の防災意識についてお答えします。

令和6年8月8日に発生した日向灘の地震により、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。今回初めての運用でもあったことから、冷静な行動を心がけ、可能な限り日常生活を継続するために、松村防災担当大臣による注意喚起の報道発表や愛媛県知事から臨時情報の対応に係る要請がありました。

松前町でも、巨大地震注意の発表を受け、防災行政無線、ホームページ、松前町公式LINE、ヤフー防災速報アプリなどを活用し、広く町民の皆様に注意喚起を行うとともに、日頃からの地震の備え等の周知を行いました。

また、災害警戒本部を設置し、8月15日17時の政府としての特別な注意の呼びかけの終了までの1週間、24時間体制で関係部署との連携、情報収集及び施設の状況確認を行いました。

今回の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）による呼びかけは終了しましたが、これは、8月8日に発生した日向灘の地震による南海トラフ地震発生への影響がなくなったということであり、南海トラフ地震の発生確率は変わりません。町民の皆様には、今後も引き続き日頃からの地震への備えを心掛けていただきたいと思います。

議員から御提案のありました半年に一度の防災意識の向上については、時間の経過とともに、防災意識が低下することを防ぐために、毎年9月の第1日曜日に開催している総合防災訓練から半年が経過する3月に、防災意識向上の啓発日を設けたいと思います。

啓発日を設定するに当たっては、3月には防災システム研究所が提唱する防災用品点検の日があるほか、平成13年3月24日は芸予地震が発生しておりますので、それらを考慮して、松前町独自の防災意識啓発の日を設定したいと考えています。

以上です。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 大変前向きな御答弁をいただきまして、私も大変この形には賛

成したいと思います。

そして、私自身もいろいろ調べてみますと、確かに9月あたりが、割と台風とか、そういった大きな伊勢湾台風からはじめ、ずっと調べてみましたら、その辺に固まってはいるんですが、地震だけは本当、3月とか4月とかちょうど本当私たちがいい季節になって、何かみんなが、もう災害がないのかなというような気分になっているときにそういうのが起こったり、今回の能登半島地震は1月1日というお正月ではあったんですけども、本当にいつ来るか分からないということで、啓発のためにつて訓練とかそういったものをする9月1日のようなやり方と、また3月については、そういう非常持ち出し袋の点検の日とか、何か個人ができるような啓発の日ということでやっていただければ、意識もずっと一年中続いて、防災意識の高まる町になるのではないかと思います。

そして、この前のように9月1日、一日にしていると、台風が来て、これはできませんということになって、これはなくなったら、それは延期とかということはございませんので、もう1回そういうことがあったときには3月があると、何かそういうこともできるのかなということもあるので、非常にいい日になるのではないかと思います。

この質問に対しては、私のほうからはそういうことで終わりにさせていただきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

行政分野の女性管理職登用について、47都道府県のジェンダーギャップ指数2024年で、愛媛県は政治（分野）で30位、行政（分野）で40位でした。行政分野での市町の管理職の占める割合は9.5%と低く、全国最下位だった。とても残念でした。男女共同参画推進計画の30%という数値目標からも程遠く、町の女性管理職登用について期待の持てる組織改革を考えてみてはどうかということを御質問させていただきたいと思います。

さて、2020年の第5次男女共同参画基本計画で、国は、20年代のできるだけ早い時期に指導的地位に就く女性の割合を30%程度とする目標を掲げています。だが、政治経済分野の管理職や代表職にはなかなか就くことができない状況で、その数字は上がっていません。

組織は、ただ自然に任せていては変わりません。指導的立場にある人は、後任に自分と似たような人を選びがちです。その意味では、数値目標も一定程度意味があるのかもしれませんが、抜本的な変革や考えの下、多様性や将来性を踏まえた女性管理職の配置を考えていく必要があるのではないのでしょうか。

さらに、自治体における女性のキャリア形成について、研究や実務経験を通して出版した本からも、庶務は女性の仕事、反面、財政や人事、企画、関係団体との折衝といった、行政の中心的なキャリアにつながる業務の経験があるかどうかは、入庁して20年目までの男性5人全員が経験したのに対して、女性は一人だけだったという調査結果も例示されておりました。女性は、健康や福祉といったヒューマンサービス系の部署が多く、保健師、

看護師、保育士などの女性管理職が置かれている場合が多いのです。これらの仕事は、もちろん住民生活には大事な分野ですが、行政全体の主要な意思決定に携わることには、圧倒的に男性が配置されています。

松前町の場合はどうなのでしょう。部課長クラスの女性管理職の割合が今後増えていくためには、女性が仕事をしっかり続けていける環境整備も大事です。せっかくのキャリアを無駄にしないためにも、離職防止への支援制度も充実させることが大切です。個々の昇進についてもジェンダーバイアスにとらわれない平等感のある組織になってほしいと思います。町の考えを伺います。

以上です。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、行政分野の女性管理職登用についてお答えします。

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を形成するための5つの基本理念を定めており、国は、この法律に基づき、令和2年12月に策定した第5次男女共同参画基本計画の中で、政策・方針決定過程への女性の参画拡大の分野において、2020年代の可能な限り早期に、指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進めると定めています。

また、愛媛県では、国の計画を勘案し、令和3年3月に第3次愛媛県男女共同参画計画を策定し、この計画の中で行政・民間部門等における女性の参画拡大を重点目標に掲げています。

本町では、国や愛媛県の計画を勘案して、男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を発揮する社会の実現に向けたあらゆる施策の指針として、本年3月に第3次男女共同参画計画・まさきを策定し、国、県同様に政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を重点目標に掲げており、女性職員の管理職への登用は、男女共同参画社会実現の観点から必要であると考えています。

議員お尋ねの本町の現状につきましては、本年4月1日現在、全職員236人のうち女性職員は118人で、50%となっており、また国の計画において2025年の成果目標項目として設定している各役職段階に占める本町の女性職員の割合は、係長相当職が国40%に対して町40.5%、課長補佐相当職が国33%に対して町50%、課長相当職が国22%に対して町5.6%、部局長・次長相当職が国14%に対して町20%となっており、課長相当職を除く3つの役職段階において、国の成果目標を上回っている状況です。

管理職には、リーダーシップ、所属職員の指導・育成、企画立案、対外的な折衝などの様々な能力が求められ、職務における意欲もさらに必要となります。そのため本町では、管理職の登用は、能力及び実績の適正な評価による登用を基本とし、性別に関わりなく優

秀な職員を管理職と配置しており、性別に対する固定観念や偏った考え、いわゆるジェンダーバイアスにとらわれた昇進は行っていません。

また、女性職員を積極的に管理職に登用するためには、議員御指摘のとおり、女性が仕事を続けていける環境整備と併せ、離職防止の支援制度を充実させることが必要です。

本町では、職場における仕事と子育ての両立の支援を推進するため、松前町特定事業主行動計画を平成17年4月に策定し、女性職員が働きやすい職場環境づくりに取り組んでいるほか、職員を行政経営運営のための重要な資源と位置づけ、人材育成のあるべき方向性を定めた松前町人材育成方針を平成29年4月に策定し、職員の能力開発や資質の向上など、キャリアアップを進めています。

具体的には、働きながら子育てができる職場環境づくりのため、業務分担の見直しや職場内での協力体制の推進のほか、育児短時間勤務や子の看護休暇などの制度を積極的に周知するなど、出産・子育て期に配慮した人事管理を行っているところです。

また、愛媛県研修所や市町村アカデミーなど、外部研修機関への派遣研修や民間の研修会社に研修業務を委託する委託研修を実施するほか、女性職員を人事・財政・企画・議会担当等の多様なポストに積極的に配置するなどして、キャリア育成に取り組んでいます。

今後も引き続き性別に関わりのない管理職登用に努めるとともに、本町の男女共同参画計画の主要課題である全ての町民が理解し合う、共に活躍する、共に安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

以上です。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） 今数値を出していただきながら、本町の内容を事細かく御答弁いただきましてよく分かりました。

その中で部長が御指摘のとおり、課長職については、まだ国よりも低い状態であるということですが、そこへ上がってくる課長補佐は非常に多いということなんで、大変期待はいたしておりますが、絞られるあれには、能力とかいろんな別の意味のことがございますけれども、そういった目標とか、自分たちも頑張ればそういうことができるのだ、そういうことが可能なんだということを女性自身が分かるようになる、そういう庁内の職場環境、そしてまた言ったら、続けていくためには、女性女性独自のいろいろな、男性には分からないような痛みを伴ういろんなことがございます。まずは出産とか、それからもちろん結婚から出産、そして以前のように寿退社をされるような方は、ほとんどいなくなりましたけれども、長い経緯の中で、そうやって女性たちが勝ち取り、また世の中の皆さんの御理解が深まる中で、少しずつ女性も頑張れば、一緒に男性と肩を並べながら、自分らしく進めていくことができるんだということが分かるような組織になりつつあるということとは、よく分かりました。

ですが、まだ一つ、ちょっと愛媛新聞のところにも出てたんですが、離職防止に対してなかなか女性自身が自分のほうから発信できない。例えば生理痛とか更年期障害とかそういったものは、出産や育児に関しては非常に広がっているんですけど、そっから今度は年齢が上がっていったときに、そういったものに対する理解というか、そういった部分でなかなかそれを発信できなくて、そういうことを相談する窓口とかそういったことが、やはりその上にいらっしゃる方に女性の方がいらっしゃるとお互いに個人差はもちろんあるんですけども、そういう窓口があると若い女性たちの悩みというか、そういったものに対しては、多分もう窓口とかそういったものはしっかりとあるんですけども、さらにその上になってくると、また男性の方々にも年齢がいくとともに、そういったいろんなことが起こってくるとは思うんですが、女性にはそういう特有なものがございます。私は、個人的には自分自身がさほどそれほど強くそういうものがなかったものですから、自分自身でもなかなか把握できてなかったんですが、やはりそういった悩みとかそういったものを相談できる窓口が、どうしても男性になるとなかなか言えないし、我慢してしまうと。で、つらくて結局休職をしたりとか離職せざるを得ないとか、せつかくのキャリアがそういうことで潰されてしまうようなことがないようにするためにも、そういったところで相談を受けて、できるだけ、やはり女性の方がぜひ入っていただけたらなと。そういうものについての窓口は、今はそういうハラスメントとかいろんなほかのものもございますけれども、そういう窓口については、町としては特にそういったことはあるんでしょうか、その点質問したいと思います。

○議長（住田英次） 平村総務課長。

○総務課長（平村展章） ただいま藤岡議員から御指摘のありましたそういった窓口というものは、現状としてはございません。

ただ、生理休暇等の制度は既にありますので、実際その制度を活用している職員もいる状況ではございます。

なお、引き続き出産・子育て期のみならず、女性職員に配慮したような人事管理を進めていくためにも、今後先進事例なんか研究しながら、検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員。

○13番（藤岡 緑議員） そういう窓口に、ぜひ先輩女性のメンター制度的なものを活用して、そういった形でやっていただきたい。

私の望みといたしましては、このひな壇に女性が半分ぐらい入ってくれたらなというのが私の思いでございますので、またそういうすばらしい組織づくりに頑張ってくださいますようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは、私の質問は以上にて終わりにしたいと思います。

○議長（住田英次） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

10番影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） 議席番号10番、公明党影岡俊範、議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。

まず初めに、視覚障がい者対応ということで、視覚障がい者のための音声コードの利用促進についてお尋ねいたします。

全ての障がい者が、障がいの有無によって分け隔てられることのない社会を目指し、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が、2022年5月に施行されました。視覚障がい者には、情報の取得や利用に多くの苦労があり、内閣府のホームページにも以下のように記載されております。

視覚障害のある方は必ずしも点字を読めるわけではなく多くの方は主に音声や拡大文字によって情報を得ています。文字情報を音声にする方法としては、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いる方法のほか、文字内容をコード情報（音声コード）に変換して印刷したものを活字文書読上装置を使って音声化する方法があります。

実際には、視覚障がい者の中には、自宅に届く郵便物などは補助ボランティアに代読をしてもらるか、文字をコード情報に変換して読み上げ装置アプリで聞いている方もいます。

自治体が発送するほとんどの文書には、音声コードはつけておりません。国や地方自治体などから送られる公的な通知文書や広報などの印刷物、また年金や医療、各種保険などのお知らせ、公共料金の通知書類などには、音声コードの記載が必須ではないかと考えます。全ての障がい者が、障がいの有無によって分け隔てられることなく情報の取得、その利用と意思疎通ができる社会の実現を目指した法整備も整っております。町民に送付される公的な通知について、この音声コードの普及を早急に進めるべきだと思いますが、本町の対応を問います。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤真一） 視覚障がい者のための音声コードの利用促進についてお答えいたします。

音声コードとは、印刷物の文字情報を二次元コードに変換し、このコードをスマートフォンや専用機器の活字文書読上装置で読み取ることで、情報を音声にすることができるものです。約800文字の情報を音声にすることが可能で、視覚に障がいのある方などは、読み上げられた音声により情報を得ることができます。

本町では、日常生活用具等給付事業において、視覚に障がいがある方に対し、音声コー

ドを読み取る活字文書読上装置を給付品目の対象としていますが、給付実績はありません。

本年3月に策定した松前町第4期障がい者基本計画では、障がいのある人となない人で情報取得の格差が出ないよう、情報提供・意思疎通支援の充実を目標に掲げており、議員御提案の音声コードの普及も含め、先進自治体の事例なども参考にしながら、視覚に障がいのある方への情報提供の在り方について研究していきたいと考えています。

以上です。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） ぜひとも推進していただきたいと思います。

次に、障がい者が生き生きと活躍できる社会ということで、聞こえで困らない環境整備について質問いたします。

日本には、約1,400万人の難聴者がいるが、うち1,200万人は補聴器を使用しておりません。高齢の軽度から中等度難聴の方で、難聴であるにもかかわらず、補聴器を使用していない方は、自分では聞こえているつもりの方が多い。本当は完全には聞こえていないので、窓口などで聞き漏らしがあり、社会生活上に支障が生じる場合があります。このことを解決することは、本人はもちろんのこと、社会全体にとっても大きな利益となります。

窓口用軟骨伝導イヤホンは、聴覚障がい者の方が役所や金融機関の窓口でも困らないための環境整備を目的として開発されたものであります。

ちょっと読み方わかりませんがL a n c e t、ランセット国際委員会レポート2017では、難聴は認知症リスクを増加させる。また、WHOのレポート2022で、補聴器、集音器を使用することで、認知症のリスクを回避できる可能性があるとしております。

窓口業務がある機関がこのことを理解することで、高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現につながると思いますが、窓口用軟骨伝導イヤホンを役場の窓口に整備してはどうだろうかと思いますが、本町の考えはということでございます。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤真一） 聞こえで困らない環境整備についてお答えいたします。

軟骨伝導イヤホンは、耳周辺の軟骨を振動させて音を伝えるイヤホンで、音が大きく明瞭で、音の漏れも少なく、話し手側の声を聞き取りやすいと承知しています。

また、イヤホンに凹凸がなく、汚れがつきにくく、衛生的なものであり、耳の聞こえにくい方と意思疎通を図る手段として、全国の自治体や金融機関の窓口で設置するところが増えている状況であると認識しています。

本町の耳の聞こえにくい方への窓口対応としては、大きな声や耳元で話したり、筆談をしたりして意思疎通を図っていますが、議員御提案の窓口用軟骨伝導イヤホンは、耳の聞

こえづらい高齢者等との窓口での意思疎通の手段としては効果が期待されるため、役場の窓口を導入していきたいと考えています。

以上です。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） また、大変前向きの御答弁をいただきましてありがとうございます。

御説明もありましたが、ここで言う軟骨伝導イヤホンということにこだわるのは、やはり先ほど御説明もありましたが、ほかにない清潔でありますから、使い回ししても外耳道炎にならないという特徴があります。音漏れが少ないし、骨伝導よりも音声が明瞭だというふうな特徴がございますので、御答弁がありましたように、ぜひとも推進していただいて、町民との、高齢者とか、耳の悪い方との意思の疎通を図る意味で、ぜひとも導入をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） 3問目、防災・減災の取組として、田んぼダム事業についてお尋ねいたします。

近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響等により、洪水などによる水災害が頻発・激甚化するとともに、水災害へのリスクの増大が懸念されている中で、営農しながら取り組むことができ、地域の防災・減災に貢献する田んぼダムが注目されております。

水田は、食糧を生産する本来の機能に加えて、多面的機能の一つとして、大雨の際に雨水を一時的に貯留し、時間をかけてゆっくりと下流に流すことで洪水被害を防止・軽減する役割を果たしております。

田んぼダムは、水田の雨水貯留機能の強化を図り、周辺の農地・集落や下流域の浸水被害リスクの低減を図る取組であります。大規模な施設を造成する必要がなく、安価ですぐに効果が発揮できることが大きな特徴で、各地で取組が広がっております。

総土地面積2,041ヘクタールのうち818ヘクタール、約40%が田の耕地面積である本町で、田んぼダム事業に取り組む意義は大きいのではないかと考えます。本町のお考えをお聞きいたします。

○議長（住田英次） 山田産業課長。

○産業課長（山田善仁） 防災・減災の取組として、田んぼダム事業についてお答えします。

議員からも御説明のあったとおり、田んぼダムとは、大雨の際に水田に降った雨を畦畔の高さまでためることで、水田から水路や河川への急激な流出を抑制し、下流域の水災害リスクを低減させるものであり、水田が持つ洪水調整機能を高める取組です。その仕組み

は、水田の落水口に流出量を抑制するための堰や小さな穴の開いた調整板などの器具を設置することで、流出量を減少させるというものであり、従来の治水事業より低コストの防災・減災対策と言われています。

しかし、松前町で田んぼダムを実効性のある防災・減災対策とするには、様々な課題があります。町内の水田は、ほとんどがコンクリート畦畔となっており、田面から15センチメートル程度の高さしかなく、降った雨をためる余裕がないため、畦畔の高さを30センチメートル程度にかさ上げし、降った雨が水田から流出しないようにする必要がありますが、コンクリート畦畔をかさ上げするのは、農業用機械の運転作業などに影響が生じることから、現実的ではありません。このため、町内で田んぼダムを実施するためには、田面からの高さがある道路や水路に囲まれたエリア内の水田で取り組む必要があります。

また、田んぼダムを実施する水田では、農家の方にとって直接的なメリットがないこと、調整板の設置や撤去作業及び排水ますの清掃作業が煩雑になることなど、農家の方の御理解と御協力が必要不可欠です。

このような課題もありますが、県内では、肱川流域の大洲市や西予市において田んぼダムに取り組んでおり、本町でも先進地事例を参考に、田んぼダムの効果が明らかと見込まれるエリアを検討した上で、関係する土地改良区や農家の方と田んぼダムの実施について協議の場を設けていきたいと考えています。

以上です。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） 本町における問題としては、コンクリートによる畦畔ということがあるということをお聞きしました。その点については、私認識がなかったものですから、ぜひとも進めていただきたいということで思っておりましたけれども、そのあたりの、いわゆるコンクリートの畦畔以外もあろうかと思いますが、そこらあたりでの対応はできないものかというふうに考えますが、それで御説明もありましたが、愛媛県も昨年6月に流域治水マニュアルというのを作成しておりまして、西予市の事例も掲載されております。西予市では、農家の方と大学の先生等と一緒に田んぼダムの実証実験をしております。田んぼダム用の板を設置したところ、15センチ分の水をためることに成功、平常時の田んぼ水位4センチから大雨時の田んぼの水位を19センチ、その後緩やかに水位が低下していったという実績もございます。こういったところを踏まえて、コンクリートの畦畔ではない部分において田んぼダムを計画して進めていただきたいというふうに希望いたします。

今言いましたように、コンクリートの畦畔でない田んぼというのは、松前町には存在しないのでしょうか、その点お聞きいたします。

○議長（住田英次） 山田産業課長。

○産業課長（山田善仁） 御質問のあったコンクリート畦畔ではない田んぼが存在するかどうかについては、圃場整備を行った田んぼについては、土畦畔の部分もあろうかと思えます。

あと、先ほどお答えしたとおり、コンクリート畦畔だからできないというわけではなく、コンクリート畦畔の田んぼであっても、田面からある程度の高さがある道路や水路に囲まれたエリア内全体で田んぼダムを実施するのであれば可能と考えますので、その部分を、効果があるエリアを検討した上で、今後田んぼダムの実施ができるかどうか検討していきたいと考えてます。

以上です。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員） よく分かりました。

最後に、田んぼダムを実施することによって私どもの北黒田には、ダングラ川、土川、この辺りが、雨が降りますと、最近急激に水かさが増して溢水するという状況もありますが、これを実施することによってそれも軽減できるのではないかと素人考えであります。そのあたりも効果が出せるんじゃないかというふうに考えます。ぜひともそのあたりも鑑みて、実施を推進していただきたいと考えます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（住田英次） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

午前10時14分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

一般質問を続けます。

6 番曾我部秀司議員。

○6 番（曾我部秀司議員） 6 番曾我部秀司、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

保育に関して大きく5点質問させていただきます。

1 目、潜在的待機児童についてです。

令和6年4月1日時点、県内の待機児童数はゼロであるとの報告が県からありました。

しかし、各地で潜在的待機児童は存在しており、待機児童がゼロだからこの問題は解決したとはいえないのではないのでしょうか。

本町にも潜在的待機児童がいる場合、把握している各年齢の人数とその理由をお聞かせください。

2 目、保育士確保について3点あります。

まず、保育士確保の計画についてです。

昨年9月定例会の一般質問で、本町の保育士配置基準を引き上げ、国の配置基準との間で定数の弾力化を行い、計画的に保育士を確保していけばどうかと質問しました。それに対し、年齢別児童入園見込み数を基に、改善後の国の基準よりも高い町独自の保育士確保のための基準を設けて、これに基づき必要な保育士数を積算する。これまでは、毎年度年齢別児童入園見込み数を基に国の保育士配置基準に基づき、翌年度に必要な保育士数を積算し、不足する保育士を確保していたが、今後は、向こう5年間の各年度において必要となる保育士数を、町独自の保育士確保のための基準に基づき積算し、中期的な視点に立った計画的な確保に努めたいという答弁でした。町独自の基準や中期的な計画等について具体的な数値を用いて説明をお願いいたします。

また、今年度の採用は計画どおりであったのか、お聞かせください。

次に、保育士確保の施策についてです。

4年前、9月定例会の一般質問で、他市町では自治体独自の保育士確保の施策を行っており、本町でも町独自の積極的な保育士確保に努める考えはないかと質問しました。他市町では、自治体独自の保育士確保の施策例として、保育士資格保有者に月4から7万円の手当支給、宿舍借り上げ費用の補助、保育士資格を取得するために要した受講料等の補助、町内での勤務希望の保育士養成施設卒業予定者に対しての貸付け、町内の保育施設での従事が決定した潜在保育士に対して、就職準備金の貸付けなどを上げました。それに対し、厳しい財源の中で難しいのではないかと。費用のかからないような形で保育士不足の解消に取り組んでいくという答弁でした。今後、国の補助を受けるなどして、町独自の保育士確保の施策を行っていく考えはあるのか、お聞かせください。

最後に、待遇改善についてです。

保育士不足が起こる原因の一つに、給料の低さが上げられており、保育士の給料のベースアップは、非常に優先度の高い施策の一つとも言われています。

そこで、保育士の給料の号給を引き上げたり、キャリアや役職に応じて別途手当を支給したりする考えはあるのか、お聞かせください。

3つ目、保育業務支援システムについてです。

令和6年度当初予算で、幼稚園業務システム導入として約56万円が計上されていました。保育業務支援システムを導入する考えはあるのか、お聞かせください。

4つ目、認定こども園の定員についてです。

各年齢定員30名、1号認定20名、2号認定10名ということでした。1号認定が20名を超えた場合、抽選で決定するということでしたが、それで間違いないでしょうか、お聞かせください。

5つ目、保育所の開所時間についてです。

土曜日の開所時間は、認定こども園は18時半まで。すみません、通告書には18時までとしておりました。謝ります。認定こども園18時半まで、町立保育所12時半までです。応募の関係で来年度からの実施は無理でしょうが、将来的に保育所も土曜日は18時半までにする考えはあるのでしょうか。4園全てということではなく、1園だけでもする考えはあるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） まず、本町の潜在的待機児童数についてお答えをします。

潜在的待機児童とは、国による定義はありませんが、新聞報道等においては、入所できる保育施設があるにもかかわらず、特定の施設のみを希望して入所できていないケースや保護者が育児休業中のケースなど、国の待機児童調査において待機児童数として算入されない児童とされています。

町が把握している令和6年4月1日時点の潜在的待機児童数は6人で、年齢別内訳は、ゼロ歳児が1人、1歳児が4人、2歳児が1人です。理由別の内訳では、特定の施設のみを希望しているケースが5人、育休延長のために施設への入所が保留されることを希望するケースが1人でございます。

続いて、保育士確保の取組についてお答えします。

まず、町独自の保育士確保のための配置基準ですが、昨年9月定例会の一般質問において答弁したとおり、国の配置基準より手厚く配置する町独自の配置基準を定め、保育士確保に努めております。

令和5年度に定めた配置基準には、国はゼロ歳児3人に一人の保育士の配置に対し町は2.5人に一人の配置、1歳児は6人に一人の配置に対し町は4.5人に一人の配置、2歳児は6人に一人の配置に対し町は5人に一人の配置、3歳児は20人に一人の配置に対し町は15人に一人の配置、4歳児と5歳児は30人に一人の配置に対し町は25人に一人の配置としました。

次に、中・長期的な計画については、昨年の議員御提案のとおり、翌年度から5年間の園児見込数を試算し、必要なフルタイム保育士数を積算しました。今後は、毎年この計画を見直していきます。

具体的な積算方法は、各年齢の推計人口に女性の就業率等を考慮した保育所の申込率を掛けて園児見込数を試算し、その園児数に対して町独自の配置基準に当てはめました。

その結果、令和6年度に必要とするフルタイム保育士の数は、町立保育所4園で305名の園児に対し56名、令和7年度は299名に対し55名、令和8年度は294名に対し54名、令和9年度は288名に対し53名、令和10年度は283名に対し53名でした。この積算による令和6年度に必要な保育士の数は56名ですが、実際に保育に当たれるフルタイム保育士は、育児

休業等の保育士を除き35名であったため、21名のフルタイム保育士を確保する必要がありました。これに対し令和6年度の採用は、正規保育士6名、フルタイム派遣保育士1名の合計7名を受け入れましたが、町独自の手厚い基準で見ると、フルタイム保育士が14名不足しており、計画どおりの採用には至りませんでした。

次に、町独自の保育士確保の施策を行っていく考えについてお答えをします。

町独自の保育士確保施策については、4年前にも議員から、修学資金等の貸付制度や手当の導入について御提案をいただいております。

しかしながら、町の厳しい財政状況を踏まえ、費用のかからないような形で保育士不足の解消に取り組んでいくと回答をしておりました。

現在、国の補助を活用した貸付事業等につきましては、都道府県・指定都市が実施主体となっているものが多く、愛媛県においても、愛媛県保育士・保育所支援センターに委託し、修学や就職のための資金貸付や県外保育士移住促進のため、実習や就職活動費用の助成を行っており、これらの事業については、町としても積極的に周知をし、保育士確保に努めてまいります。

一方で、保育士確保が難しい中、町としても一定の費用をかけ、独自の保育士確保の取組を進めております。これまでの継続した取組では、人材派遣会社から保育士の派遣を受入れ始めたほか、保育士が登録している保育士専門スカウトサイトを活用し、今年7月には、中四国内に在住する登録保育士1,485名に対し、町の求人情報メールを送付いたしました。

また、特に中予地域内に在住する登録保育士に対しては、随時直接アプローチを行い、来年4月からの勤務を希望する保育士1名に興味を示していただくなど、一定の成果が上がっております。

また、本年6月に愛媛県と愛媛県保育協議会が主催する愛媛県保育関係者交流セミナーに出展し、町の採用ブースを設け、保育士を目指す学生や復職を希望する潜在保育士約50人に対し、保育士の募集やPR動画を活用して、職員採用試験の応募を呼びかけました。

その結果、採用ブースで興味を持っていた学生1名が、後日個別に保育所の見学に訪れるなど、実際に成果が上がっております。

さらに、今年度は地元タウン情報誌を活用し、保育士の仕事の内容や採用データを含めた求人情報の掲載と併せて、保育所のPRを行う計画です。現在、年始号の掲載に向けた準備を進めております。

また、総務課職員係からも、中四国の大学や保育士の養成学校に直接求人案内を行うなど、様々な角度から保育士確保に取り組んでいます。

町としては、今後も活用できる国の補助事業を注視しながら、町独自の保育士確保策を

積極的に推進していく考えでございます。

次に、保育士の給料ベースアップについてお答えをします。

本町では、これまでも保育士確保のために保育所職員等調整額、給料の調整額を支給するなど、給料面の処遇改善に努めてまいりました。特に会計年度任用職員の保育所職員には、保育所職員等調整額の支給を県内自治体の中で先駆けて実施をするなど、給与面の処遇改善に積極的に取り組んでまいりました。

その結果、正規職員、会計年度任用職員ともに、近隣市町と比較して高い給料水準を維持しております。

また、本町の保育所職員に応募される方や現在働いている保育所職員からは、給料面について他市町や民間と比較しても厚遇であるとの声を耳にしており、議員御提案の給料の号給引上げ及び役職やキャリアに応じた手当支給を実施する考えは、現在のところはございません。

なお、令和4年9月議会で答弁しましたとおり、本町における保育士不足の原因は、給与や手当等の勤務条件面ではなく、人間関係や事務処理等の職場環境面であったことから、職場環境面の改善に取り組んでおり、令和4年度以降は、保育所職員の離職は減少し、職員の定着化が図られているほか、求人希望の見学者も増えているなど、改善効果が徐々に始めている段階でございます。今後は、保育所業務支援システムを導入するなど、さらなる職場環境の改善に努めてまいります。

続きまして、保育業務支援システムの導入についてお答えをします。

保育業務支援システムの導入に当たっては、町としては段階的なアプローチを行っております。まずは、重複書類の整理や手書きで行っていた書類をエクセルに帳票化し、パソコンで作成することにより、業務の効率化が進んでいるところでございます。

現在、パソコンでの業務効率化が、一定の成果を上げていることや令和6年度には、各保育室にWi-Fi環境が整備されることを受け、次のステップとして、保育業務のさらなる効率化、保育士の業務負担減、保育の質の向上を図る観点から、システム導入について前向きに検討を進めているところでございます。

具体的には、令和5年度に2回、令和6年度に1回、現場の保育士を対象に、システム業者によるデモンストレーションを実施し、システムの機能や効果などについて詳細な情報収集を行っているところでございます。実際の導入に当たりましては、保育士の意見や現場の実情を十分に踏まえた上で、最適なシステムを選定することが重要と考えており、今後はこれまでに収集した情報や現場の意見を踏まえ、予算計上に向けて準備を進めたいと考えております。

次に、認定こども園の入園決定の方法についてお答えをします。

令和7年度から認定こども園となるまさき幼稚園の定員は90人で、御質問にありますよ

うに、年少児から年長児まで各学年を30人とし、その内訳は、幼稚園籍である1号認定を20人、保育所籍である2号認定を10人としています。

1号認定の入園決定方法は、年少児については、1号認定の定員20人を超えて入園希望があった場合は、抽せんにより決定します。ただし、既にまさき幼稚園に在籍し、進級を希望する兄弟がいる場合は、優先して入園決定し、残りの人数について抽せんを行います。

また、年中児及び年長児については、進級希望者を優先し、各学年の定員20人から進級希望者を除いた残りの人数に対して入園希望が多い場合に抽せんを行います。

なお、保育所籍である2号認定各学年10人については、他の保育施設希望者と併せて利用調整の上、決定をいたします。

最後に、保育所の土曜日開所時間の延長についてお答えをします。

今年度の土曜日午前中の保育利用者数は、在園児約10%の30名程度ですが、その園児が引き続き午後の保育を利用する場合、新たに約8名の常勤保育士が必要となります。現時点では、必要数の保育士の確保が難しいため、土曜日の開所時間を延長するのは、現実的には難しいという状況でございます。

一方で、町はアンケート調査や町の窓口で直接声を聞くなど、保護者の皆様からのニーズがあることを強く認識はしております。議員御提案のとおり、来年度から認定こども園となるまさき幼稚園が、18時30分まで土曜保育を開始する予定ですので、その応募状況や利用状況を見極めた上で、延長する保育所の数も含め検討し、必要な体制が整った段階で、1園からでも土曜日の開所時間の延長に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） 潜在的待機児童、町長も言われたように、国の言よる定義は私も調べても分からなかったんですが、ある資料によりますと5点ほど挙げておるところがありました。その中で私一つ気になったのが、子どもを預けられず、保護者が求職活動を休止している子どもっていうのも定義として挙げられておりました。ですから、子どもが生まれてちょっと落ち着いた。保育所に入れたいなと思ったんだけど、まあ言ったら、松前の保育所が受け入れていただけない。だからちょっと求職活動を中止しようかっていうようなことも生まれてくる、これは非常に私は問題だと思うんです。ですから、やはり保育所の確保をしてそういったことがないように、それから今回のように潜在的待機児童もしっかり把握をした上で対応していただきたいというふうに思っております。

それから、認定こども園についてなんですけれども、ちょっと確認したいんですけれども、定員30名で、例えば1号認定が18名であった場合、そしたら私は勝手に、2号認定は12名までオーケーなんだろうなというふうにして考えていたんですけれども、2号認定も

やはり10名定員だから、10名を超えた場合は選考によって決めるのか、そのあたりちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（住田英次） 大西子育て支援課長。

○子育て支援課長（大西雅弘） 今御質問のありましたとおり1号認定が18人で、2号認定が仮に10名を超えるような場合になった場合、2号認定につきましては、仕事をしているなどの保育の必要性が認められる方を利用調整という形で順位をつけて、毎年募集があってから調整をするのが大体1月頃にはなつてこようかと思います。それまでの間に1号の募集については、仮に18人であったとしても、随時受付をするような形を取りたいと考えております。その時点で20人に達するようなことになれば、抽せんを行わずに20人までは入れるような形にはなつていきたいと思います。逆に2号認定のほうが、10名のところが例えば5名とかで、空きの5名が出た場合は、最終的には1号認定が20名を超えるようなことになれば、状況によっては入所できるような形を取りたいと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） 分かりました。そしたら、流動的に30名をうまく調整していくということですね。

1号認定の件に戻るんですけども、これから1号認定が20名を超えようとは考えにくいような気がしておるんです。ただし、20名を超える可能性は、私はゼロではないと。そういった最悪の場合も想定しなければいけない。以前であつたら、ずっと以前ですよ。以前であつたら、1号認定が多いため抽せんになって、すみません、ほかを当たってください、これは言えたと思うんですけども、2園を1園にした。それでも1号認定で20名を超えたら抽せんですとなると、えっ何で1園にしたんですか、落ちた方はですよ。私やったらそう思うと思います。えっ、何で2園を1園にして、20名超えたからって抽せんにするんですか。すみません、それにお答えいただけますか。

○議長（住田英次） 大西子育て支援課長。

○子育て支援課長（大西雅弘） 抽せんにする形になったのは、近年の1号の申込みの状況を鑑みて定員のほうは20ということで、大体15名以下に今はなつてる状況になっておりますので、20名の設定については、近年の状況をもって20名の設定をさせていただいております。

どうしても1号さんの認定につきましては、就職の要件とかがない状況ですので、現在他の町内の私立の1号の認定の籍についても、空きがあるような状況になっております。これは、近年無償化になったことに伴って、2号の認定のほうに人が移行しているような状況から来ているものだと思います。その関係で2園を1園に統合をして定員を20人にしたというところで、抽せんについては、どうしてもやっぱり20人ということで考えており

ますので、そこらをもって抽せんという形で取り組まさせていただけたらなと思っております。

以上です。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） 言われることは分かるんですが、このあたりは、やっぱり流動的に考えていただきたいなというふうにして思います。というのがですね、防災計画も結局災害が起こったことを前提に防災計画を立てるわけです。ということは、最悪の事態をやはり想定して、20名を超えた場合にはどうするのか。先ほど言いましたように、保護者にとっては、えっ何で、そしたら1園にしたの。2園のままでおってくれたら、私らの子ども、入れたのになるとと思いますので、そういうことがないように、やはり流動的にそのあたりを考えていただきたいというのが私の本音です。よろしくお願いいたします。

それから次、土曜日の開所時間なんですけれども、松前町職員定数条例の一部を改正する条例であげられておりました保育所等の配置基準見直しへの対応として、現在検討課題となっている土曜日の1日保育についても検討しているということで、それについては先ほど答弁にもありましたように、急にはできない。保育士確保がまず優先である、それは分かっているんです。ですから、やはりこういったところを来年度の募集人数に応じて、それは早急に取り組んでいただきたいなというふうにして考えておりますし、私これと言ったんですけれども、土曜日が18時半までやったら、そしたら土曜日も午前中までの勤務にしとったのを午後にできるなって考える保護者も出てくると思うんです。ですから、アンケートで出てきた人数よりも増える可能性は大であるということもしっかり頭の中に入れてほしいなというふうにして思います。

それから、保育業務支援システムについてなんですけれども、私以前に、小中学校の校務支援システム導入を急いでくれというふうにしたが、なかなか実現しなかった。一応何年度導入の予定か、もしある程度方向が決まったら教えていただけますか。

○議長（住田英次） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤真一） 来年度からの認定こども園の応募状況なども見極めまして、最短で令和8年度から実施。ごめんなさい、校務支援システムは、もう答弁にありましたように、導入に向けて取り組んでおります。来年度の予算に計上して導入していくと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） 小中学校の校務支援システムも同じですけれども、導入してしばらくは戸惑うと思うんです。軌道に乗るまでは非常に、ひよっとしたら逆に時間がか

かるかもしれない。ただし、それがある程度軌道に乗ったらできるということなのですが、やはり保育士、小中学校の教員もそうですけれども、保育に携わるだけではない。日々いろんな事務処理、事務作業があるということもしっかり頭に入れて導入していただきたいなと思うんですが、私の調べたところでは、国からの補助があるんじゃないかなと思うんですが、それは今年度、来年度も国の補助があるのか、実際にないのか、ちょっとそのあたり、私が調べたのは、令和6年度国の保育関係予算概算要求の概要しかちょっと分からなかったんですが、国の補助制度があるのかどうか、教えていただきたいなと思います。

○議長（住田英次） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤真一） 厚生労働省関係の補助金で、ICTの関係がメニューにあったように思います。それが確実に取れるかどうかは、ちょっとあれなんですけど、その状況、国の補助状況については、もう少し詳細に調べたいと思っております。

以上です。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） ちょっと一部のうわさなんですけれども、令和6年度で補助制度が終わるんじゃないかとかというようなことも聞きましたし、来年度以降もあるのかもしれないし、そのあたりをちょっと注視していただいて、そういう国の補助制度があるのであれば、利用したほうが助かると思いますので、そのあたりもちょっと調べていただきたいなと思います。

最後に、保育士確保についてなんですけれども、ちょっと関連なんですけれども、先ほど言いました職員定数の条例の件なんですけれども、それにありました誰でも通園制度、これが令和8年度から始まると。それから、土曜日の1日保育を検討していると。それに対応するために保育士をさらに何人ぐらい増やさなければいけないと計算されているのか。もしされているんだったら教えていただいたらと思います。

○議長（住田英次） 平村総務課長。

○総務課長（平村展章） 実際、保育士の確保数に当たりましては、先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、保育の必要な子どもの受入れ人数、ニーズに合わせて保育士を確保していくことになってまいります。ただし、今回職員定数条例の条例改正を上げさせていただく中で、最大限の施設での受入可能人数を基に試算した場合、現在の状況からいきますと、31名の保育士が不足するという計算を立てております。それに基づきまして今回の条例改正案のほうも提案させていただいている次第でございます。

以上です。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） 分かりました。

私も調べたら、誰でも通園制度を先行導入しているところもあるんですけども、令和8年度からこれが導入されると、保育所現場は混乱するだろうな、国って何をするんだと、私見て思いました、皆さんに成り代わって言いますけれども。そういった待機児童、潜在的待機児童がまだ解決していない中で、新たな制度、保護者にとってはうれしいことでしょうが、現場にとっては、すごくこれ混乱するなというふうな形で考えておりますが、国の政策としてやらなければいけないということで、それに伴い、本町だけでなく、各自治体が保育士を確保していかなければいけなくなるような状況になるなと思っておるんですが、ちょっとここで私も質問したいんですけども、私の調べた資料の中で、改正子ども・子育て支援法によって来年4月から次のようなことが実施されるのではないかという資料を見たんですが、というのが、要件として、都道府県に保育園ごとに保育士のモデル賃金の公開を義務づける。職員ごとの給与額や収支などを公開する。その目的は、保育士の待遇改善、待遇改善のための予算が適切に使われているかを検証。公開された情報を基に、保育士希望者が就職先を検討する際の参考にできる。その対象としては、保育園、認定こども園、幼稚園など全国4万超というような資料を見たんですが、これ来年4月から実施されるのか。それから、本町に関係あるのか、分かっている範囲で教えていただいたらと思います。

○議長（住田英次） 平村総務課長。

○総務課長（平村展章） ただいま曾我部議員おっしゃった点なんです、我々としても、現段階では報道等に入ってきている情報段階でございます。報道されております都道府県にそういった報告義務が課されている。特に保育士の処遇改善部分が、適正に国の予算が執行されていない。例えば、施設の改善であったりとかといったものに利用されているような例も見受けられるというふうな報道がなされております。そういった点を踏まえて、国のほうも適正な保育士の処遇改善につながるための施策として打ち出されているのではないかなと思いますので、またそのあたりは、県等から具体的なことが示されましたら、その時点で議会のほうにも御説明申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員。

○6番（曾我部秀司議員） ありがとうございました。

それがもし事実で報道であるということは、そういう動きになっているということではあると思うんですが、何かそれを実施されると、これまた自治体が困るんじゃないかなと。先ほど言いました目的の一つに、公開された情報を基に保育士希望者が就職先を検討する際に参考にできるとなると、あの自治体は給料がいいからあっちへ行こう。やはり人間であれば、同じ仕事量なら待遇のいいところ、同じ待遇なら仕事量の少ないところ、これ、選ぶんが当たり前やと思うんですね。そういう公開をされると、本当に待遇のいいと

ころに希望が殺到するのではないか。そういう待遇がちょっとほかのところよりは悪いな
っていうところには、なかなか保育士が来ないのではないかな、これも私、やるべきかど
うかな、すごく不安に感じております。それぞれの自治体が混乱するんじゃないかなと思
うんですが、えっとですね、先ほど町長の答弁の中には、本町での保育士不足は、待遇面
ではほかよりも優遇されていると、人間関係やその辺だということなんですが、これをさ
れると、やはり待遇面もほかのところも上げてくるということが考えられるのと、私、待
遇をよくしてくれってというのは、自分の経験もあって、子どもと一日おるわけなんですよ
ね。その中でやはり責任感がある。負担も大きいですよ。だから、保育士を希望して夢
を持って保育士になった。なったのはいいが、この仕事量の多さ、その責任感の大きさと、
体力的にも精神的にもへとへとになって毎日帰っていくと。私の調べた中ではですね、早
期退職者の中には、6割程度が5年以内で退職しているというデータもありました。とい
うことは、夢を持って保育士になったが、もうこれはたまらんといい形で辞めていかれる
方もおるんじゃないか。やはりその責任の大きさ、そういったところから、待遇面をもう
少し上げてもらってもいいんじゃないかというのが本音なんです。庁舎内で働いている方
とやはり区別する部分はあっていいなと。例えばですね、どんなことをやっているかって
言うと、給料でも毎月何万円か上乗せをしているところ、それから賞与に関しても、例え
ば1支給につき4万円上乗せ、保育士ですよ。それから、勤務年数に応じて月額最大6万
円の上乗せ、こういうふうに1年目、2年目、3年目とだんだんだんだん上げていくと、
最大を6万円にすると。何かこういうふうにしていないと、私、すごく大変だと思うん
です。そういったところは、ほかのところよりもいいということではあるんですけども、
先ほど言いました報道にあったことが実施されるようになると、本当大変になると思いま
す。当然、財政面で厳しいのは分かっておりますが、保育士の待遇をさらによくして
いただきたい。というのが、これは最終的に子どもへ還元できる。保育士に対する子ども
の数が減ると、子どもも十分見ることができる。子どもの安全も確保されやすいというこ
とですので、ぜひ前向きに検討していただきたいなと思って、私の一般質問を終わらせて
いただきます。

○議長（住田英次） 曾我部秀司議員の一般質問を終わります。

3 番池田幸子議員。

○3 番（池田幸子議員） 議席番号3 番池田幸子です。ただいま議長のお許しをいた
しましたので、9月定例会に当たり一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願
いいたします。

新型コロナワクチンについて質問いたします。

今年7月に、ようやく県が新型コロナワクチンの健康被害状況について公開しました。
国は、ワクチン接種による副反応及び後遺症について、予防接種健康被害救済制度を設け

ていますが、厚生労働省によって公開されている健康被害救済制度の認定件数を見ると、最新のデータが、令和6年8月30日のものですが、コロナワクチンの予防接種健康被害救済制度の認定件数は、たった3年半で7,994件となっています。死亡認定件数に至っては777件となっています。ちなみに新型コロナワクチンを除く全てのワクチンでの過去45年間の死亡認定件数が累計151件、コロナによる死亡認定件数は先ほど申し上げたように777件です。ですので、過去45年間の件数をたった3年半で5倍を上回っています。死亡だけでなく後遺症なども含む全ての認定件数は、新型コロナワクチンを除く全てのワクチンが過去45年間で累計3,522件、コロナワクチンがたった3年半の間でこの2倍を上回っています。これまでいろいろな議論が飛び交い、陰謀論であるとか根拠がないとされてきたワクチンのリスクについてですが、この予防接種健康被害救済制度の認定件数の数字を見ただけでもリスクが高いことは十分に判断できるのではないかと思います。国が安全性と有効性を確認して進めているから大丈夫だという姿勢では、住民の健康や命を守ることができないのではないかと不安に思っています。

そこで、令和6年度から定期予防接種に位置づけられております新型コロナワクチンについて、本町の実施予定となる対象者の数と負担額についてなど教えてください。

また、対象者への健康被害のリスクについての情報提供についてはどのようななされるのか、本町のお考えをお聞かせください。

次に、本町における現時点までの新型コロナワクチンによる予防接種健康被害救済制度の申請状況と認定状況についてお聞かせください。

そして、健康被害のリスクと自治体の責任について町の考えをお聞かせください。

また、先ほど申し上げたとおり、他のワクチン健康被害数と比較し、推進の妥当性に関して町の見解をお聞かせください。

私の質問は以上です。御答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

渡部健康課長。

○健康課長（渡部直樹） 新型コロナワクチン接種について、まず高齢者などを対象とした定期接種開始に当たり、状況と意向についてお答えします。

新型コロナワクチン接種は、個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれにより、その蔓延の予防をすることを目的として、令和6年度からは、国の定期予防接種に位置づけられたため、本町も10月1日から実施します。

対象者数は、高齢者インフルエンザ予防接種と同様の6,000人の接種を見込んでいます。

自己負担額は、県内統一単価として1人3,000円となります。

対象者への副反応及び健康被害のリスクに関する情報提供については、現在も町ホーム

ページにワクチン接種による副反応と健康被害救済制度について掲載しておりますが、定期接種に当たり、これまでと同様、接種する方へお渡しする説明書に記載をして、情報提供に努めていきます。

次に、健康被害についてお答えします。

本町における予防接種健康被害救済制度の申請状況は、申請件数が3件あり、そのうち2件が健康被害認定され、1件が審査中となっています。現在のところ、本町においては、ほかのワクチン接種による健康被害の申請はありません。予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、副反応による健康被害がまれに起こります。極めてまれではあるものの、健康被害をなくすことはできないと考えます。そのため、国が予防接種法に位置づけた予防接種により健康被害が生じた場合は、その健康被害が予防接種を受けたことによるものであると国が認定した場合、予防接種法に基づく国の救済を受けることができるようになっています。昨年度までの新型コロナワクチン接種は、予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、国の指示により市町村において実施されたもので、予防接種法に基づき、市町村で接種の勧奨を行いました。その際に、先ほど申し上げたとおり、対象者に対し接種による効果や副反応などを周知し、あくまで接種者の判断によって接種できるよう努めてまいりました。今年度から始まる定期予防接種では、B類疾病に位置づけられており、個人の接種の努力義務も町による接種の勧奨もなくなりましたが、今後もワクチン接種における効果とリスクについて正しい情報を提供し、接種する方がリスクなどについて十分理解して接種できるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（住田英次） 池田幸子議員。

○3番（池田幸子議員） 先ほどの答弁の中に、極めてまれではあるものというふうにあります。これほどの健康被害救済制度の認定件数が出ていても、極めてまれであると町はお考えでしょうか。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 極めてまれかどうかについてなんですけども、今議員から御指摘のありましたように、すごい短期間で多くの件数が出ている状況というところは認識をいたしました。

45年間で151件のところに対してコロナワクチンは777件出ているところなんですけども、多分分母の関係もあるのかなと思います。一気にすごい量の数が出ましたので、その分ワクチンの副反応も多かったのではないかと思いますので、そのあたりも一緒に検討させていただけたらと思います。極めてまれという表現がふさわしかったかどうかについては、ちょっとこちらで訂正をさせていただけたらと思います。

○議長（住田英次） 池田幸子議員。

○3番（池田幸子議員） 町長のおっしゃるとおり、母数がコロナワクチンに関してはかなり大きいという議論ももちろんあるかとは思いますが、そのあたり細かくきちんとした分析を行わないと判断できないことだと思いますので、そちらの分析も安心できるようお願いしたいと思っております。

国の法律で決まってしまうので、取り組まなければならないのは分かるんですが、正しい情報提供をして、本人が正しく判断できるための環境っていうのは用意できるかと思っておりますので、そのあたり努めていただけたらと思っております。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（住田英次） 池田幸子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（住田英次） 再開いたします。

一般質問を続けます。

2番池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） 議席番号2番池内邦仁です。議長の許可をいただきましたので、これより一般質問を始めます。

私は、空家対策について2つのことを質問したいと思います。

まず、1つ目が、新立・本村地区の空家を除却する事業についてです。

以前一般質問をしたときに、その当時のまちづくり課課長より、新立・本村地区については、防災・減災上の対策とともに、将来の地域の活性化を図るため、土地を寄附していただくことを条件に、町が老朽危険空家を空家除却する事業を行っているとの回答がありました。

平成26年12月議会において、既に19件の空家を取り除いており、当時さらに10件の空家除却事業を実施する旨の同意を得ているとの報告がありました。当時除却の同意を得るには、相続人全員の確定・同意を得る必要があるため、長い場合は、1年以上かかることもあるとの答弁でした。10年たった今、除却の進捗はどうなっているのか、また空いた土地を地域の活性化を図るため、どのように利用をしていく計画があるのか、お知らせ願います。

2つ目は、利用可能な空家のうち、農家住宅がある場合についてですが、現在農業経営基盤強化促進法により、地域計画の策定が実施されているところです。地域によっては、10年後は農耕者が不在になるとか、今は農業ができていますが、10年後のことは分からないなどといった意見もあるようです。そういった状況を解決しようとした場合、その一つとして、他地域から認定農業者として本町へ移住を促す、あるいは近隣市町に住んでいる方

が、生活には今の住居を利用し、本町で農機具などの資材を保管していく場として、納屋などがある農家住宅を借り受けるなど、様々なことが考えられると思いますが、これらのことを考えている方々に対して何らかの補助を考えているのか、お答え願います。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

大政まちづくり課長。

○まちづくり課長（大政邦弘） 失礼します。

新立・本村地区の現状についてお答えします。

新立・本村地区の空家対策については、防災・減災上の対策とともに、将来の地域の活性化を図るため、土地を寄附していただくことを条件に、町が老朽放置建物を除却する老朽放置建物除却事業を行っています。この事業は、平成23年度から事業を開始し、令和5年度までの13年間で46戸の老朽放置建物を除却しています。老朽放置建物を除却する場合、古い建物が多いため、所有者が既に死亡しているケースがほとんどであり、相続人調査が必要となります。この調査が困難な場合は、建物の除却まで1年以上の時間がかかる場合があります。

老朽放置建物除却事業の進捗状況につきましては、空家対象戸数が118戸、これまでに取り組んできた除却戸数が46戸であり、約39%の空家が除却されたことになります。平成29年度の実態調査から既に7年が経過し、空家の数も増加していることから、再度実態調査を行い、老朽放置建物除却事業の推進に努めたいと考えています。

新立・本村地区は、住宅が密集し、地区内道路が狭隘であるため、緊急車両の通行が困難であり、火災時における延焼の危険など、防災面における住環境の問題を多く抱えていることから、除却後の寄附を受けた土地を公共空地として管理することで、将来的には、道路整備事業と区画整理事業の導入を検討し、地域活性化につなげたいと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 山田産業課長。

○産業課長（山田善仁） それでは、私からは、空家対策のうち、利用可能な農家住宅がある場合、ここへ移住している方への何らかの補助を考えているのかについてお答えします。

農業者の高齢化や後継者不足の問題は、全国共通の課題となっており、町においても耕作放棄地の拡大が加速するなど、将来の地域農業の維持・発展が懸念されているところで

新規農業者を増やすための町の取組としては、新規農業者の経営開始時を支援するための資金の交付や農作業の効率化と経営面積を拡大するための農業用機械の導入経費の一部を補助しています。

また、県やＪＡ松山市などの関係機関と連携しながら、新規農業者と認定農業者の確保と育成に併せて、町外の農業法人の参入など、新たな担い手の確保に努めています。

議員から御質問のあった他の地域から町へ移住する農業者が空家を利活用する場合の補助については、今でも県外からの移住者が居住するための空家の改修や家財道具の搬出等に要する経費を補助する事業はありますが、残念ながら、空家の利活用は進んでいないのが現状です。農業人口の減少問題と空家の増加問題は、深刻化する一方であり、社会問題となっています。今後は、移住を希望する新規農業者に空家に住んでもらうためにはどのような施策が必要か、全国の自治体の先進事例を参考に研究していきたいと考えます。

なお、御提案のあった農家住宅の借受けについては、農家住宅は都市計画法で定める市街化調整区域に建築された農業を営む方の居住の用に供する建築物であり、移住してきた農業者が自己用住宅で利用することはできますが、農家住宅を賃貸住宅に変更することはできませんので、御承知おきください。

以上です。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○２番（池内邦仁議員） 今のことですけども、農家住宅、これは農業をする人やないとい入れないということなんですけども、農業をする人が機械をそこへ置いときたいと、わざわざこっちへ持ってきてというんじゃないくて、そういった場合でもそれは認められないということなんでしょうか。

○議長（住田英次） 山田産業課長。

○産業課長（山田善仁） 農業をする方が農家住宅を建てれる定義としては、農業をされる方が居住するための住宅であるので、市街化調整区域でも建築することが可能ということになっております。ですから、一般的に考えれば、倉庫を貸し付けるということは、法律上は問題があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○２番（池内邦仁議員） それは、もう既に建っている農家住宅に、お年を召した方でもう施設に入られたとかで、もうそこを空家にするよとかということになった場合、そういう場合でも、全然これは認められないと。どうするというか、家を壊さないかんのかというような話になるんですけども、そういう十分に使えるところは、そういうふうに保管場所として使えないのかなということを思うんですけども、どんなこれは無理なんでしょうか、それでも。

○議長（住田英次） 山田産業課長。

○産業課長（山田善仁） 農家住宅を適法に、例えば10年間農家住宅として利用されていて、その後所有者の方が亡くなって、それをもう売り払うしかないというような状況にな

ったときにはですね、農家住宅を一般住宅に用途変更することはですね、手続を踏めば可能だと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） 分かりました。

新立・本村地区の空家除却事業なんですけども、今118戸あって46戸進んでいるという話なんですけども、本町の松前町国土強靱化地域計画においては、令和7年度を目標年度に定めて、総合的かつ計画的に本町の強靱化に向けた各種施策を推進することとなっておりますけども、令和7年度に向けての今の目標数値があるのであれば、教えてください。

○議長（住田英次） 大政まちづくり課長。

○まちづくり課長（大政邦弘） 失礼します。

令和7年度に向けての数値なんですけども、現在では定めておりません。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員。

○2番（池内邦仁議員） 分かりました。

ただ令和7年度目標で、強靱化地域計画が一区切りつくんですけど、現在県からも引き続き強靱化地域計画を進めてほしいというところがありますんで、本町としましても、そこら辺の意向を踏まえて計画的に進めてもらえたらいいかなと思います。

以上をもちまして私の一般質問は終わります。

○議長（住田英次） 池内邦仁議員の一般質問を終わります。

途中での休憩になると思いますが、西村議員、よろしいですか。

それでは、4番西村元一議員。

○4番（西村元一議員） 4番西村元一議員が議長の許可をいただいたので、一般質問をさせていただきます。

1番目、南海トラフ巨大地震の対応について、個別避難計画策定は。

昨今の南海トラフ巨大地震の可能性に鑑み、ほぼ確実に起きると私は思っております。震災が起こるかどうかわからないという立場と震災は必ず起きるという立場では、対策にしても町民の心構えにしても大きく違いがあると思います。理事者はどちらの立場なのか。

国から、個別避難計画の策定が義務化されたが、誰がどのような手順で策定するのか、お聞かせください。

次、言うんかの。

○議長（住田英次） 続けてお願いします。

○4番（西村元一議員） 2番、言う。

○議長（住田英次） 2番、はい。

○4番（西村元一議員） 2番、避難訓練実施予定の有無は。

個別避難計画の対象者にあつては、日々状態変化が起きていくであろうし、救援に当たる人々も変わっていくことを考えると、その情報の更新、少なくとも年に1回の見直しが必要と求められるだろう。これらに責任を持って実施し、年に1回の実地訓練が必要と考えている。個別避難計画の策定に関わる現況、特にいつまでに実効性のある避難計画ができるのかと実地訓練の実施予定の有無を含めて理事者はお答えください。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤真一） 南海トラフ巨大地震の対応についてお答えします。

本年8月8日16時43分頃に日向灘で発生したマグニチュード7.1の地震により、同日19時15分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が気象庁より発表され、松前町としては、先ほど藤岡議員へ答弁したとおり、対応したところです。

南海トラフを震源域とする地震は、地盤のメカニズムと過去の文献や資料により定期的な周期で地震発生があったことから、時期や規模こそ分かりませんが、いずれ発生するものと考えています。

次に、個別避難計画についてですが、この計画は、松前町地域防災計画において災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿情報に基づき、同意があった避難行動要支援者について町が策定することとなっており、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員の協力の下に、避難行動要支援者と個別に打合せを行いながら、一人ひとりの避難支援プランを策定しています。

個別避難計画をいつまでに策定するかについては、国の指針において、人工呼吸器などの電源喪失等が命に関わる方など、優先度が高いと市町村が判断した方について、おおむね令和8年5月までに策定することとされています。直近では、本年7月に支援者会議を開催し、本人や家族、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員と協議を重ねながら、医療的ケア者の個別避難計画を策定しました。その他の避難行動要支援者についても、できる限り早期に町と関係者とが連携を取りながら、実効性のある個別避難計画の策定に努めていきます。

次に、個別避難計画については、本年7月31日時点で、地域の支援者に個人情報の提供の同意を得た避難行動要支援者2,669名のうち、64名分を作成しています。

なお、松前町には、優先度の高い方が12名おられ、そのうち3名の方の個別避難計画の策定が完了しています。残り9名の方についても、令和8年5月までに策定できるよう取り組んでまいります。

議員御指摘の個別避難計画の見直しについては、本人の状況を町だけで把握することは困難であるため、自主防災組織や民生委員・児童委員、避難支援実施者の協力を得て確認

し、必要に応じてその計画を修正し、避難支援者の方と情報共有するようにします。

実地訓練については、これまで避難行動要支援者を対象とした町主催による防災訓練を実施したことはありません。災害時は、一斉に避難を余儀なくされることから、町主催の防災訓練の中で実施することができるよう検討していきます。

以上です。

○議長（住田英次） 西村元一議員。

○4番（西村元一議員） いろいろ言ってくれよるけど、要するに私が言いたいのは、寝たきり老人、要するに足の悪い人とか、歩けない人、車椅子に乗っとる人、そういう人の避難はどうするんか。東日本大震災がいったときに、私らは2回ほどここへ呼ばれて教授から説明を受けました。それからもう十何年たつとんです。それでも松前町は何の訓練というか、そういうことをせんのですよ、言うだけです。実施せないかんでしょ。こんな年寄り、寝たきり老人がおる施設、いっぱいありますよ。ほて家で在宅もしよる人もいっぱいおります。何の訓練もない。この間地震がいったとこで、まだね、そういう訓練もせないかんのが普通やないんですかと思うんですが、それを言いたいんでちょっとここへ書いとんだけど、どんなでしょうか。今後する気ないんかな、あるんか、ちょっとお答えください。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 特に支援の必要な方、寝たきりの方とか人工呼吸器をつけられている方について、今のところ松前町は訓練をしてきませんでした。議員のおっしゃるとおりでございます。先ほど佐藤課長が申し上げましたとおり、総合防災訓練というのをやっておりますので、その中で併せて実施ができるように検討を進めてまいります。

○議長（住田英次） 西村元一議員。

○4番（西村元一議員） よく分かりました。まあ、松前町はこんなもんやと思いますよ。

次、行きます。

保育所跡貯留施設建設について、貯留施設建設よりも南海トラフ巨大地震対策が先ではないのか。

今度の貯留施設は、何の意味もない物を造ると考える。50年先のこととかを話題にして物言うとります。大雨が降ることや経費が50年先には安くなるなど、空想としか思えないような言葉しか言えんのですかいね、松前町は。何でこの貯留施設が欲しいのか。この間ちらっと聞いた話では、満杯になったら戸を開けたままポンプでくみ出す、同じでしょう。それやったら要らんでしょうということは、ここに書いてないけどちょっと付け足したんですが、それより目の前に迫っている南海トラフのことのほうを考えるのが先だと思う。松前町は、南海トラフが来たら、貯留施設などの工事をしてられないのではないの

か。

2、工事実施周辺住民の同意確認は取れておりますか。

それこそ行政がこの工事について強行突破したとしか思えない。南海トラフ地震が来たら、松前町は大方の家が潰れてしまうだろうし、そして後から津波が来たら、この貯留施設は津波にやられるだろう。こうなっても造るのか。

3、このまま工事を進めるなら、きれいな水にして海や川に流してほしい。もう目の前が海なんですよ。港なんですよ。さもないと魚が死んでしまう。海に汚い水を出すことを禁ずる。周辺住民との調整や環境調査は実施・終了しているのか。

この工事に当たっては、住民投票にしては。ぜひするべきであると思いますが、どうでしょうか。

工事排水の浄化法は。

このことは、副町長、産業建設部長、まちづくり課長を交えて話したと思います。きれいな水を流す約束をしましたね。どのような方法で実施するのか、事前協議は必要だと思うが、答弁を。

以上。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部博憲） 保育所跡貯留施設の建設についてお答えいたします。

議員御質問の保育所跡地に整備する雨水貯留施設は、これまで答弁したとおり、筒井地区で頻繁に発生する浸水被害を軽減する目的で、令和元年度から行っている幹線排水路改修工事に引き続き、雨水貯留施設を整備するものです。当施設を整備することで、筒井地区の浸水被害の発生頻度や浸水範囲・水位の減少を見込んでいます。

また、御指摘の経費についても、雨水貯留施設と排水ポンプ施設を比較した場合の建設費と50年間の維持管理費の総費用が、雨水貯留施設のほうが安価であることを説明させていただいております。

次に、工事実施周辺住民の同意確認についてお答えいたします。

本工事は、周辺住民の方々の同意は必要ありませんが、工事中の騒音や振動が気になると思いますので、周辺住民を対象に説明会を実施する予定です。現在、施工業者と町職員が協議を重ね、準備をしております。準備が整い次第、説明会を行いたいと考えております。

また、環境調査については、令和4年9月議会で答弁したとおり、この事業は、愛媛県環境影響評価条例が適用される事業ではないため、環境影響評価は行っておりません。

次に、工事排水の浄化方法についてお答えいたします。

当工事では、掘削時の湧水を想定しており、工事用ポンプでくみ上げますが、そのまま

水路に排水するのではなく、濁水処理設備を設置して、処理された水を排水いたします。

最後になりますが、貯留施設建設よりも南海トラフ巨大地震対策が先ではないかとの御質問についてですが、本町は、南海トラフ巨大地震のほか、様々な自然災害のリスクを有していることから、町としては、これまで優劣をつけず、防災・減災対策に取り組んできました。南海トラフ巨大地震対策としては、松前町国土強靱化地域計画に基づき、公共施設や木造住宅の耐震化、消防や自主防災組織の強化、防災備蓄品の確保など、様々な施策に継続的に取り組んでいます。

一方、浸水対策としては、水路の拡幅や水路勾配の改良、樋門改修のほか、令和元年度から行っている筒井地区幹線排水路改修工事などを実施しています。今後も安全・安心なまちづくりに向け、防災・減災対策に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（住田英次） 西村元一議員。

○4番（西村元一議員） いろいろ答弁をくれたんですが、やっぱりどうしても納得がいかなのがこの施設。ほやけん何のために造るんかというんが、意味が分からんのやけど。これ満杯になったら、戸を開けたままでポンプでくむというてこの間聞いたんですが、何の意味があるんですか、これ。雨が降りました、ポンプでくみよりも。ほたらたまらんとするんですよ。この間の大雨で洪水になってないんですよ。そこへもってきて、何の意味があつてこれを造らないかんの。

ほて、この間ちらっと聞いたら、満杯になったら戸を開けたままでポンプでくむんでしょ。そうやったら何の意味が、初めからポンプでくんどったら、何もためる必要もないんじゃないですか。何のために造るんですか、これ。みんな町民、これ新立のほうの人らの町民、皆怒っておりますよ。こんなべらぼうな20億円から使うて、そら国の予算が70%ねあるけど、松前町の負担は6億円、7億円、みんな税金ですよ、みんなの。それやったら、もっとほかにすることがあるでしょう。福祉ね、子どもの無償化、学校の。給食の無償化、町長さん、公約にあげたんやないんですか、これは後で言うんやけど。そんなほうを先にやるんが普通やないんですか、こんな工事よりか。南海トラフが来たら、こんな工事しよっても、しよる途中に来たらどうするんですか。もう3日にあげずにテレビで放送しよりもよ、南海トラフが来るじゃ来るじゃというて。そこへもってきて工事中にこれ来たら、こんな工事なんか、できへんですよ。30年後には来る。ほたらこれ50年先のことを考えて言よる。何のことですか、これ。ほて意味がないですよ、この工事は。長尾谷川が氾濫したら意味もない。大雨が降っても戸開けたままでポンプでくむ。何の意味があるんですか。ただためるだけの水槽みたいなもんですよ。それを20億円かけてする。国が70%出す。そんな問題じゃないと思いますよ。意味がないもんを造って何するんですか松前町、お金かけて。声高々に言うけど、みんな何を考えて賛成するんか分からんのやけ

ど。ほうでしょう。雨が降り続けて、この間の台風でよそは氾濫、大分したですよ、神奈川や東京じゃ、皆大垣も。あんなして雨が降って、ほたらあこ工事ができました。満杯になりました。まだ雨が降り続けたら、戸を開けたままポンプでくむんで一緒の問題やないんですか。それを皆賛成して、工事しましょうやと言う人の気がしれんのやけど。ほて町も町やと思うんです。何の意味があってするんですか、これ。前町長の考えやろう、これ。ね、おかしい問題を取り上げるんやないんやけど、意味があることには、私は賛成しますよ、何の意味もないけん言よるだけのことで。意味がありますか、この工事。雨が大量降っていっぱいになったら戸を開けたままポンプでくむんで、ほうやろう。この間、ちょっと課長か誰か、大政君かな、課長と話したときに、雨が降っていっぱいになったら、その水槽がいっぱいになったら、戸を開けたままポンプでくむ言うたんでしょう。それやったら初めからポンプでくんだら、ためる必要もないし、掘る必要もないんじゃないん。そんな説明しかできんのやろう、松前町は。何の意味があってこれをするんか。もうはっきりした説明、町民に聞かせてくれ。

○議長（住田英次） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部博憲） 失礼します。

この貯留施設建設に関しましては、緒言でありますとか内容につきまして、過去何度か説明させていただいております。松前町の河口部、筒井地区・浜地区は、下流部に位置することから、大雨が降りましたり、潮位が高いときには、非常に排水に苦慮している地域であるということでございます。特に筒井地区につきましては、そういった浸水の被害を軽減するために公的な場所、あの場所に約1万立米の貯水池を設けることによって浸水を軽減させるという意味合いで造る計画をしております。緒言としましては、こちら申し上げましたが、平成29年に非常に条件の悪いときの大雨でございました。そのあたりの潮位であるとか水位の状況が、重なって条件が悪くなるときの軽減のためにそういった施設を設けるということで、今後ゲリラ豪雨、そのあたりも見込まれますので、そういったものの対応として計画しておるということと、後々の維持管理の観点からも貯水池方式のほうが安価であるということに加えて、先ほど議員さんもおっしゃいましたが、7割の補助をいただいて実施するというところで、地域にとっては、従来から懸案事項であるという点も含めまして、あの場所に浸水対策用の貯水池を設けることによって浸水が軽減できるものと思っております。

以上でございます。

○議長（住田英次） 12時過ぎましたが、このまま続けさせていただきます。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 近年は自然災害が頻発・激甚化する傾向があり、これまでに繰り返し発生しているゲリラ豪雨等による浸水被害も拡大の傾向があり、大変恐怖を覚えると

ころであります。このように、南海巨大地震といった甚大な災害が見込まれる自然災害以外の災害についても対策に取り組む必要があり、防災・減災対策は、災害が発生してからでは遅く、発生前に行います。

議員さんが言われるように、この間のポンプ1台を回したということにつきましては、干潮であったため、ポンプ1台回せて、それに対応できたということで御理解していただきたらと思います。

以上です。

○議長（住田英次） 西村元一議員。

○4番（西村元一議員） ポンプ2台回したんじゃないですよ、この間の大雨。一晩に何ぼ降ったか知っとりますか。165ミリです。こんなに雨が降るとるのに、洪水してないんですよ、1台ですよ、ポンプ回しとんは。ほて私が言うたら、ああ潮が引いとるときで戸が開いとったじゃ何じゃと言うて言い訳ぎりして。ほたら、今度も大雨が降ったときも潮が引いとったら同じことでしょう。何の意味があるんですか、ほやけん。満潮やったらどうのああのこうの。ポンプ回したら済むことでしょう。1台やなしに2台回したらええんですよ。この前の洪水が起きよるときことは、ポンプがめげとったんですよ、1台は。ほて1台がまだめげるやめげんじゃと言よるときに途中でめげてしもうて、2台一遍にオーバーホールしました、二、三年前やと思います。予算組んだと思いますよ、一千何ぼで。二、三年前に2台ともオーバーホールしとるけん、くみ上げのポンプはさらみたいなもんじゃ、業者が10年保証すると言うたんやけん。

ほてこの間の大雨、一晩で160ミリから降った雨でも洪水してないんです。私、橋の上へ見に行きましたよ、マルナカの裏の川へ。ほて3日間続いた雨でも洪水してないんですよ、あの大雨でも。これ以上、何にどこにどんな雨が降るんですか。ほて今度は大雨がバンバン降ったけんというて、あこタンクを造ったとして、いっぱいになりました。戸を開けたまま、ポンプでくむんじゃけん、一緒の問題でしょう。説明がおかしいんじゃないんですか、そうやって言い訳ぎりするけど。何のためにこれ造るんですか。前町長がしかけた問題やけん、するんですか。何の意味のないもんを造って、こんな予算というか、そら国が70%してくれるか知らん、松前町の負担、それでも30%はするんですよ。20億円の30%、6億円、みんなの税金ですよ。まだほかのほうへ使うてくださいや。意味のないもん造ったらどうするんですか、これ。中止してください。町民投票してください。町民にあおり聞いてください。町民に聞くじゃ聞かんじゃ、後から説明するじゃなしに、先に説明して、あおり聞くんが普通やないですか。どんなんですか。どんなですか。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） まず、貯留施設を造る目的についてお話をしたいと思います。

この筒井地区というのは、皆さん御存じのとおり、頻繁に浸水被害を繰り返してきたと

いうことは、お住まいの方、それから近隣の方は御存じではなかろうかと思います。この間の大雨では、確かに浸水被害は発生しませんでした。私は、職員としても消防団としても、何度も何度もそのエリアに土のうを積み上げにいきました。浸水被害の程度はあれ、平成29年のときには床上までいきました。床下浸水も何度も繰り返している地域ということは御存じかと思います。その地域の浸水被害を軽減するために、今回幹線排水路改修工事に引き続き造るものが、この雨水貯留施設でございます。この点に関しては、皆さん御理解をいただいていると思います。そして、これの計画が出たのが、令和3年度でございます。令和3年度にこの貯留施設の設計の予算を計上させていただきまして、その中で議員各位に議論をしていただいて進めてきた事業でございます。

そして、前町長の引継ぎではないかということでございますけども、これは筒井地区の従来からの懸念事項を解消するための案でございます。そのために国が緊事債というものを用意しました。これは国土強靱化のための予算でございます。その制度も活用できたというのが、令和3年度からになります。それまではずっと懸案事項でしたけども、国の有利な補助がなかったために着手ができませんでした。そして国の予算も令和8年度で終わってしまいます。であれば、令和3年度から令和8年度までの間にこの事業をしなければならぬという結論に至るはずで。

加えまして、貯留施設とポンプです。これの費用を比べた場合に、当然施設でございますから、どの施設でもそうだと思うんですけども、30年から50年間のスパンで施設の費用というのは考えなければなりません。それを比べた場合に、40年から50年間でランニングコストを考えると、初期投資の部分では、ポンプのほうが3億円安いという試算でございました。しかしながら、40年間で比べた場合は、9億円ほど差が出るよということで、今回の貯留施設を建設しようというのを令和3年度に計画をしたという流れであったかと思います。でございますので、前町長からの引継ぎでやっているのではなくて、長年の筒井地区の浸水被害の軽減の目的のためにこの事業は実施するもので、私もこの事業を実施すべきと考えております。

○議長（住田英次） 西村元一議員。

○4番（西村元一議員） もしこれ大雨が降らんかったら、意味のないもんですよね、造っても。蓋が開かんのよね、少々の雨だけやったら。50年間先に大雨が降らんかったら、何の意味もないもんを造って、50年間じっと置いとくんですか。大雨が降らんかったら、今のポンプで排水できる、雨だけやったら。これ水槽を造ったもんが開かんの、50年間開かんかったら、何の意味もないでしょう、これ。もうしょっちゅう降る雨があって、住宅のほうが洪水するんですよというんが昔はありました。ポンプが、あのときは本当に1台しか動いてなかったんです。今2台動くんですよ。それでもこの間の大雨で100何ミリというたらひどい雨ですよ。普通は50ミリとか60ミリの雨が多いというけど、100何ミリ

降っても洪水せんのに、ほた50ミリや60ミリやったら、蓋開かんのよね。ほてずっとそれが50年間続いたら、何の意味があるのですか、その水槽を造って。蓋が開かん、開かずに間ですか。

○議長（住田英次） 西村議員、天候のことですから。

○4番（西村元一議員） 関連しとるけん、構んのやない。

○議長（住田英次） 起こるか起こらないかというのは、やっぱり今すぐどうこう言える話じゃないと思うんですが。

○4番（西村元一議員） いや、どうするんかな。これでもまだ造ると言うの。ほやけん町民にあおり聞いてくださいや、皆さん。徳丸やあっちの人なんか、何のために造るんぞと言よるよ。あこらの人は全然関係ないけん、お金使うだけじゃというて。

○議長（住田英次） 西村議員、ここで暫時休憩します。

午後0時9分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（住田英次） 再開いたします。

10番影岡俊範議員から欠席届が提出されていますので、御報告いたします。

西村元一議員。

○4番（西村元一議員） 先ほどの答弁で、町民にまだ聞いてないということ、説明してないということと言われましたので、町民に納得がいくような文書で答弁を書いてください。それでこの問題はちょっと終わらせてもらいます。

次、行きます。

街灯について質問します。

照度と安全性についての検討は。

エミフルMASAKIのラウンドアバウトから北の思い通りまでの道路について前回も質問したが、夜中でも明々と電気がついている。この電気も何のためについているのか、町民から苦情が多数来ているが、どういう考えですか。

夜車を運転していると歩行者が見えにくいので非常に危険であると前回質問したが、以降どのような検討をしたのか。

電気代は幾らかかるのか。

私道や地域の街灯の電気代は、自分たちで払っている。この恋泉通りの電気代も地域で払ってもらってはどうか。それで電気代は、そこの町民が払うんが普通やないのかなと思うんですが、何で松前町の税金で払わないかんのかなと思うんですが、その回答をお願いしたいんと、安全性を確認し、街灯ぐらいにして、残りは消してほしい。

ここの電気代1か月幾らかかるのか。

以上。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

大政まちづくり課長。

○まちづくり課長（大政邦弘） 失礼します。

街灯についてお答えします。

初めに、照度と安全性の検討についてお答えします。

町道西古泉筒井線には、歩道及び自転車通行帯用の照明を20メートル間隔で合計64基設置しています。この歩道用照明については、令和3年6月議会において答弁したとおり、自転車や歩行者の安全確保のために設置したものです。

前回の御質問を受け検討し、歩行者の通行の安全性を確認した結果、令和6年4月からは、常時点灯本数を半分にしています。

なお、車を運転する方々については、停止線で止まった後、徐行しながら前に出て、安全確認を十分して通行するようお願いします。

次に、電気代についてお答えします。

防犯を目的として設置する街灯の電気代は、大字が負担していますが、道路管理上必要な道路照明は、道路の附属施設として町が管理しているものであるため、電気代は町が負担しています。

御質問の歩道用照明の電気代については、1か月約3,000円です。

以上です。

○議長（住田英次） 西村元一議員。

○4番（西村元一議員） 今言うて歩行者のために電気をつけると言ってるけど、エミフルMASAKIいうか、エミフルに来る客でも、今歩いてくる人はおらんのですね。私はあっこへ3時間ぐらいじっと、こう言うたら悪いけど、車を止めて3時間ぐらい歩行者の通行を見ました。3人ですよ、3時間で。それも犬連れて歩きよる人。普通買物とかなんとかなんかの人なんか、誰一人来やせん。犬連れて人が3人歩きよるだけ。それも犬、あこペットするところがあるのかな、角に。あこへ来るためにね、ただ3時間で3人ですよ、犬連れて人が。そんな歩行者のために電気を明々とつけて、町やけん電気代は町が見よるというたら、ほたら松前町の町道、全部街灯つけとん、見ないかんのやないんですか。何で私ら自分らで払わないかんの。おかしい答弁したらいかんですよ、課長。ね、町道やったら町道の街灯全部、町が見ないかんのやないん。何で私らは、新立はほたら別かな。自分らで払いよるよ。おかしい答弁したらいかんで。

ほて、今も言う、話が代わりよるけど、あこの明々つけとる道路、歩行者のため、ほやけん3時間で3人、犬連れて人が、犬の散歩するところへ、無料か何か知らんけど、連れてくる人だけ。何のためですか、あれ。電気明々つけて。ほやけん街灯ぐらいのあいなかにしてあと全部消したらどうですかと言うて、前も言うたと思うけど、いまだについとる。

ほて電気代はというたら、松前町が払いよる。こんな無謀なことの答弁ではいかんですよ。それやったら松前じゅう、町道は全部松前町が街灯の電気代、払わないかん。ほうやないんですか。答弁。

○議長（住田英次） 大政まちづくり課長。

○まちづくり課長（大政邦弘） 失礼します。

今議員が申されました電気代についてなんですけども、先ほども申し上げましたように、街灯、防犯に関する目的として設置するものは、大字のほうでお支払いいただくという形で、道路に関しましては、附属施設としての町が払うということが責務であるということで、そのような負担とさせていただいております。

この西古泉筒井線の道路なんですけども、ウォーキングやジョギングで利用される方が多いことや、松前公園やスポーツクラブに通われる方もおるということで、歩道照明の案を出された当時には、そういったニーズが多いということで設置したという経緯があります。

以上です。

○議長（住田英次） 西村元一議員。

○4番（西村元一議員） 松前公園を利用する人とかジョギングするとか、ほやけん夜私行っとなですよ。暗なって電気がついてから行っとなです。それで3時間おって3人しか通らん道路ですよ。ジョギングのジョの字も通らへんですよ、あこ。みんな車通勤。歩きよる人、おらん。何のために電気ついとん。おかしい言い方したらいかんですよ。ジョギングのためじゃ何じゃと言うて、みんなジョギングに来る人がね、みんな公園や体育館に来るのに、皆車で来よるですよ。歩いてくる人、誰一人おらせん。分かっとなかな、それあんたら。それをそんな言い訳ざりして、何のためについとんぞ、あの電気は。前町長がここで答弁したん、何言うたん。松前町は暗いと言うて、暗いけん電気つけとるんじゃと言うたんよ。ほた今度はジョギングのためか。面白い言い訳、すな。前町長が言うたん、覚えとるか、わしが質問したときに。松前町は暗いけん、あっこ電気を明々つけとんじゃと言うた。え、何が暗いんぞ。人間が暗いじゃろうが。

○議長（住田英次） 西村議員、言葉に気をつけて発言してください。

○4番（西村元一議員） もうちょっと答弁な、あれせないかんと思うよ。みんな町民が聞きよる。この放送、流れるか流れんか知らん。ね、やっぱり私らが言うことに対して、まともな返答をしてほしい。ほやけんかつかかつかかなるんで私が。なりたないんやけど、ならずにおれんなるんよ。な、もうちょっと、あんなとこに電気を明々つけて何の意味があるんかな。消したら、街灯ぐらいの間隔でつけて、あと消したら、電気代も要ることやし。街灯ぐらいなら、部落に払わせたらええんじゃないん。部落の人は全部消してくれと言うよ、部落が電気代払うんやったら。違いますか。そんな説明した、部落に。私ら街灯

はつけてくれたけど、電気代は自分で払いよりもよ、新立は。違いますか。本村もほうやないんかな、北黒田もほうやないんかな、筒井もほうやないんかな。何であこだけが松前町が税金で払わないかんの、電気代。そんな面白い言い訳ざりしたらいかんよ。消せ、電気を。街灯ぐらい残して。みんな、車が横切るのに、人が通りよん、分からんと言うんじゃけん。そんな苦情が来よるん、あんたら、前も言うて知つとると思うんじゃけど、何で今までずっとつけとんのん、電気代も要るのに。言わずにおれんなるんよ。ほうでしょう。

○議長（住田英次） 西村議員、道路ですから、全部消すわけにはいかんので、答弁書にありますように、半分だけに今しとるということなんで。

○４番（西村元一議員） 分かりました。ほな答弁、その答弁。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） まず、電気代の負担のところについてもう一度だけお話をさせていただきます。

防犯を目的として、大字の要望があってつけてるものは大字に御負担をしていただいとる。これは全地区同じでございます。道路があって、道路の管理上必要な照明については町が負担するということになってますので、その点は御理解をいただけたらと思います。よろしいですか。

（４番西村元一議員「道路の」の声あり）

道路の管理上必要な照明は、町がどこも負担しています。

（４番西村元一議員「ほたら松前は全部やないん、町道やけん」の声あり）

大字から要望があって、防犯でつけてくださいという大字の要望でつけたものについては、大字で御負担をしていただいております。ここ、大丈夫ですか。

（４番西村元一議員「あれは、ほたら松前でしたけん、松前でせないかんの」の声あり）

そう、あそこの道路の管理上で……。

（４番西村元一議員「何のためにつくったの、前町長が」の声あり）

あそこが歩行者と自転車の方の照明ということでつけたということでございます。

あとは、明るいというところが危ないぞという御意見だと思うんです。そうですね。あんまりついとったら見えにくいぞという御意見やと思うので、そこについては、もう少し暗くできるか、また検討させていただきます。

○議長（住田英次） よろしいですか、西村議員、それで。

○４番（西村元一議員） 分かりました。まあやってください。

次、町長の公約についてお尋ねします。

公約とこの1年間の結果は……。

○議長（住田英次） 西村議員、4番ですか、次。4番、排水路清掃。

○4番（西村元一議員） 排水路清掃じゃ、すみません。

排水路清掃についてお尋ねします。

排水路の清掃、残土処理はどのようになっていますか。

松前町内の排水路の掃除は行き届いているのか。特に新立・本村。新立地区は、ほとんど排水路の蓋から草が出ているのです。それを掃除すれば水の流れがよくなり、洪水もしないのでは。排水路などの掃除の実施見直しはしないのか。

以上、質問。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

大政まちづくり課長。

○まちづくり課長（大政邦弘） 失礼します。

排水路清掃についてお答えします。

町内の排水路の清掃については、予算の範囲内で計画的に実施しています。

また、管渠や水路、路面ますなどに土砂詰まり等の通報があった場合には、その都度職員が現状を確認し、対応しています。

排水路清掃で撤去した土砂については、清掃委託業者により、産業廃棄物として適切に処分しています。

御指摘の新立・本村地区の排水路の蓋から草が出ていることについては、草が直接の原因で浸水に影響するようなことはないと考えますが、生活環境において好ましいものではないため、御連絡いただいたら現地を確認し、対応いたします。

以上です。

○議長（住田英次） 西村元一議員。

○4番（西村元一議員） 今の答弁で、定期的にやっとなんと言われるけど、私が今の家に住んで、もうはや7年目になるのかな。一回も排水路の掃除というか、したんを見たこともないし、何にもないと思うんです。

○議長（住田英次） 西村議員、今のは、定期的じゃなくて適切にと言うて答弁されとります。定期的じゃなくて、適切に処分しとると。

○4番（西村元一議員） それもそう、せんけんのことやけん一緒やろうと思うけど。要するにするとかすると言うだけのことであって、実際にしたことないのに、するすると言うてもいいかんと思うんですよ。私もう7年間あこにずっとおるけど、草ぼうぼう、ほてこんなこと言うたら悪いけど、永井のお好み屋の南側のちょっと引つ込んどるけど、あこも草ぼうぼう。みんなどこ行っても草ぼうぼうのとこぎりなんです、新立なんかいうた

ら。要するにそういうところを排水路でも掃除しとったら、そんなに洪水せんのやないんかな、大雨降っても。そういう排水路とかそういうところをせんけん、洪水したり何やらするけん、おかしい問題ができるんであって、昔はおじいさんがおって、おじいさんが鉄の入れ物であいう排水路のこの泥をいっつも取りに来てくれよった。あの人がおらんってから、本当もう何にもせん、早う言うたら。新立・本村は特に。しよるん見たことがありますか。そういう排水路をせいと言うて役場職員に言うた記憶がありますか。業者にも頼んだ記憶はありますか。ないでしょう、と思いますよ。だから雨が降ったら洪水するんやないんですか。そんなことをせんと洪水するや何じゃというて、あこへ水路を造るじゃ、あこへ遊水池を造るじゃなんかと言うて、もってのほかやと思う。答弁。

○議長（住田英次） 大政まちづくり課長。

○まちづくり課長（大政邦弘） 先ほども申し上げましたとおり、管渠や水路、路面ますに砂とか詰まっている場合につきましては、御連絡いただけたら、職員のほうがすぐに確認をして業者に清掃等させるようにいたしますので、御連絡いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（住田英次） 西村元一議員。

○4番（西村元一議員） 連絡くれたらじゃいかん、遅いんじゃないんか。連絡する前に雨が降ったらどうするんぞ。ほたら洪水したらどうするんぞ。先に排水路を掃除するんが、役場が見回ってするんが普通だろうが。もう新立・本村はどうでもええんか。そうやろう、何にもせんのや、新立・本村のことに対して。特に新立なんか、何でもやりっ放しやないん、前町長のときから。何にもしやせんが。普通は見回って、そういう排水路の中から草でも生えよったら、取るというんが役場の職員じゃないの。業者に頼むとか、できるんやったら役場の職員がするんいうんが、普通やないの。それをせんとよ、通報があつてからします。何ぬかすんぞ、こな。我ら机でじっとおって給料取るだけか、こな。おかしかろうが言うことが。

○議長（住田英次） 今の行政の対応としては、もう連絡いただいたらやるということで。

○4番（西村元一議員） いやいや、連絡したら遅いでしょうということを言よるん。先に行政がする問題やろう。ほうでしょう。見回って、草が生えとったら、草を排水路の蓋を開けて取るとか、土がたまっておるけん草が生えるんじゃけん、泥を取るとか、土を取るとかするんが普通だろうということよ。それを新立なんか、特にほったらかしじゃ。エミフルいうか、もうこっちの役場の近所がよなったらええだけなん、行政は。新立や本村は、もうやりっ放しでほったらかしなん。そうなってくるよ。それを考えとってください。

次、行きます。

町長の公約について言います。

公約とこの1年間の成果は。

町長になってから公約の中で何かしましたか。前町長の引継ぎだけしているのでは。町民は公約を信じてあなたを町長にしたのではないのでしょうか。町長になって10か月がたちますが、町民と約束したことは、何をしたのですか、お答えください。

今後の計画は。

松前町の何を変えたのか。何も変わっていない。前町長の引継ぎとしか思えないが、今後の計画は、お答えをお願いします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） それでは、公約の進捗についてお答えをします。

今年度の公約の進捗につきましては、前回の令和6年第2回定例会における村井議員の御質問に対してお答えをさせていただいておりますが、改めてお答えをさせていただきます。

まず、子育て支援におきましては、第2子以降の保育料の完全無償化や18歳までの医療費の無償化などを既に実施をしているところでございます。

高齢者に優しいまちづくりでは、支援が必要な高齢者を地域で支えるための体制を整備することとしているほか、新たな介護老人福祉施設の開設に向けて事業者を募集する準備を進めています。

町民の皆様からの声が多かった住宅新築時の浄化槽設置に対する補助金は、復活をいたしました。

また、歳入確保のためにふるさと納税の業務委託も開始し、新規返礼品の開拓や既存の返礼品のブラッシュアップなどに取り組んでいるところでございます。

以上が前回お答えした内容でございますが、このほか、義農大賞の在り方の見直しやおしゃれ予算の廃止など、既存事業の見直しも行っております。

また、来年度に向けましては、給食費の無償化や学校生活支援員の充実のための勤務体系の見直し、放課後児童クラブの安定的な人材確保や良質なサービス提供のための民間事業者への委託などについて検討を進めているほか、国の支援を受けまして、コミュニティバス、デマンド交通、ライドシェアといった公共交通の将来的な構想の検討や実証実験を行うための計画を作成することとしております。引き続き議員の皆様と力を合わせてよりよいまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（住田英次） 西村元一議員。

○４番（西村元一議員） 今答弁いただきましたが、町民との要するに一軒一軒家を回って、町長は足を使うて家を回って握手して、私が町長になったら、こんなことをします、こんなことしますと言うて町民の方に納得してもらって町長にしてもらたと思います。その公約というのを私らも聞いて、ええこと言よる、ええこと言よると思うて、私らも応援しました。ほでも何ひとつしとんですか。給食の無償化も聞きました。学校の無償化も聞きました。福祉のほうの力も入れますも聞きました。いろいろ公約をあげたと思いますよ、僕が町長になったらということで。それを信じて皆町民の方はあなたを町長にしたと思います。ほでもこの10か月、そういう言葉が出んのですよ、学校の無償化にしても給食の無償化にしても福祉の問題にしても。何の音沙汰もない。何のあれもない。今言われたのは何ですか。今後こうしますだけでしょう。はっきりした明言がないです。私が町長になったらこうします、こうします言うたことは、何ひとつ今響いてこんのですね、私の胸ほうに。みんな町民の方もそれを信じて町長にしたと思います。なってもらたと思います。子どもの無償化、学校へ行きよる親は、無償化にしろたらありがたい。給食を無償化にしろたらありがたい、そんなんを信じて町長になってもらたと思います。それが何ひとつしてない。ということは、どういうわけかなと思って。ほうでしょう。今後するじゃ何やというてね、予定は未定のことぎり言よんです。

○議長（住田英次） 西村議員、今町長のほうでは、ほやから今現在できとる部分と来年度のまた予算で進めたい部分というような分けての説明があったとは思いうんですけど。

○４番（西村元一議員） まあええですよ。

○議長（住田英次） 田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 再度お答えをしたいと思います。

今年度実施したものからまず言います。

僕が子育て支援で掲げたものは、圧倒的な子育て支援ということで、3つの無償化というのを掲げました。1つ目が第2子以降の保育料の無償化、次が18歳までの医療費の無償化、3つ目が給食の無償化です。この3つでございます。令和6年度今年度実施をしているのが、前2つ、第2子以降の保育料の無償化と18歳までの医療費の無償化というのは、皆さんに議員各位に御議決をいただきまして、既に実施をしております。来年度からのスタートに向けて、今給食費の無償化の検討を進めているところでございます。この点についてまず御理解をいただけたらと思います。

で、もう一つが、高齢者に優しいまちづくりを進めたいということで、今の人口減少で少子高齢化、高齢化がどんどん進んでいく状況を見まして、高齢者の数がどんどん増えていくことを考えると、今後先にもう少し町内に介護老人福祉施設が必要だろうということで、今年度から広域の特別養護老人ホームの募集も開始をしました。

加えまして、地域公共交通、交通の足で悩んでおられる方が増えてきておりますので、

今年度から国の伴走支援のほうの採択を既にいただきました。これを活用しまして、松前町に合った公共交通の拡充に取り組んでいこうと考えているところでございます。よろしいでしょうか。

○議長（住田英次） 西村元一議員。

○4番（西村元一議員） よく分かりました。また、ほたら来年よろしくお願いします、来年からな。来年からなるんやね。お願いします。取りあえず3つね。お願いします。

次、行きます。

これは、また組合の問題になるんですが、下水処理場建設時の約束について、その後の調査結果は。

前回のときに質問した下水処理場建設時に、松前漁協と松前町で取り交わした約束と覚書について、いまだきちんとした回答をもらっていない。その後の調査についてお答えください。

ほて時間もあれなんです、1回から8回の漁協との公約を交わした、それ届いとるかな。ほやけんそれをまた12月にするので、また検討をよろしくお願いします。これはもう回答せんでええけん、返答せんでええけん。

ほたら終わります。

○議長（住田英次） 西村元一議員の一般質問を終わります。

14番加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） 議席番号14番加藤博徳が、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今日は、1項から6項まで質問をさせていただきます。

まず1項め、松前町のデジタルトランスフォーメーション、略してDXの取組についてお尋ねをします。

DXとは、デジタル技術を活用してビジネスを変革するもので、成功するためには、道筋をきちんと立てて明確な目標を持つことが大切でありますよということを最初にお聞きしました。以降、DXの取組を始めて当町も3年が過ぎようとしておりますが、取組とその進捗についてお尋ねをいたします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） DXの取組状況についてお答えします。

松前町では、令和4年度にDXを推進するための係を設置し、2年半が経過しました。設置初年の令和4年度には、令和5年第1回定例会において、藤岡議員の御質問にお答えしたとおり、組織内での認識共有を図るための研修会の開催や先進地のオンライン視察を実施したほか、タブレットや大型モニターの導入による資料のデジタル化や会議のオンラ

イン化による経費の削減を図りました。

令和5年度には、まず人材育成という点において、引き続き職員に対し、基礎的な知識を学ぶための研修などを随時実施し、職員のスキルアップを図っています。

次に、生産性の向上を図るため、RPAを導入し、まずは、2つの作業について運用を行い、定型的な入力作業において効果があることを確認しました。

また、自治体用のチャットツールを導入したことで、職員間の情報共有を迅速かつ効率的に行うことができるようになりました。

次に、住民サービスの向上を図るため、県及び県内の市町との連携事業において電子申請システムを導入し、利用できる手続きを随時増やしており、現在は、粗大ごみの申込みや成人歯科健診の受診券の申請など、23の手続きについて申請が可能となっています。

また、同じく連携事業で実施したデジタルデバイド対策では、令和4年8月から令和6年3月まで郵便局内にオンラインによるスマホの相談窓口を設置しました。町内では、3か所の郵便局に設置し、合計で245件の相談があり、スマホ操作に不慣れな方が気楽に相談できる機会となりました。今年度も引き続き職員のスキルアップやPRAの対象業務の拡大に取り組んでおります。

また、昨年度まで試験運用を行っていたAI音声認識による自動文字起こしツールを本格的に導入し、会議録作成業務の効率化を図ったほか、職員の時間外等の管理業務を効率化するための新たなシステムの導入も予定しています。

今後も情報収集や研究を継続するとともに、可能なものから順次実施し、全庁的に連携しながら、DXの推進を図りたいと考えています。

以上です。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） 実績と成果と現状についてはよく分かりました。

結果といたしまして、具体的にどういうことをいつまでにどうしていくというふうなことは、非常に大事なことであろうと思うんです。その割には、逆に慣れた頃に職場が替わるというふうなことが、現実の姿だろうと思うんです。よく言われるようにPDCAという言葉がありますが、プランしてドゥーして実行して、そして検証して改善するというふうなところまで持っていくためには、少なくとも5年は要するというふうなことになるかと思います。今の人事体系では、このDXの取組が改善につながるんだろうかという心配がありますが、そのあたりをどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（住田英次） 徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 今議員が申し述べましたとおり、原則大体職員の異動は3年周期で行っておりますが、新しい田中町長になってからも、今検討中ですが、職員を、若手職員も含めて定期的な異動以外にも重要なポスト、経験を積むことが必要なポス

トもあると思いますので、そこら辺は今後を踏まえて職員の人事異動を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） よく言われますように、適材適所というふうなことがありますし、今第5次の都市計画もやられてると思うんですが、地域によっては都市計画なり下水なりいろんな事業に対しては、10年ぐらいはやってますよというふうな方が多いので、そういうことを踏まえてのD Xの取組というのは非常大事になってくると思います。今後とも引き続いてD Xに取り組んでいただき、あと質問がありますが、松前町の総合的なことにしてほしいと思います。

次に、組織のスリム化についてお尋ねをします。

D Xの導入に伴い、組織間の連絡の在り方も変化が出てきているのではないかと思います。そういった中で組織のスリム化と高効率にするための組織の計画はあるのでしょうか。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 組織のスリム化についてお答えします。

松前町では、行政課題への的確な対応や重点施策の迅速かつ確実な実施に向け、より効率的で機能的な組織体制の確立を図るため、毎年度各所属の業務執行体制の現状や課題、業務量を把握することにより組織体制の見直しを行っています。

組織の最適化に向けて事務事業の見直しや民間委託への推進等に努めてはいるものの、少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化に伴い、業務が複雑化・高度化していることに加え、激甚化・頻発化する自然災害への対応や感染症対策といった緊急的な事業、行政デジタル化への対応などにより業務量は年々増加していること、また議員御指摘のD X導入に伴う組織間の連携の在り方については、先ほど答弁したとおり、現在様々な取組過程の段階であり、現状では、組織間の連携の在り方に大きな変化はないこと、このほか職員一人ひとりが能力を最大限に発揮するため、ワーク・ライフ・バランスの充実や長時間労働の是正、多様な働き方ができる環境整備が必要な状況であることから、現時点では、組織のスリム化の見直し計画はありません。

しかしながら、組織のスリム化は、より持続可能な自治体運営の実現が期待されることから、今後も継続して業務量を把握・検証して、事務事業を整理するとともに、D X導入による業務効率化に努め、社会情勢の変化に対応しながら、組織の最適化を図ってまいります。

以上です。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） るるお答えをいただきました。

答弁の中でスリム化の見直し計画はありませんとありますが、私は、やはり今のDXを導入するに当たって最初に申し上げましたが、ある程度の目標・目的というのは、はっきりやっぱりつくっておくべきではないかというふうに思います。今後ともの検討をお願いしたいというふうに思います。また、質問をさせていただきます。

次に、3項目め、部長制度の廃止についてをお尋ねをいたします。

この部長制度につきましては、前々町長が平成21年度から実施を始めたわけですが、上程のときに話されたことは、前々町長は全国の市町村会の副会長をされてまして、ほとんど松前町にいるちゅうことが少ないので、町民の皆さんに迷惑をかけてはいけないので、副町長の下に部長さんを置いて答弁をさせてほしいというふうなことを記憶しておるのでありますが、今はもう新町長はずっといらっしゃると思うんで、そういうふうなことへの解釈をどういうふうにされているのか、またこの部長制度を今後どうしていくのかをお聞かせください。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 部長制度の廃止についてお答えします。

松前町では、少子高齢化を背景にした各種の課題や環境、福祉など、幅広い範囲にわたった問題に対し、関係課が垣根を越えて一体となって対応するため、平成21年度から部長制を導入したものです。

なお、前々町長が全国町村会副会長に就任したのは、平成23年からであるため、部長制度の導入時期とは異なります。

部長制度により関係課が統一した指揮の下、一体的かつ能率的な町政運営や複雑多様化する住民ニーズに対して、各部・各課の総合調整を円滑にしたほか、部長に一定の権限を持たせることにより、各種課題に迅速に対応しています。

以上のことから、部長制は必要であり、現時点において見直しの予定はありません。

なお、社会情勢や行政需要の変化に伴い、現在の組織体制で行政運営を継続することが困難な場合には、部長制を含め、組織の最適化について検討いたします。

以上です。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） 部長制度につきましては、よく分かりました。もう一度調べて、本当にその制度が必要なんかどうか、また検討したときには、御返答ください。

次に、4項目めに行きます。

松前町において、松前町以外もそうですが、会計年度任用職員が多いことについてお尋

ねをします。

今の町の経常収支比率、すなわち一般会計収入に対する固定費、どうしても1年間に必要な経費等の率を経常収支比率というふうな形で数字を出しておりますが、今の松前町の場合ですと、先般私が質問した中で、75%が基準ですよというのが昭和42年の基準でありましたという説明をいただいたんですが、今はその75%に対して80%を超えてる状態ではあると思います。いつのときでもこの75%に対して、どんどん今は増えている状態ではありますが、正職員数を減して、会計年度任用職員が多いということは、逆にそのあたりの経常収支比率を認識されての会計年度任用職員を増やされているのかなというふうな気もしております。まさに正規職員の人件費に換算すれば、さらに経常収支比率が悪化するということの懸念をされているのか、逆に同じ仕事をしておりながら、会計年度任用職員の方については、賃金ベースがかなり違います。そういうことを踏まえて今後会計年度任用職員の人数、対応についてをお聞かせください。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 会計年度任用職員が多いことについてお答えします。

会計年度任用職員制度は、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進することを目的に、令和2年度から導入されました。

本町においても、資格・免許が必要が専門職、業務繁忙期や職員の欠員時の事務補助などで多くの方に会計年度任用職員として働いていただいております。本年4月1日時点で任用している会計年度任用職員は、フルタイム会計年度任用職員が39名、パートタイム会計年度任用職員が140名の合計179名であり、全職員数に占める会計年度任用職員の割合は、415名中179名の43.1%となっています。近隣市町の全職員数に占める会計年度任用職員の割合は、伊予市が589名中238名の40.4%、東温市が816名中463名の57.4%、砥部町が451名中251名の55.7%であり、本町の会計年度任用職員の割合は、近隣市町と比べ、著しく高い状況ではありません。

行政サービスを提供する上で必要な職種全てを正規職員で担うことは、職員定数や財政的負担の観点から難しいため、会計年度任用職員の割合が、一定程度高くなるのはやむを得ないと考えます。

また、会計年度任用職員制度が、公務の効率的かつ適正な運営を推進することを目的としていることから、会計年度任用職員が多いことが、議員御指摘の経常収支比率を悪化させないための対策ではないと考えています。

今後は、少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化に伴う業務の複雑化・高度化のほか、自然災害や感染症対策等の緊急・突発的な事業への対応等により業務量を増加しており、多様化する行政需要に対応していくためには、人員や組織体制の整備が必要であることか

ら、今議会において上程した職員の定数条例の改正により、正規職員数の人数増の見直しなど、会計年度任用職員数の割合がこれ以上高くないよう、対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） 会計年度任用職員の方については、ある程度よく理解はできました。

会計年度任用職員の率の高い、低いが問題じゃなくて、私は、会計年度任用職員の方が一生懸命町のためにやっていただいているということが大事なことであらうと思いますし、逆に賃金の差もありますけれども、そのあたりは上手にやって、楽しく職場で働けるような配慮をしていただければというふうに思います。

次に、5番目に、松前町の庁内での技術者不足についてお尋ねをします。

よく庁舎内で技術者が足りませんとよく言われていますが、今年の応募状況とその結果についてお尋ねをします。よろしくお願いします。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 技術者不足についてお答えします。

土木・建築分野の技師不足は、全国的な傾向であり、特に近年、全国的に頻発する自然災害発生時の被害調査や復旧作業等の震災復興関連で必要となる技師が不足している状況で、官民の人材争奪が激しくなっています。

本町においても、住民生活を支える公共インフラの維持管理に加え、自然災害が発生した際の復旧作業等に迅速に対応するため、技師の人材確保が必要であると認識しており、土木技師、建築技師を一定数確保できるよう、職員採用を継続して行っているところです。

本町における本年4月1日現在の技師の状況は、部長1名、課長1名、課長補佐1名、係長1名、主任技師1名、技師6名の計11名の技師を任用しています。このほか、事務職員であっても大学等で土木や建築などの技術系分野を専攻して、専ら技術系の職務に従事し、技師と同様にキャリアを重ねてきた技術系職員を充てており、現在技師11名、技術系職員7名、合計18名を配置しています。

今年度の応募状況は、土木上級1名程度の募集に対し申込み1名、建築上級1名程度の募集に対し申込みゼロ、土木初級1名程度の募集に対し申込み2名、建築社会人有資格1名程度の募集に対し申込み2名となっています。現在、上級職については、1次・2次試験を終えて選考中のため、また初級職及び社会人有資格職については、これから第1次試験を実施するため、現時点において結果は出ていない状況です。最終合格人数は、合格発

表に合わせてホームページで試験の実施状況を公表いたしますので、そちらで御確認ください。

以上です。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） ありがとうございました。

松前町としても、今後の技術の多様化に対応できるような技術者の採用をお願いいたします。

次に、6番目になりますが、庁内の残業についてお尋ねをいたします。

従来からのコロナ感染症の対策等々が終わりました、今までは残業が相当多くあったんですが、一昨年よりかそういうコロナも収束しまして、安定期に入っている中で残業が多いと聞いております。昨年よりも半減するというふうなことも聞いておりましたが、ちょうど今年度になって6か月過ぎたのかな、その状況での取組状況を教えてください。

○議長（住田英次） 理事者の答弁を求めます。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 時間外勤務の縮減状況についてお答えします。

田中町長は、職員として在職しているときから、時間外勤務時間数と手当の執行額が年々増え続けている状況に強い危惧の念を抱いていました。職員の健康管理面及び町財政の経費削減面の観点から、増加している職員の時間外勤務を平成27年度決算額程度、2万1,739時間、5,233万9,000円まで削減したいとの思いから、町長就任後、本年1月の部課長会において、前年度同月比と比較して職員1人当たりの時間外勤務時間を月10時間減少しようと時間外勤務の縮減に強い意志を示されました。

なお、議員御指摘の残業を半分にする旨の発言を公式の場で行ったことはありません。

町長の指示を受け、現在職員一人ひとりが時間外勤務についてもう一度向き合い、時間外勤務の在り方や必要性について考え、業務の効率化をより一層進めようと全力で取り組んでいるところです。

本年4月から7月までの実績は、前年度と比較し、時間数では約1,800時間、執行額では約250万円程度削減できています。前年度とは実施している事業が異なるため、単純な比較はできないものの、時間外勤務の縮減に向けた取組の効果が、徐々に出てきていると感じています。長時間にわたる時間外勤務は、職員の健康保持・増進に悪影響を及ぼすばかりでなく、ワーク・ライフ・バランスにも支障があることから、日常的に効率的な業務の進行管理に十分努め、時間外勤務を必要最小限にとどめるよう、引き続き全庁的に時間外勤務の縮減に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員。

○14番（加藤博徳議員） 先ほど半減と申し上げましたが、私の解釈として、昨年度8,000万円ぐらいだったのを4,000万円ぐらいというふうな私なりに解釈して申し上げました。そら一遍に半減っちゃうのは無理かもしれませんが、職員の健康保持そして職場が明るくなるような働き方を考えていただきたいというふうに思います。

残り7か月ありますが、来年3月が終わって、ある程度目標が達成できたなというふうな指導の仕方、また仕事の進め方を配慮してほしいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（住田英次） 加藤博徳議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午後2時16分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 田 中 周 作

松前町議会議員 稲 田 輝 宏

9月25日（第3号）

令和6年松前町議会第3回定例会会議録

令和6年9月25日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 重松知之	2番 池内邦仁	3番 池田幸子
4番 西村元一	5番 渡部恵美	6番 曾我部秀司
7番 住田英次	8番 田中周作	9番 城村トキ子
10番 影岡俊範	11番 稲田輝宏	12番 村井慶太郎
13番 藤岡 緑	14番 加藤博徳	

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田 中 浩 介
副 町 長	徳 居 芳 之
教 育 長	足 立 一 志
総 務 部 長	大 川 康 久
保健福祉部長	早 瀬 晴 美
産業建設部長	渡 部 博 憲
出 納 局 長	仙 波 晴 樹
教育委員会 事務局 局長	住 田 民 章
総 務 課 長	平 村 展 章
財 政 課 長	田 中 志 延
税 務 課 長	塩 梅 敬 介
町 民 課 長	渡 辺 司

福祉課長	佐藤真一
保険課長	柏原正
子育て支援課長	大西雅弘
健康課長	渡部直樹
まちづくり課長	大政邦弘
産業課長	山田善仁
会計課長	田中俊臣
会計課技監	永井仁
上下水道課長	住田俊哉
学校教育課長	金子貴徳
社会教育課長	三原三千夫

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	楠田匡志
議会事務局 書記	徳本敏子

令和 6 年松前町議会第 3 回定例会

議 事 日 程 表

No. 3

	令和 6 年 9 月 25 日（水）	午前10時30分	開議
日程第 1	会議録署名議員の指名		
日程第 2	議案第59号 松前町職員定数条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告（総務産業建設）	質疑 討論	採決
日程第 3	議案第60号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告（文教厚生）	質疑 討論	採決
日程第 4	議案第61号 松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告（文教厚生）	質疑 討論	採決
日程第 5	議案第62号 松前町町営住宅管理条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告（総務産業建設）	質疑 討論	採決
日程第 6	議案第63号 松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告（総務産業建設）	質疑 討論	採決
日程第 7	議案第64号 松前総合文化センター中規模改修機械設備工事請負契約の締結について		
上程	委員長報告（総務産業建設）	質疑 討論	採決
日程第 8	議案第65号 訴えの提起について		
上程	委員長報告（文教厚生）	質疑 討論	採決
日程第 9	議案第66号 愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について		
上程	委員長報告（総務産業建設）	質疑 討論	採決
日程第10	議案第67号 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について		
上程	委員長報告（文教厚生）	質疑 討論	採決
日程第11	議案第68号 令和 5 年度松前町歳入歳出決算認定について		
上程	委員長報告（予算決算）	質疑 討論	採決
日程第12	議案第69号 令和 5 年度松前町水道事業会計決算認定について		
上程	委員長報告（予算決算）	質疑 討論	採決
日程第13	議案第70号 令和 5 年度松前町下水道事業会計決算認定について		
上程	委員長報告（予算決算）	質疑 討論	採決
日程第14	議案第71号 令和 6 年度松前町一般会計補正予算（第 2 号）		

上程	委員長報告（予算決算）	質疑	討論	採決
日程第15	議案第72号	令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）		
上程	委員長報告（予算決算）	質疑	討論	採決
日程第16	議案第73号	令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）		
上程	委員長報告（予算決算）	質疑	討論	採決
日程第17	議案第74号	令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2号）		
上程	委員長報告（予算決算）	質疑	討論	採決
日程第18	議案第75号	令和6年度松前町水道事業会計補正予算（第1号）		
上程	委員長報告（予算決算）	質疑	討論	採決
日程第19	議員提出議案第1号	防災・減災・国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書の提出について		
上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第20	議案第76号	松前総合文化センター中規模改修建築主体工事請負契約の締結について		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）	
日程第21	議案第77号	松前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第22	議選第1号	松前町選挙管理委員及び補充員の選挙について		
上程	指名推選			
日程第23	議案第76号	松前総合文化センター中規模改修建築主体工事請負契約の締結について		
	委員長報告（総務産業建設）	質疑	討論	採決
日程第24	議員派遣の件			
	閉 議			
	町長挨拶			
	閉 会			

午前10時30分 開議

○議長（住田英次） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（住田英次） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

12番村井慶太郎議員、13番藤岡緑議員、以上両議員を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第2 議案第59号 松前町職員定数条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第2、議案第59号松前町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る9月3日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第59号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第59号は、必要な職員数を確保することにより、町民ニーズを的確に捉え、経済社会情勢の変化に対応するため、所要の改正を行うものです。

審査において、委員からは、残業を減らすために職員数を増やすのか。仕事が増えたから職員数を増やすではいけない。民間であれば、人数を増やす前に、業務効率を上げるためにどうすればよいか作業分析をし、改善点を見つけ、残業を減らす取組をしている。業務効率を上げるための試算はしていないのかとの質疑があり、時間外勤務が多い要因として、各課に配置している職員の人役以上の業務量があると分析している。今回、職員数を増やすことにより、時間外勤務が多いということが少なからず解消され则认为している。毎年度、事務事業について事中評価と事後評価を実施し、効果が見られず不要と判断された事業は廃止しており、それにより業務の効率化が図られ、組織体制や人事ヒアリング等のプロセスを経て必要な人員数を把握するようにしている。DXについては、令和4年度から取組を始め、今その取組の過程にある中で、どの程度の効果が出るのかは未知数である。その効果が顕著に現れたときには職員採用計画に反映させ、取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、DXの効果と人員増加を並行して行くと、DXの効果により残業時間がどれだけ

減ったのかが分かりにくいのではないかと質疑があり、D Xは基本的に業務の変革であり、D Xの中には業務の効率化もあるが、住民側から見た場合のサービスの向上は、一方で業務量が増えることにつながることもある。D X全体で捉えた場合、必ずしもD Xの推進で業務が減るというものではない。業務の効率化の観点で言うと、昨年度からR P Aに取り組み、2つの事業についてR P Aを実施し、その結果、担当課の時間外勤務は前年度から130時間減少したとの答弁がありました。

次に、新たな行政課題及び非常時の緊急対応として、10人定員増を予定しているが、これは年度当初から増やしておくべきなのかと質疑があり、例えば省庁再編などに伴い、新たな制度ができ、市町で対応することになった場合や、非常時への緊急対応については、県外等で大規模災害が発生し、被災地に職員を派遣する場合などを想定したものであるとの答弁がありました。

次に、職員定数を280人にするが、退職者の関係もあると思う。どのような計画で増員し、また最大何人程度を想定しているのかとの質疑があり、毎年の職員採用計画で必要な人員を決めることになるため、最大何人という計画はないが、新たな行政課題と非常時への緊急対応による10人を含めた定数の280人ということになる。また、定年延長に伴う該当職員の60歳以降の働き方を把握し、常勤か短時間勤務かの勤務形態を踏まえ、職員採用計画を策定していくとの答弁がありました。

以上のように慎重な審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第59号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第3 議案第60号 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第3、議案第60号松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る9月3日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第60号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第60号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、国民健康保険法の一部が改正されることに伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第60号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第4 議案第61号 松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長

報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第4、議案第61号松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る9月3日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第61号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第61号は、令和6年12月に健康保険証が廃止されることに伴い、個人番号利用事務に子ども医療費助成及び重度心身障がい者医療費助成に関する事務を追加し、必要な情報を取得することができるようにするため、及び規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第61号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第5 議案第62号 松前町町営住宅管理条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）**

○議長（住田英次） 日程第5、議案第62号松前町町営住宅管理条例の一部を改正する条

例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る9月3日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第62号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第62号は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

審査において、委員からは、かなり厳しい条例改正だと思うが、DV加害者の入居者に対する退去命令となるとトラブルに発展するおそれがあるのではないかとの質疑があり、この条例改正により被害者への付きまとい、自宅や勤務先への徘徊などがあれば、1年間接近禁止することができるようになった。退去命令の際には危険を伴うおそれもあり、その際には警察にも協力を仰ぐようにするとの答弁がありました。

以上のように慎重な審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第62号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第63号 松前町水道事業給水条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第6、議案第63号松前町水道事業給水条例の一部を改正する条

例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る9月3日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第63号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第63号は、水道料金を改定することにより、水道事業における健全な経営基盤を構築し、安全な水道水を安定して供給するため、及び老朽化する施設の更新に係る財源を確保するため、所要の改正を行うものです。

審査において、委員からは、水道料金の改定について、2段階での改定や全体的な料金体系の見直しを行う内容となっており、安定した経営や供給を行うためには値上げはやむを得ないと考えたとの意見がありました。

また、令和5年度松前町水道事業会計決算審査意見書には、監査委員の意見として、水道料金の値上げを提言される場合は、その必要性を住民が納得しやすいよう具体的な数値根拠を示し、多くの住民から賛同を得られるような説明に努めていただきたいとの記載があるが、水道料金の改定が決まった後、改めて住民説明会は実施するののかとの質疑があり、住民への周知については、広報やホームページのほか各種SNSやチラシの各戸配布などにより、料金改定の必要性や具体的な数値根拠などを示す予定である。また、電話やメール、窓口などの対応についても課内の体制強化を図り、丁寧に説明を行っていききたいとの答弁がありました。

以上のような慎重な審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第63号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員長の報告により可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第7 議案第64号 松前総合文化センター中規模改修機械設備工事請負契約の締結について（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第7、議案第64号松前総合文化センター中規模改修機械設備工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る9月3日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第64号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この工事の主なものは、松前総合文化センターの衛生器具設備及び給排水設備の更新を行うものです。

審査において、委員からは、2回目の入札で落札したが、失格となった業者の1回目の入札額と比べ1,000万円近くも開きがある。積算力は業者により違うものなのかとの質疑があり、建築工事には、建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事がある。土木工事と違い、専門業者でそれぞれの見積りを取り、それをまとめて1本の工事とすることが多く、見積りを取る業者によって金額にばらつきが出てくるともある。設計金額に関しては、設計会社が出してきた金額を担当課がチェックをして、適正な設計金額かどうかを判断しているとの答弁がありました。

また、あまりにもかけ離れた入札額を出してくる業者の積算力に関し、町から指導はできないのかとの質疑があり、現在、特に指導はしていないが、今後考えていきたいとの答弁がありました。

以上のように慎重な審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第64号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第65号 訴えの提起について(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第8、議案第65号訴えの提起についてを議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長(田中周作議員) 去る9月3日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第65号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第65号は、伊予郡松前町大字出作字前田250番1の土地について、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を請求する訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものです。

審査の過程において、松前町立二名保育所跡地に民地が残っている経緯について質疑があり、昭和28年に当時の北伊予村が保育所用地を確保した時点で相続登記ができていない土地であったと推測される。このため、売買契約は成立したが、所有権移転登記の処理が未了のまま現在まで残っていたと推測されるとの答弁がありました。

次に、訴えが結審する時期について質疑があり、全ての手続が滞りなく進めば年度内には完結の予定であるが、相続人への書類の送達状況によるとの答弁がありました。

委員からは、相続人の数など不確定な部分もあるが、訴えの費用が増大しないよう円滑に事務を行ってほしいとの意見がありました。

以上のように慎重な審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(住田英次) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第65号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第66号 愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約
の変更について（上程、委員長報告（総務産業建設）、質
疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第9、議案第66号愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務
の変更及び規約の変更についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 去る9月3日の本会議において、総務産業
建設常任委員会に付託されました議案第66号について、審査の内容とその結果を御報告い
たします。

議案第66号は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行により、昭和6年度
から森林環境税を市町が個人住民税と併せて賦課徴収することに伴い……。

○議長（住田英次） 稲田議員、ごめんなさい。令和6年度からです。

○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員） 失礼しました。最初からいきます。

議案第66号は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行により、令和6年度
から森林環境税を市町が個人住民税と併せて賦課徴収することに伴い、愛媛地方税滞納整
理機構の共同処理する事務を変更し、及び愛媛地方税滞納整理機構規約を変更するに当た
り、議会の議決を求めるものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告い
たします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第66号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第67号 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次） 日程第10、議案第67号愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る9月3日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第67号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第67号は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されることに伴い、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約を変更するに当たり、関係地方公共団体の議会の議決を求めるものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(住田英次) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第67号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第68号 令和5年度松前町歳入歳出決算認定について(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第12 議案第69号 令和5年度松前町水道事業会計決算認定について(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第13 議案第70号 令和5年度松前町下水道事業会計決算認定について(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第11、議案第68号令和5年度松前町歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第69号令和5年度松前町水道事業会計決算認定について及び日程第13、議案第70号令和5年度松前町下水道事業会計決算認定についての3件を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長影岡俊範議員。

○予算決算常任委員長(影岡俊範議員) 去る9月3日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第68号から議案第70号までの審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第68号令和5年度松前町歳入歳出決算認定について御報告いたします。

水道事業繰出金及び下水道事業繰出金の課題が、過度の負担とならないよう繰出額を抑制する必要があると令和4年度と同じ理由になっているが、どのように考えているのかとの質疑があり、水道事業については、現在は浄水場整備事業を行っているため難しいが、できるだけ抑えるような協議をしている。また、下水道事業についても担当課と打ち合わせを行い、工事を抑制しながら進めるようにしているが、必要な工事もあり、急に減らすことが難しいため、毎年調整しながら進めているとの答弁がありました。

委員からは、水道事業、下水道事業ともに一般財源に負担をかけるということがあって

はいけない。事業者と一緒に検討しながら事業実施を行ってほしいとの意見がありました。

次に、令和5年度の財政力指数及び経常収支比率について質疑があり、財政力指数が下がった理由としては、少子高齢化の進展に伴い、年々社会保障関係費などが増えるため需要額は増えるが、一方で税収などが増えないため、少しずつ下がっている状態である。しかし、下がった分は交付税として措置されるため、交付税は増えている。経常収支比率については、令和3年度、令和4年度はコロナの影響があり下がったが、コロナ前は90%近くあり、そこから見ると低い状態であるし、全国と同規模の団体と比較しても高いほうではないため、良好な状態で財政運営がなされていると思うが、いつまでもこの状態が続くとは限らないため、しっかり毎年確認はしていきたいとの答弁がありました。

次に、DX推進・業務効率化促進事業について、経費削減部分として、ペーパーレス化の実績は数値として出ているのかとの質疑があり、取組前の令和3年度と令和5年度の実績で比較すると、A4用紙で約86万枚、金額にすると約75万円購入量が減っているとの答弁がありました。

次に、令和5年度収納方針の納付しやすい環境の整備について質疑があり、令和5年度から共通納税が始まり、地方税統一QRコードを納付書に印字したことで収納チャンネルの多様化が図られた。引き続き口座振替の推進を行い、納税者にとって納付しやすい環境の整備に努めたいとの答弁がありました。

次に、防災士養成事業について、有志の方による松前町防災士会の設立という動きがあるということだが、町としてのバックアップ等をどのように考えているのかとの質疑があり、先般、区長にこの動きについて説明をした。その橋渡し役として危機管理課が加わり、どうすれば大きな災害が起きたときに効率的に動けるのか今後研究していきたいとの答弁がありました。

委員からは、町内だけではなく県支部や他市町との連携を取りながら情報収集を行ってもらいたいとの意見がありました。

次に、防災士の高齢化について質疑があり、防災士240人の平均年齢は61.6歳である。高齢の方もこの240人の中にはいるが、最近では伊予高校の生徒の受講や、大字からの推薦が若い世代の方が増えてきている。これは、防災に対する意識が高まってきていることが要因と思われるとの答弁がありました。

次に、令和4年度の課題として、取得者の比率が男性に偏っているため、今後女性の割合を増やす方法を検討する必要があるとあり、令和5年度の資格登録者は男性10名、女性6名であった。女性の割合を増やす方法の検討、取組をしたのかとの質疑があり、防災士を募る段階で各大字区長にお願いをする際、女性の方の防災士取得を考えていただきたいという一文を入れ依頼をしている。目標として40%を目指したいとの答弁がありました。

次に、令和5年度の目標に対しての達成率、単年度の達成率、最終的な目標に対する達成率についての質疑があり、毎年35人の予算枠を設けている。それに対し、単年度では今回16人ですので約半分くらいしか達成できていない。内部で明確に決めているわけではないが、人口3万人に対し1,000人ぐらいは必要だと思っているとの答弁がありました。

委員からは、令和5年度も達成率50%に届いていない。目標が大き過ぎるのではないかと。今後、工夫検討をしてほしいとの意見がありました。

次に、運転免許自主返納支援について、課題には、対象事業内容の見直しが必要と書かれている。乗車券以外で見直しを検討していることはあるのかとの質疑があり、現在、公共交通機関のタクシー券と伊予鉄プリペイドカードが選択できるが、伊予鉄プリペイドカードは令和7年9月にサービスが終了すると聞いている。自主返納しやすい環境整備を図るため、検討したいとの答弁がありました。

次に、救急安心センター（＃7119）の運用状況について質疑があり、令和5年度7月からの9か月間、松前町では189件、月平均で21件の利用があったとの答弁がありました。

次に、交通安全指導員育成事業について、成り手不足が課題にあったと思うが、人員確保に向けた取組や対策はどうなっているのかとの質疑があり、現在25人の枠は埋まっているが、高齢化が課題である。交通安全指導員の成り手についても地域にお願いするしかないため、区長を通じて周知啓発をしていきたいとの答弁がありました。

次に、バイオマス推進事業について、ひまわりの油の処理費用がかかると以前あったと思うが、対策はできているのかとの質疑があり、処理費用については特別な委託となるためなかなか減額はできないが、前年に比べ、ひまわりの栽培面積を縮小している。ひまわり油でのバイオマス事業がどれだけ脱炭素につながっているかというところにも疑問があるため、今後、費用対効果を含め検討していくとの答弁がありました。

次に、犬・ねこの不妊去勢手術助成について質疑があり、令和5年度、飼い犬33匹、飼い猫112匹、地域猫72匹、合計217匹の手術助成に補助を行った。松前町の場合、できるだけ予算流用し、この事業にまわし、助成ができるようにしている。ただ、猫についての苦情は多く、職員が猫の飼い方についての指導に行く機会も多い。保健所とも連携を取っており、今後も飼い方のマナーについて周知をしていくとの答弁がありました。

次に、コミュニティバス運行支援について、一般財源の負担額が年々増えている。住民の利便性向上を図るためには大切な事業ではあるが、利用者を増やすためにどのような取組をしているのかとの質疑があり、ひまわりバスの利用とデマンドタクシー、ライドシェアを包括し、利用者を増やせるよう国の伴走支援を活用し、一緒に考えていただいている。ひまわりバスを継続しながら、町内の空白地帯を埋めていけるような地域公共交通を目指しているところであるとの答弁がありました。

次に、マイナンバーカードの国民健康保険証の紐づきの登録率について質疑があり、松

前町国保でのマイナンバーの紐づけは、令和6年6月現在、登録率は67.57%、利用率は14.35%であるとの答弁がありました。

次に、廃棄物収集運搬処理について、課題に、ごみ処理体制の見直し・変更があるため、円滑な事業の遂行を目指し、各市町等と協議・調整を進める必要があるとあるが、今後どのような話になるのかとの質疑があり、現在は伊予市と松前町でのごみ処理組合があるが、今後、組合は解散するという動きがある。伊予市と組合解散後の協議を重ねるとともに、松山圏域でのごみ処理広域化については、定期的に3市3町が集まり詳細な協議を重ねているが、現在のところ明確な決定事項はないとの答弁がありました。

次に、まさき町産業まつりの来場者数について質疑があり、目標値2万5,000人に対して1万4,000人程度であった。これは、コロナ禍明けということもあり目標としていた来場者数には大きく届かなかったが、キッチンカーの出店もあり、例年に比べても遜色ない盛り上がりであった。令和6年度も引き続きキッチンカーの出店を予定しており、盛大に盛り上がるものと考えているとの答弁がありました。

次に、国土調査について、課題に、浜地区は地図の混乱地域であり、相続人調査に想定外の時間を要するとあるが、現地調査の遅れが出ることはないのかと質疑があり、面積をある程度絞り、事前に相続人調査を全て終わらせてから現地調査を実施している。既に全調査面積に対する進捗率は約89%となっており、残る部分もごく僅かであることから、計画どおり地籍調査を進めたいとの答弁がありました。

次に、多面的機能支払事業の農地・農業用水路等の適切な維持管理に関する費用支援が後継者の育成支援につながるのかとの質疑があり、就農者不足、担い手の高齢化などがある中で、今後、次世代に向けて水路等の適切な保全は必要であることから、この事業で地域を支援していきたいとの答弁がありました。

次に、担い手総合支援事業について、担い手となる認定農業者を増やすためにどのような検討をしているのかとの質疑があり、農作業を効率化するための農業機械を購入するときの助成等を行っている。町として担い手を増やせる施策は多くはないが、何もしないわけにはいかない。できる限り農業の担い手を増やす努力を今後も続けていきたいとの答弁がありました。

また、農業委員と認定農業者を増やすための協議はできないのかとの質疑は、地域農業経営基盤強化促進計画を策定する地元との協議の場に農業委員にも参加してもらうことを考えており、協力を求めているとの答弁がありました。

次に、農地集積・集約化支援事業の畦畔除去について質疑があり、令和5年度は3名の方がこの事業を利用した。昨年度除去した方が令和6年度にも申請してきており、事業としては農地の拡大ができたことで農作業がやりやすくなったのではないかと考えるとの答弁がありました。

次に、工場設置奨励事業について、課題に、要件緩和又は交付額の引き上げについて検討が必要であるとあるが、これは条例の一部改正も含め検討していくのかとの質疑があり、対象業種の拡大については、南黒田工業団地の整備を控え業種を拡大する予定としており、条例改正もそれに合わせて行う予定としているとの答弁がありました。

次に、観光振興育成対策事業について、課題に、安定した自主財源の確保に向けた運営体制の強化を図る必要があると挙げているが、松前町観光協会の運営体制の強化についてどのようなことを考えているのかとの質疑があり、松前町観光協会は物販等で非常に功績があり、町の観光物産振興に大きな貢献をしていると評価している。町に観光資源が少ない中、財政基盤の強化のためには、たわわ祭の運営を観光協会に委託する等が考えられるとの答弁がありました。

次に、松前駅前広場整備事業について、課題に、計画予定地の用地交渉が終了していないとあるが、進捗状況はどうかとの質疑があり、全ての用地買収が終了していないため、引き続き交渉していくとの答弁がありました。

次に、公営住宅等長寿命化事業について、課題に、令和4年度と同じくPPP/PFIの導入も検討する必要があるとある。検討した結果、まだ導入に向けて進んでいないのか、進捗状況はどうかとの質疑があり、PPP/PFIの導入については、民間業者とも連携しながら進めていたが、令和6年度の国土交通省のこの公営住宅の補助金がつかず進められていないところはあるが、引き続き公営住宅の建て替えについては民間業者と計画しながらやっていきたいとの答弁がありました。

次に、住環境改善事業について、空家除却後の空地の維持管理費の増加理由と今後の除却の進め方について質疑があり、空地に草等が繁茂するため、その対策費用の増加である。業者に委託する場合もあるが、コスト削減を考え職員が行うこともあるとの答弁がありました。また、除却については、所有者の相続人調査を行いながら、特に危険空家についてはできるだけ早く除却できるよう進めていきたいとの答弁がありました。

まちづくり課の事業全般について、施設設備や維持管理の経費の増加が見込まれ、財源の確保が重要であるという課題を挙げているが、課題解決のために検討していることはあるのかとの質疑があり、町が管理すべき道路や河川の維持管理については、経費を抑えつつ、少ない財源の中で町職員ができることは安全面を確認しながら行っているとの答弁がありました。

次に、学校生活支援員設置事業やハートなんでも相談員設置事業等について、子どもたちにより細やかに対応し、ニーズに応えるためには、人員配置に調整と配慮が必要であり、体制の拡充等が課題であると思うが、どのような対応を考えているのかとの質疑があり、学校生活支援員の配置については、支援が必要な子ども100人に対して37人の支援員を配置しており、令和7年度からの拡充などについて検討している。ハートなんでも相談

員は、小中学校6校に各1人ずつ配置しており、相談を受けやすい雰囲気づくりに配慮して、子どもたちや保護者からの相談を受けている。相談内容によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関との連携を図っている。課題として、ハートなんでも相談員については、対応が長期化するケースの対応のため、学期任用から通年雇用への変更を検討しているが、費用負担等も発生するためなかなか難しいとの答弁がありました。

次に、地域部活動体制整備事業について、進捗状況について質疑があり、令和5年12月にモデル事業を行った指導者、子どもたち、学校の先生のアンケート等から教員の負担軽減につながったと感じている。今のところなかなか地域の受皿がないのが現状で、最初の段階として、野球等の多人数競技については町内の別の学校の部活動に入部できる、合同部活動という方法で子どもたちの受皿をつくることができると考えているとの答弁がありました。

また、教員の負担軽減について、業務時間等の数値で示すことはできないのかとの質疑もあり、数字の把握はできていないが、基本的には土、日曜日のどちらか1日部活動を実施し、その日については教員ではなく指導者の方に指導していただけるので、教員の業務の軽減はできているとの答弁がありました。

次に、公民館研究大会・生涯学習推進大会事業の課題について、令和5年度は先進的取組事例の発表も取り入れていく必要があるとあるが、どのような検討をしているのかとの質疑があり、今年度以降は、町内の取組事例にないような先進的な取組を行っている町外の公民館で防災活動に力を入れたり、子どもの居場所づくりに取り組んだりしている地域の活動を町内の方に知っていただくことによって刺激になればよいと思い、発表の依頼をしている状況であるとの答弁がありました。

委員からは、町外の先進的事例は参考になる。数年に1回は町外の先進的事例の発表をぜひ取り入れてほしいので、前向きに検討してもらいたいとの意見がありました。

次に、個別避難計画策定事業について、個人情報取扱いの関係等から策定件数が伸びていないようであるが、どのように対処するのかとの質疑があり、個別避難計画には近隣協力員として避難支援する人を特定して記載する必要があることから、その責任を重く感じ、計画の策定になかなか結びついていない状況がある。引き続き、個別避難計画の重要性を周知していく必要があるとの答弁がありました。

次に、地域敬老事業補助事業について、以前のイベント事業から各地域が実施する敬老会に補助するよう見直しているが、費用対効果はどうであったかとの質疑があり、これまでも地元で敬老会を実施している地区からは、町が補助することにより地元の負担が軽減できたと聞いており、効果はあったと感じているとの答弁がありました。

また、23の行政区のうち13の行政区等が本事業を活用して敬老会を開催したとあるが、

実施していない地区に個別に連絡をしているのか。また、課題として事務負担の軽減とあるが、今年度はどのような対応をしたのかとの質疑もあり、敬老会を実施していない地区に個別に連絡は取っていない。事務負担については、今年度からは、敬老会を実施した後にこれらをまとめて1回で手続できるよう簡素化したとの答弁がありました。

委員からは、事業を実施する場合は住民の反応が大切であり、アンケートを行い、次につなげてほしいとの意見や、事業を実施していない行政区の間で不平等とならない方法を検討してほしいとの意見がありました。

次に、保険課職員の年間総実労働時間について質疑があり、令和4年度に比べ令和5年度は年間総実労働時間が多い職員が4名いるが、適正な労働時間なのか。また、改善していくような取組を行っているのかとの質疑があり、年間総実労働時間が増加した理由は、マイナ保険証の紐づけ誤りが一部の保険者で発覚したことから、全保険者において全件点検するという緊急的な事務が増えたこと、介護サービスを受ける際に必要となる認定調査が、コロナ禍期間は省略することができていたが、再び全件認定調査が必要となったため、認定調査事務が一時的に急増したこと、令和5年度は第9期介護保険事業計画を策定する年で、介護保険料の設定に伴う事務が生じたことにより労働時間が増えたと答弁がありました。

次に、私立保育所等安全対策事業について、安全装置が設置されたことはいいが、ヒューマンエラーによる事故を防ぐためにも指導や確認は行っているのかとの質疑があり、装置に任せ切りにならず、確認を徹底するよう、各園への周知に努めたいとの答弁がありました。

次に、若年出産世帯応援事業について、制度の周知と利用者の意見の反映をどのように行っているのかとの質疑があり、アンケートを実施しており、回答の内容を参考にし、事業の改善や周知に活用していきたいとの答弁がありました。

次に、総合健診事業について、特定健診目標率を60%に設定しているが、受診率は38.6%であり目標に達していない。どういう方法にすればこの受診率が上がると考えるのかとの質疑があり、対策として、健診を休日に実施したり、レディース健診の対象者を拡大したりしてきた。また、受診勧奨については、今までの勧奨方法を見直し、受診率を上げていきたいとの答弁がありました。

委員からは、目的、目標をしっかり持ち、国が60%だから目標値を60%にするのではなく、町の現状に合わせた手の届く目標値の設定から徐々に上げていくことも検討してほしいとの意見がありました。

次に、健康課所管事業の予算不用額の要因について質問があり、予防費の報償費及び委託料の不用額の要因については、新型コロナウイルスワクチン接種は当初1年間実施する予定であったが、集団接種については12月で終了したため減ったためであること、保健衛

生総務費の補助金の不用額の要因については、町内の全医療機関分を補正予算に計上したが、申請する医療機関が少なかったため執行率が低くなったとの答弁がありました。

以上のように慎重な審査を行い、採決の結果、全員一致をもって認定と決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第69号令和5年度松前町水道事業会計決算認定について御報告いたします。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致をもって認定と決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第70号令和5年度松前町下水道事業会計決算認定について御報告いたします。

審査において、令和5年度松前町下水道事業会計決算審査意見書には、監査委員の意見として、収益を一般会計からの繰入金に依存しているため、今後も適正な経費負担区分を前提とした独立採算の原則に立ち、経営の健全化に努めていただきたいとの記載があるが、今後の経営健全化の取組について質疑があり、下水道事業は、現在のところ一般会計からの繰入れにより経営が成り立っている状況である。今後も下水道の接続率向上による収益の増加やさらなる経費の削減などに取り組み、独立採算による経営を目指して、引き続き努力していきたいとの答弁がありました。

次に、下水道の接続率向上の取組について質疑があり、令和5年度末時点での接続率は約80%である。今後も下水道に接続した場合のメリットについて広報等で周知啓発を行うなど、引き続き接続率の向上に向けて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

以上のように慎重な審査を行い、採決の結果、全員一致をもって認定と決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第68号から議案第70号までの御報告を終わります。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

ここで、1時間経過しましたので、11時50分まで休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

12時をまたぎますが、議案第75号まで進めたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

議案第68号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

議案第68号を委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は委員長の報告どおり認定することに決定しました。

議案第69号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

議案第69号を委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は委員長の報告どおり認定することに決定しました。

議案第70号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

議案第70号を委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は委員長の報告どおり認定することに決定しました。

~~~~~

日程第14 議案第71号 令和6年度松前町一般会計補正予算(第2号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第15 議案第72号 令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第16 議案第73号 令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第17 議案第74号 令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第18 議案第75号 令和6年度松前町水道事業会計補正予算(第1号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(住田英次) 日程第14、議案第71号令和6年度松前町一般会計補正予算第2号、日程第15、議案第72号令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号、日程第16、議案第73号令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号、日程第17、議案第74号令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号及び日程第18、議案第75号令和6年度松前町水道事業会計補正予算第1号の5件を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長影岡俊範議員。

○予算決算常任委員長(影岡俊範議員) 去る9月3日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第71号から議案第75号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第71号令和6年度松前町一般会計補正予算第2号は、1億8,115万1,000円を追加し、総額を138億7,241万4,000円とするものです。

審査の過程において、総務部所管等については、家具等固定促進事業について、世帯主に家具等の固定器具の購入・設置費用の一部、上限1万5,000円を補助するようにしているが、予定の100件を超えた場合どうするのかとの質疑があり、この事業は令和6年度、令和7年度の2か年を予定している。今年度予算で100件に早い段階で達した場合は、財政課等と協議しながら柔軟な対応を考えたいとの答弁がありました。100件と設定した根拠はとの質疑には、松前町とほぼ同世帯数の伊予市が100件としている。近隣市町の世帯数を参考に100件と設定したとの答弁がありました。

続きまして、産業建設部所管については、担い手総合支援事業について、補助対象者が

3 法人、1 個人だが、要望が多くなった場合はどうするのかとの質疑があり、この事業は県の補助金があることからその範囲内で運用している。今回要望された方は県補助金が3分の1あり購入できるが、もし要望が増えた場合は補助率が下がるおそれもあることから、機械を購入する必要がある方に対しては、今年度必要かどうかの聞き取り等を行い、対応するようになるとの答弁がありました。

また、補助対象法人として松山市農協が2件となっているその内容について質疑があり、松山市農協が認定新規就農者に対してリースをするための機械購入費と、就農をこれから目指そうとする候補者に対する研修費用であるとの答弁がありました。

次に、野菜・花き等産地供給力強化支援事業について、県補助金の補助率が下がったのではないかと質疑があり、県補助金については他市町からの要望が増えたことから、予算枠の調整が行われて補助率が下がったが、その分、町の負担割合が上がっているとの答弁がありました。

次に、木造住宅耐震化促進事業について、住民の関心が高まっている中、松前町耐震改修促進計画では令和12年度に耐震化率90%を目指すということであれば、この事業は続ける必要がある。今年度の予算額に達した場合、再度補正で対応するのか。また、当初予算では2,489万円を計上していたが、昨年同月の事業執行は約3,500万円である。昨年度の事業執行を検証して当初予算を計上したのかとの質疑があり、今後も普及促進を行い、補正予算が必要となった場合は補正で対応し、事業を推進したい。また、当初予算の設定については、過去5年間の申込数等の平均で予算を計上しているとの答弁がありました。

また、この事業は数年実施しているにもかかわらず申込件数が急に増えているということは、事業の周知不足があるのではないかと質疑に、地震の発生により不安感が高まり、応募される方が増加していると考えている。今後も周知に関してはいつも以上に力を入れて行っていきたいとの答弁がありました。

続きまして、保健福祉部所管については、町立保育所事故防止カメラ等増設工事について、松前ひまわり保育所に9台、黒田保育所に5台のカメラを設置するが、14台で250万円という金額は妥当か、またこの工事に補助金はつかないのかとの質疑があり、未設置であった保育室へカメラを増設し、保育室の状況を職員室で見ることができるようにするネットワークの構築費用がかかるためこの金額になった。また、令和6年度当初予算に計上している性被害防止対策に係る設備等支援事業の補助金が活用できることから、カメラの設置の財源にしたいとの答弁がありました。

次に、松前ひまわり保育所グラウンド改修工事について、グラウンド内にある池が衛生面及び安全面について適切な保育の妨げになっているとある。現状はどうなっているのかとの質疑があり、衛生面では、排水機能が働かず、臭いや虫の発生を確認した。また、安全面では水を求めて蜂やカラスが飛んでくることが、園庭で遊ぶ園児が池に落ちる事案も

発生していることから、池の撤去を行うものであるとの答弁がありました。

次に、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金について、この補助金には上限があるのかとの質疑があり、この事業には上限額が2種類あり、ケアハウス玉泉の事業は1,540万円、グループホームエンゼルながわらと高齢者福祉施設ひまわりのたねの事業はそれぞれ773万円であるとの答弁がありました。

次に、子育てサロン支援事業について、子育てサロンの実施団体が増えたということだが、実施団体と補助金の支出はどのようになっているのかとの質疑があり、現在、徳丸、中川原の2団体が町の補助金を受けて実施されており、今回新たに実施する団体となったのは横田地区である。補助金は1団体上限5万円を交付するが、各団体の会計については、通帳等を確認し、実績を確認した上で補助金の支出をしているとの答弁がありました。

次に、放課後児童クラブの事故防止カメラ設置工事について、施設によりカメラの台数に差があるのはなぜかとの質疑があり、施設の玄関には3施設ともカメラを設置するが、放課後児童クラブの部屋の数、松前は5部屋、岡田4部屋、北伊予3部屋と違いがあるためであるとの答弁がありました。

また、6月の一般質問で、各小学校の防犯カメラの設置状況は北伊予3台、松前3台、岡田1台との答弁があったが、今後教育委員会と連携しながら進めることは考えているのかとの質疑があり、今回設置を行う場所は保育施設という観点で設置するものであるが、設置の考え方について情報を共有しながら考えたいとの答弁がありました。

以上のように慎重な審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第72号令和6年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、655万7,000円を追加するものです。

補正予算の主なものは、令和5年度の決算に伴い、一般会計繰入金の精算を行うもので、繰入超過分を一般会計に返還するものです。また、産前産後期間における国保税の免除制度創設に伴うシステム改修費、マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う市町村事務処理標準システム改修費などを計上するものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第73号令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、115万6,000円を追加するものです。

これは、令和5年度の決算に伴い一般会計繰入金の精算を行うもので、繰入超過分を一

般会計へ返還するものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第74号令和6年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、保険事業勘定に7,844万1,000円を追加し、介護サービス事業勘定に149万円を追加するものです。

保険事業勘定の保険課所管分では、令和5年度の決算に伴い、国及び一般会計に返還するとともに、介護保険事業運営基金へ積み立てるものです。また、昨年度利用実績がなかった要支援受給者のグループホームの利用に伴い、地域密着型介護予防サービス給付費の負担金を増額するものです。福祉課所管分では、令和5年度の精算に伴い、国、県及び社会保険診療報酬支払基金に返還するものです。

次に、介護サービス事業勘定については、要支援認定者数やサービス利用者の増加に伴い、介護予防ケアプランの委託件数の増加が見込まれるため、介護予防支援事業費の委託料を計上するものです。

審査において、委員から、要支援認定者数やサービス利用者が増加したとの説明があったが、何件増えたのかとの質疑があり、当初の積算時には、プランの委託件数を年間530件と見込んでいたが、今年度6月までの実績を基に年間869件になる見込みとなったとの答弁がありました。

以上のように慎重な審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第75号令和6年度松前町水道事業会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、収益的収入及び支出の予定額に、支出121万円を増額するものです。

これは、現在運用中の水道料金システムについて、水道料金の改定を予定するに当たり、新料金体系への移行に必要なシステム改修の経費として121万円を増額補正するものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第71号から議案第75号までの報告を終わります。

**○議長（住田英次）** 委員長の報告を終わります。

議案第71号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第71号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第72号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第72号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第73号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第73号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第74号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第74号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第75号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第75号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は委員長の報告どおり可決されました。

ここで13時20分まで休憩いたします。

午後 0 時14分 休憩

午後 1 時20分 再開

○議長（住田英次） 再開します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第19 議員提出議案第 1 号 防災・減災・国土強靱化対策の更なる推進を求める  
意見書の提出について（上程、提案理由説明、質  
疑、討論、採決）**

○議長（住田英次） 日程第19、議員提出議案第 1 号防災・減災・国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員） 議員提出議案第 1 号防災・減災・国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり松前町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和 6 年 9 月25日。

松前町議会議長住田英次様。

提出者、松前町議会議員村井慶太郎、賛成者、松前町議会議員加藤博徳、同藤岡緑、同稲田輝宏、同影岡俊範、同城村トキ子、同田中周作、同曾我部秀司、同渡部恵美、同西村元一、同池田幸子、同池内邦仁、同重松知之。

提案理由。

国による令和 7 年度までを期間とする防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策終了後も切れ目なく、各分野における対策を着実に推進していく上で、十分な予算を安定的かつ継続的に確保する必要がある。

よって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

なお、提出する意見書及び提出先は、お手元に配付したとおりであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議員提出議案第1号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第1号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第20 議案第76号 松前総合文化センター中規模改修建築主体工事請負契約の締結について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次） 日程第20、議案第76号松前総合文化センター中規模改修建築主体工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 追加議案書の議案書3ページをお開きください。

議案第76号について提案理由を申し上げます。

松前総合文化センター中規模改修建築主体工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、永井会計課技監に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次） 永井会計課技監。

○会計課技監（永井 仁） 議案第76号について補足して説明します。

参考資料により説明させていただきます。

参考資料3ページを御覧ください。

入札日は令和6年9月12日、入札方法は低入札価格調査制度を適用した入札後審査型一般競争入札で実施しました。入札参加者は、まさき建設株式会社1者です。入札の結果、まさき建設株式会社が予定価格制限の範囲内の価格で低入札調査基準価格以上の有効な入札を行いましたので、まさき建設株式会社を落札者とし、1億1,220万円で仮契約を行っております。

次に、4ページを御覧ください。

位置図となります。

5ページから10ページまでが平面図で、11ページから14ページが立面図となります。

この工事の主なものは、エレベーターの更新、外壁のタイルの貼り替え及び建具や内装の改修を行うものです。

15ページを御覧ください。

入札執行表になります。ここに記載されている金額は、消費税抜きの金額となっております。予定価格 1 億365万6,800円に対して入札金額は 1 億200万円で、落札率は98.4%となります。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第76号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第21 議案第77号 松前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）**

○議長（住田英次） 日程第21、議案第77号松前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議案書の5ページをお開きください。

議案第77号について提案理由を申し上げます。

松前町教育委員会委員廣藤絢子氏の任期が令和6年11月19日をもって満了となることに伴い、改めて教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により同意を求めるものです。

参考として本人の経歴を添付しておりますので、御参照ください。

御審議の上、御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（住田英次） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第77号を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は同意することに決定しました。

~~~~~

日程第22 議選第1号 松前町選挙管理委員及び補充員の選挙について（上程、指名
推選）

○議長（住田英次） 日程第22、議選第1号松前町選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

本件については推選を各校区にお願いしていますが、その結果が議長の手元に届いていきますので、事務局長に発表させます。

楠田事務局長。

○議会事務局長（楠田匡志） 失礼いたします。

それでは、発表いたします。

選挙管理委員に松前町大字筒井、小糸和夫さん、松前町大字南黒田、渡辺正治さん、松前町大字鶴吉、久津那博さん、松前町大字西高柳、松浦憲夫さん。

選挙管理委員補充員です。

松前町大字浜、安達保夫さん、松前町大字浜、永見修一さん、松前町大字中川原、井口等さん、松前町大字昌農内、藤井秀治さん。

以上です。

○議長（住田英次） ただいま事務局長が発表した方には、全員了解をいただいています。

す。

お諮りします。

ただいま事務局長が発表した方を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、選挙管理委員には小糸和夫さん、渡辺正治さん、久津那博さん、松浦憲夫さん、選挙管理委員補充員には安達保夫さん、永見修一さん、井口等さん、藤井秀治さん、以上8名を当選人と決定しました。

なお、選挙管理委員補充員については、地方自治法第182条第3項の規定により補充の順位を決めておくことになっていますので、抽せんを行いたいと思います。抽せんは、校区ごとの補充員の代理人により、くじによる抽せんを行います。安達保夫さんを池田幸子議員、永見修一さんを西村元一議員、井口等さんを池内邦仁議員、藤井秀治さんを重松知之議員、以上の議員にお願いします。くじは抽せん棒で行います。代理人は、事務局長の読み上げ順にくじを引いてください。くじの若い番号が上位となります。

代理人に指名した議員は演壇前で抽せんを行いますので、お集まりください。

順位が決定しましたので、発表します。

補充の順位は、抽せんの結果、第1位永見修一さん、第2位安達保夫さん、第3位藤井秀治さん、第4位井口等さん、以上のように補充の順位が決定しました。

お知らせします。

委員会に付託されました議案第76号の議案審査は、休憩中に総務産業建設常任委員会を開催し、審査をお願いします。

ここで暫時休憩します。

午後1時36分 休憩

午後3時13分 再開

○議長（住田英次） 時間前ですが、本会議を再開します。

~~~~~

**日程第23 議案第76号 松前総合文化センター中規模改修建築主体工事請負契約の締結について（委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）**

**○議長（住田英次）** 日程第23、議案第76号松前総合文化センター中規模改修建築主体工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長稲田輝宏議員。

**○総務産業建設常任委員長（稲田輝宏議員）** 本会議におきまして、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第76号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

審査において、落札業者は江川住宅外壁改修工事も落札しているが、従業員数は足りているのか。また、この工事を下請に出すのではないか。そのような業者を入札から排除できないのかとの質疑があり、従業員数は足りていると捉えている。入札については、一般競争入札で資格を満たしている以上、排除することはできない。また、下請については、下請届が提出されているので、その届けを確認していきたいとの答弁がありました。

以上のように慎重な審査を行い、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第76号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第24 議員派遣の件

○議長（住田英次） 日程第24、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

なお、研修内容等に変更が生じた場合、議長において判断をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

お諮りします。

各常任委員会が、松前町委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から御挨拶があります。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介） 議長の許可をいただきましたので、令和6年第3回定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に当たりまして十分に配慮をまいります。

さて、来月中旬から、役場庁舎内において、松前町パラアートギャラリー事業を実施いたします。この事業は、町内在住または町内の障がい福祉サービス事業所を利用されている障がいのある方々の文化芸術活動の成果発表及び作品展示の場を庁舎内に設けることにより、障がい者の方々の作品制作意欲を高め、社会参加を図ることを目的とするもので、本年3月に策定した松前町第4期障がい者基本計画の基本目標、スポーツ・文化芸術活動等の推進に取り組むとともに、障がいのある方に対する理解と認識を深めることで、多種多様な人々が互いの個性を尊重して受け入れ、認め合い、個々の能力を十分に発揮できる場を生み出すダイバーシティ&インクルージョンの取組を推進するものです。

この事業の芸術作品を応接室、副町長室、議長室、庁舎1階、2階に展示をいたしますので、ぜひ御覧いただいて、芸術の秋を楽しんでいただけたらと思います。

終わりに、議員各位におかれましては一層御自愛くださいますとともに、今後も町政の推進に御協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（住田英次） これにて令和6年松前町議会第3回定例会を閉会します。

午後3時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 住 田 英 次

松前町議会議員 村 井 慶 太 郎

松前町議会議員 藤 岡 緑

